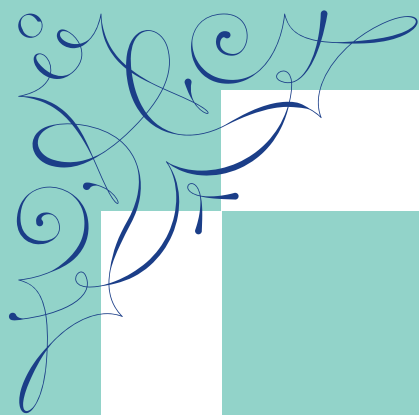




Audit Quality Report 2025-2026

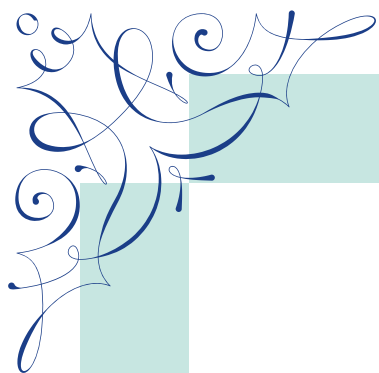
監査品質のマネジメントに関する年次報告書

アーク有限責任監査法人



アーク有限責任監査法人





Audit Quality Report 2025-2026

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

アーク有限責任監査法人



1

Contents



はじめに	4
------	---

2

当社の特色と経営管理体制

当社の特色	6
-------	---

当社の特色

監査品質向上に向けた考え方

業種別・証券取引所別クライアントの状況

非監査業務の位置付け

職位毎の人員構成及び全体に占める構成比率と開放的な組織文化・風土

経営管理体制	10
--------	----

沿革

拠点

経営の基本方針と果たすべき役割

経営管理組織

当社の組織図

社員会

理事会（経営執行機関）

ステークホルダーの方々とのコミュニケーション

ボードメンバーの略歴とメッセージ

監事会

業務の品質管理に係る専任部署

品質管理に関する責任

サステナビリティ情報開示に対する取組と

当社の温室効果ガス削減への取組

各組織の役割

委員会制度

法令遵守に関する措置

3

品質管理の状況等	28
----------	----

1. 品質管理基盤と監査品質マネジメントの実施

品質管理目的

当社のリスク評価プロセスと評価結果

品質管理システムの実施状況と評価結果

ガバナンス及びリーダーシップ

職業倫理及び独立性

社員及び補助者等のローテーション

インサイダー取引の防止

情報セキュリティ

監査契約の新規の締結及び更新

業務の実施

当社の業務運営に関する資源（リソース）

情報と伝達

品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

監査事務所間の引継

2. 人的基盤 ————— 48

人的基盤の充実に関する基本的な考え方
職員の採用及び評価
監査従事者に対する研修状況と人事考課
社員の報酬の決定に関する事項
多様な働き方とワークライフバランスの実践
非常勤者に対する考え方
監査業務に対するクライアントの規模や特性を踏まえた人財投入
ダイバーシティ

3. IT基盤 ————— 58

IT基盤の整備状況
社会環境の変化へのデジタル対応
業務の標準化と自動化による効率化
DXを利用した会計監査
情報セキュリティ
今後の取組

4. 財務基盤 ————— 66

報酬依存度に関するサステナビリティ
有限責任監査法人与無限責任監査法人の区分
公認会計士職業賠償責任保険加入の状況
財務データ
貸借対照表
損益計算書

5. 国際対応基盤 ————— 68

当社の国際的グループへの加盟状況
ジャパンデスク
グループ監査への対応状況
クレストン・アジア・パシフィックカンファレンスや
ワールドカンファレンスへの参加

監査法人のガバナンス・コードの適用状況 ——— 72

上場会社等主要な被監査会社名 ————— 90

4

5



はじめに



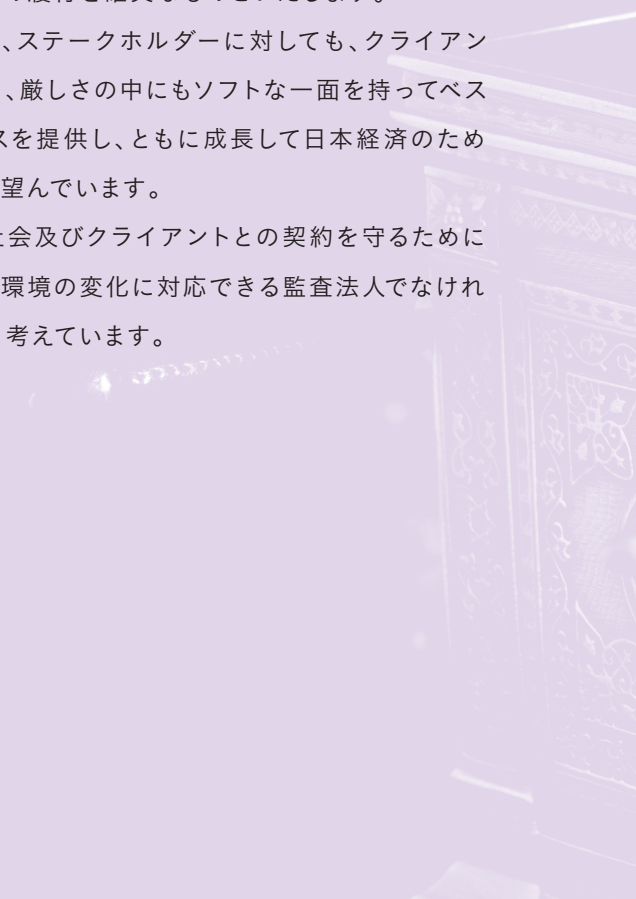
「アーク」は旧約聖書の出エジプト記などに出てくる言葉ですが、神がモーセに指示して民に作らせた「契約の箱」を指しています。当社はこれを社名として用いています。アークの中には、モーセが神から授かった十戒が記載された石板や律法が記載された書面が入っているとされており、神との「契約の箱」と言われているものです。また、アークには知識の天使ケルビムの装飾があると記されています。

当社は、監査法人として社会に対しての義務を果たす必要があります、また、クライアントに対しても恥ずかしくないような会計監査業務を提供することを目的とした会社であります。このため、アーク（契約の箱）には会計監査を通じた適切な投資判断となる会計情報及び非財務情報の信頼性の提供という社会及びクライアントとの契約を、それぞれ守る組織でなければならないという信念が社名の由来であります。

ステークホルダーとの適切な会計情報を担保する契約（当社と複数の投資家との契約）と、クライアントとの適切な会計監査を提供する契約（当社とクライアントとの個別の契約）の履行を確実なものいたします。

また、当社は、ステークホルダーに対しても、クライアントに対しても、厳しさの中にもソフトな一面を持ってベストのサービスを提供し、ともに成長して日本経済のためになることを望んでいます。

このような社会及びクライアントとの契約を守るためには、常に社会環境の変化に対応できる監査法人でなければならないと考えています。



当社は、クライアントの経営者との徹底したコミュニケーションを大変重視しております。このことがクライアントの経営に関する理解を深め、無駄のない効率的な会計監査を進めることに繋がってまいります。当社の会計監査は、クライアントとのコミュニケーションによって、監査時間を集中すべきポイントの絞込みをすることが重要であると考えております。

これは、クライアントに対しても当社にとっても有益な結果を生むものであると信じています。

その結果、無駄なコストをかけず、また、会計監査の時間を多く費やすことを防止することになり、クライアントにとっても当社の構成員にとっても有益な結果がもたらされることになると考えています。

本年次報告書は、様々なステークホルダーの皆様との対話の材料とさせていただき、当社の監査品質の向上に資することを目的としているものであります。このため、当社のホームページ及び日本公認会計士協会のホームページにおいても公開しております。



理事長 二階堂博文

2

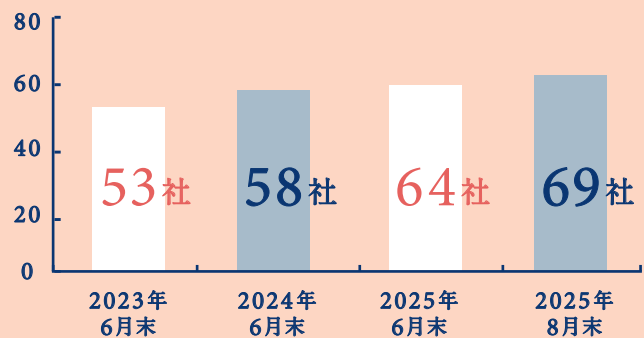
当社の特色と経営管理体制

当社の特色

当社の特色

会計監査の法律的根拠は様々ですが、その中でも特に当社が重要視している会計監査は、社会的影響力の強い上場会社の金融商品取引法監査であります。このため、人的リソースをはじめ、多くの経営資源を上場会社の会計監査に集中させています。参考までに、当社の上場クライアント数の推移を示しますと、以下のとおりです。

上場クライアント数



会社法監査のクライアントの多くは、上場会社の連結対象子会社ですので、上場会社を中心とした会計監査が正に当社の主要業務となっています。さらに、人的リソースが許される範囲内で、IPO関連業務にも取り組んでおります。この結果、クライアントには将来の上場会社として日本経済の発展に貢献していただけることを希望しております。

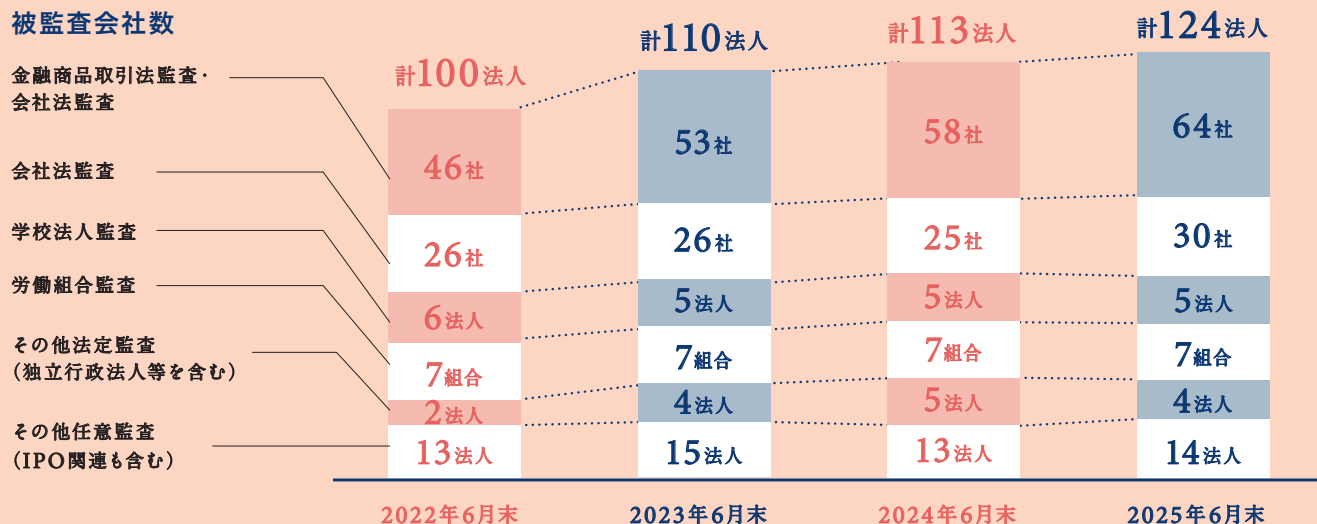
参考までに、当社が実施しているIPO関連業務の取組状況を示しますと、以下のとおりです。IPO関連業務契約社数も徐々に増加しておりますが、断念している会社も見受けられます。

IPO関連業務への取組状況

	2023年 6月期	2024年 6月期	2025年 6月期
IPO実績	0	0	1
IPO断念クライアント数	1	0	3
IPO関連業務契約社数	3	5	2

このように、当社の会計監査には特色があるものの、当社は、上場会社の会計監査に特化しているわけではなく、学校法人や労働組合、さらには公益法人や独立行政法人等の監査も行っており、総合的に会計監査を通じた社会貢献を目指しております。

被監査会社数



会計監査の根拠となる法律によって、その社会的使命や社会的影響力が異なるものではなく、社会の期待に応えるためには、適切な監査を行うという監査品質の向上が大変重要なものとなっております。このため、当社での継続的な品質管理への取組は欠かせないものとなっております。

監査品質向上に向けた考え方

大きな監査法人では会計監査に限らず、コンサルティングやその他の業務を行い、総収入のうちに大きく占めている監査法人グループも多く見受けられます。しかしながら、当社は、総収入に対する監査業務収入の割合は極めて高く、直近では97.0%とその大半が監査業務であります。

	2023年 6月期	2024年 6月期	2025年 6月期
業務収入に占める 監査報酬の割合	96.1%	97.6%	97.0%
監 査	1,988,155千円	2,287,867千円	2,496,590千円
非 監 査	80,206千円	57,153千円	76,832千円
計	2,068,361千円	2,345,020千円	2,573,422千円

※非監査の内容はAUP(合意された手続業務)及びIPOを目指すクライアントに対する財務アドバイザー業務等によるものであります。

このように、当社は非監査業務の中でもコンサルティング業務の重要性は認識しながらも、監査品質向上のために資源を監査に集中させるという考えで運営を行っております。当社では、会計監査の品質の持続的な向上のために、理事長がその経営理念を社内の構成員に向けて伝達しており、その結果を受けて社員及び職員がそれぞれの役割を主体的に果たしております。

業務の実施においては、業務執行社員が補助者の意見を受け入れる風土を重視しており、業務執行社員が単独でクライアントとの打ち合わせを行い、会計処理等を決めてしまうことは禁止しております。また、会計監査の品質を持続的に向上させるために、独自の研修プログラムを策定しております。監査品質向上のための取組状況に関しては当社のホームページでも開示しております。当社はさほど大きな監査法人ではありませんが、それだけに会計監査において重大な事故を起こすことはサステナブルな組織体ではなくなる危険性があるため、監査品質向上を極めて重視して継続的に改善しております。また、改善すべき点があった場合には、理事長及び品質管理担当理事が先頭に立って、その根本原因を究明して改善に当たる方針であります。



業種別・証券取引所別クライアントの状況

当社のクライアントの業種及び上場市場の区分を示しますと、以下のようになっております。札幌証券取引所上場のクライアントは、札幌オフィスが管轄しており、名古屋証券取引所上場のクライアントは大阪オフィスが管轄しております。

業 種	上場市場 東京証券 取引所 単独	札幌証券 取引所 単独	東京及び 札幌証券 取引所	東京及び 名古屋証券 取引所
食品	3	—	1	—
建設・資材	4	—	—	—
素材・化学	5	—	—	—
医薬品	1	—	—	—
自動車・輸送機	3	—	—	—
鉄鋼・非鉄	1	—	—	—
機械	3	—	—	2
電機・精密	7	—	—	—
運輸・物流	—	1	—	—
商社・卸売	5	—	1	—
小売	6	—	—	—
情報通信・ サービスその他	19	—	—	2
計	57	1	2	4

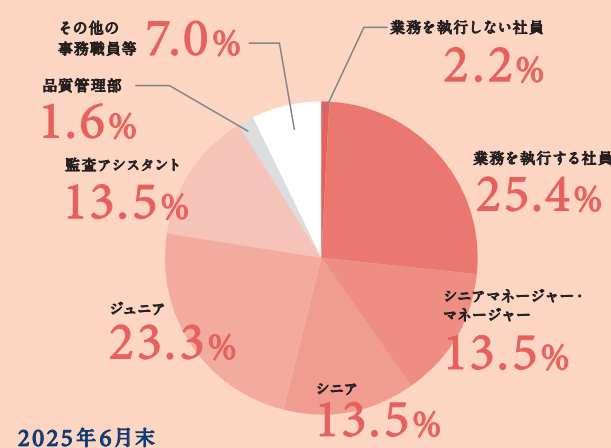
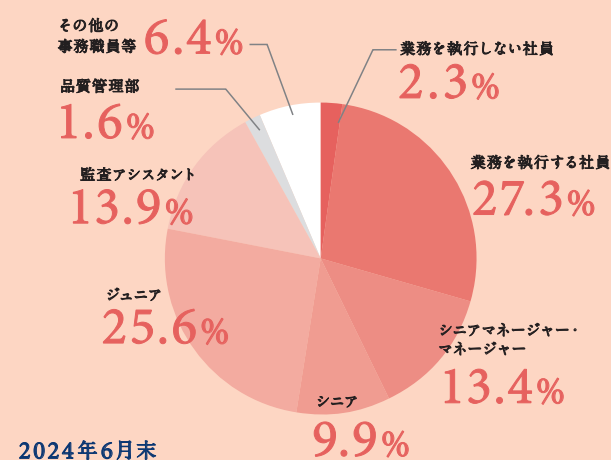
非監査業務の位置付け

当社の主な収益源は会計監査業務であります。今後のいろいろな働き方を見据えた場合、公認会計士としての専門的能力を生かして別の分野で活躍することも重要であると考えており、実際にそのような業務を希望する者も増加しています。そのため、当社としては、そのような要望に応えるために、業務開発委員会を中心にデューデリジェンス業務やAUP及びIPOを目指すクライアントに対する財務アドバイザー契約等の非監査業務の受嘱にも注力する方針を継続しています。なお、いわゆるコンサルティング業務については、積極的には実施しない方針であります。しかしながら、構成員のコンサルティング能力を高めたいという要望もあることから、構成員にとって有益であると考えられるコンサルティング業務の機会がある場合には、その業務内容から利害関係及び独立性を慎重に判断して、監査業務に支障が生じない範囲内において実施することとしております。

職位毎の人員構成及び全体に占める構成比率と開放的な組織文化・風土

当社は、パートナーと言われる社員の数が多いという特徴があります。当社の職位別人数及び構成比を示すと以下のようになります。

期別人員及び構成比率



※2024年度に、従来の監査サポート部の一部を、監査業務部内のIT監査グループとして再編成したため、前年度以前は現在の組織図に合わせて比較可能なように組み替えています。

監査チームは各クライアントの状況に応じて組成されますので、監査チームの構成は一概には言えないものであります。

おおよそではありますが、職位としては業務を執行する社員、シニアマネージャーからシニアまで、並びにジュニアが同数程度、そこに約半数の監査アシスタントが在籍しており、1:1:1:0.5 という構成で監査業務に従事するようなチーム構成になっております。

このような構成の下で、監査業務に携わる監査チームのメンバーはその経験値に応じた業務を行っております。業務報告を通じて、会計・監査に関する問題点の議論が自由に行える環境を整備するように、理事長から社員に指示がなされており、監査チームの上位者が判断を押し付けるようなことは決してないように指導がなされています。

クライアントに適切な監査業務を提供するためには、バランスの取れた人員構成が必要であると認識しています。適切な監査を行っていくためには適切な人員構成を目指し、実現できたならばそれを維持しなければなりません。

そのために、いくつかの指標について当社としての目標値を定めており、その目標値に近くなるように運営しております。

この結果、ステークホルダーに当社の適切な監査実施体制の一要因が理解されるとともに、監査品質の向上にもつながると確信しております。

KPIの状況

		2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
KPI	目標値	目標値		
一人当たりのクライアント数	0.6	0.71	0.66	0.67
社員1人当たりのクライアント数	3.0	2.68	2.40	2.64
社員1人当たりの金商法・会社法のクライアント数	2.0	1.29	1.23	1.36
公認会計士1人当たりのクライアント数	2.0	2.97	3.14	3.02
公認会計士1人当たりの金商法・会社法のクライアント数	1.0	1.43	1.61	1.56
全ての人員に対する社員の比率	0.25	0.26	0.30	0.28
社員を含む公認会計士が指導する公認会計士試験合格者の人数	0.50	0.47	0.58	0.47
全ての監査従事者に対するアシスタントの割合	0.33	0.22	0.19	0.21

これらの指標が、短期間に目標値に到達することはありませんが、目標値に近づけるように経営努力を行っております。基本的に、当社はシニアクラスが不足していることが原因で、目標値に届いていないのですが、ジュニアの育成によりシニア昇格者が今後は増加すると考えられますので、長期的には達成できると考えております。



経営管理体制

沿革

当社はアーク有限責任監査法人(英文名 ARK LLC)と称し、

ホームページアドレスは、<https://www.ark-audit.com/> であります。

当社は、2019年7月1日より有限責任監査法人に移行しております。また、公認会計士法の改正に伴い、2023年12月に公認会計士法第34条の34の2に定める上場会社等監査人名簿に登録されています。

当社の沿革

1975年4月1日	大阪府大阪市に近畿第一監査法人を設立／東京都文京区本郷に聖橋監査法人を設立
1982年8月17日	東京都中央区八重洲に明治監査法人を設立
2004年3月3日	東京都新宿区西新宿にアーク監査法人を設立
2016年1月4日	明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更
2016年7月1日	聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併
2019年7月1日	有限責任監査法人に移行し、法人名称を明治アーク監査法人からアーク有限責任監査法人に変更
2020年7月1日	近畿第一監査法人とアーク有限責任監査法人が合併

拠点

当社は、東京の新宿本社を中心として、札幌・浜松・静岡・富山・金沢・大阪の7か所にオフィスを設置しております。新宿本社以外の各地方オフィス設置の経緯は、それぞれの地域に密着した監査サービス体制を整えることが、クライアントにとって重要であるという考え方に基づくものであります。

そのため、地方オフィスに所属するメンバーは、極力、当該地域出身者とし、細やかでかつ地域に密着したクライアント対応を可能にしています。

新宿本社及び東京オフィス

〒160-0023

東京都新宿区西新宿1丁目23番3号 廣和ビル

電話 03-3342-5967(代表) FAX 03-3342-5972

札幌オフィス

〒060-0031

北海道札幌市中央区北1条東2丁目5番地2

いちご札幌創成第1ビル

電話 011-212-1834 FAX 011-212-1835

浜松オフィス

〒430-0933

静岡県浜松市中央区鍛冶町140番地 浜松Cビル

電話 053-456-0070 FAX 053-456-0071

静岡オフィス

〒420-0859

静岡県静岡市葵区栄町3番地9 朝日生命静岡ビル

電話 054-291-6195 FAX 054-291-6196

富山オフィス

〒930-0029

富山県富山市本町9番10号 大同生命富山ビル

電話 076-464-6472 FAX 076-464-6473

金沢オフィス

〒921-8011

石川県金沢市入江2丁目82番1 吉村ビル

電話／FAX 076-225-6521

大阪オフィス

〒540-0012

大阪府大阪市中心区谷町1丁目2番6号 京阪谷町ビル

電話 06-6232-8572



経営の基本方針と果たすべき役割

当社は、投資家保護の目的のために、適正な企業財務情報開示を担保するという、社会的要求に応えるべく、適正な監査を実施することを経営理念としております。このような理念の実現に向けて、被監査会社をはじめとする各ステークホルダーから、堅い監査判断をする監査法人と言われることを目指しています。このためには、

- 監査チームが、絶対に監査事故を起こさないという緊張感を持ち、監査品質を重視した監査を継続的に実践する姿勢を維持する。
- 社会環境が変化すれば、監査の視点や監査の手法も変化するため、社会環境の変化に対応した監査の実施を目指す。
- 今後、人口の減少によって監査従事者人口も減少が見込まれるため、監査の効率化が必要であり、AIを活用することによる効率化も考えられるが、被監査会社の経営環境に関する経営者との対話を通じた監査人の理解を重視する。

という基本方針に基づき経営を行っております。

当社の目的は、公正で厳格な監査を適正な費用で提供することにより、企業の財務情報への信頼性の付与と安心できる社会の実現に向け、企業の長期的な成長と発展をサポートすることにあります。

このように、監査を通じて日本経済の活性化に貢献することが、当社の社会的役割であると考えております。

この経営理念を当社の構成員が共通の価値観として継続的に保持できるように、全構成員が遵守すべき「スタッフマニュアル」において示しております。

経営管理組織

経営管理業務は理事会を中心に行っております。理事会の構成員がそれぞれの管掌を受け持ち、経営の重要事項に関しては理事会決議の下に意思決定を行っております。理事長が理事会の全体を掌握しており、当社の業務運営及び経営管理の全責任は理事長が負っております。

理事会を構成する理事は、3年毎に実施される総社員による選挙によって選任されます。直近では、2025年6月に選挙が行われ、2025年9月より新理事会体制となっております。次回の選挙は2028年6月に行われます。

当社の最高意思決定機関は社員会であり、社員会で決定する重要事項が定められていますが、社員会は理事会の運営を監視する組織としても位置付けられています。

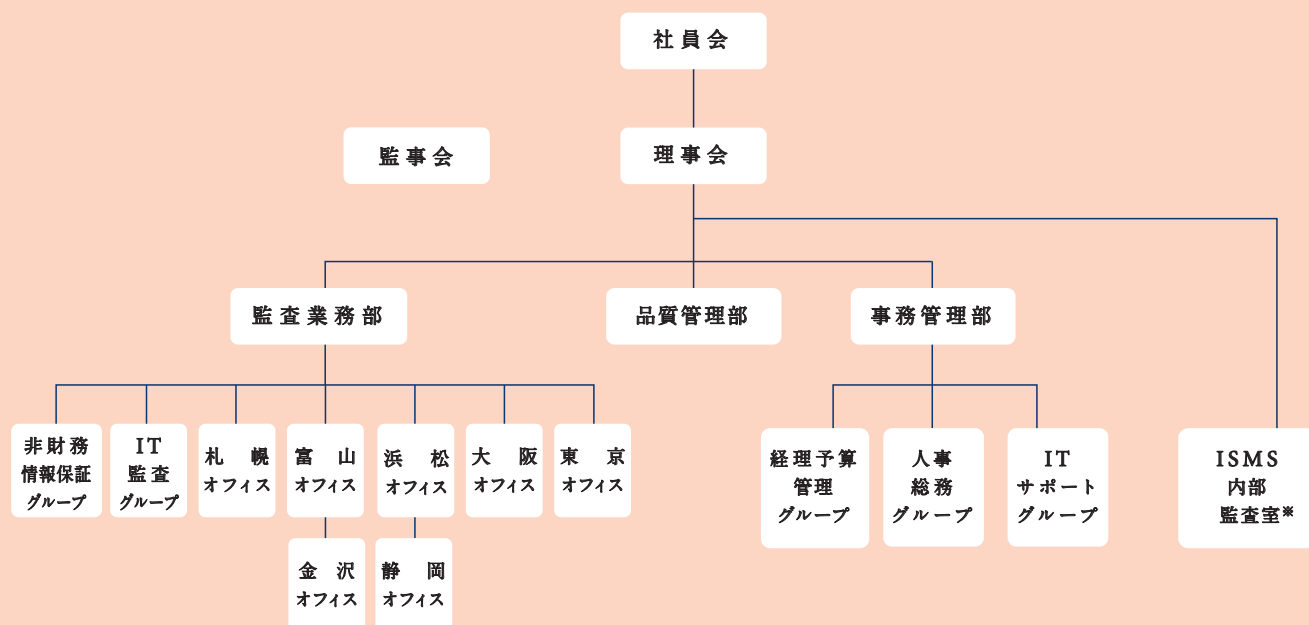
さらに、当社では3名で構成される監事会を設置しており、監事の過半数は監査及び証券市場に知見のある社外見識者によって構成されています。監事会は、事業年度開始後に年間の監査計画を作成して、監事による業務監査を実施しております。

監事は、理事会に出席し、理事等による業務運営が適切であるかどうかを監視し、監査法人の運営状況についての客観的な意見を述べています。

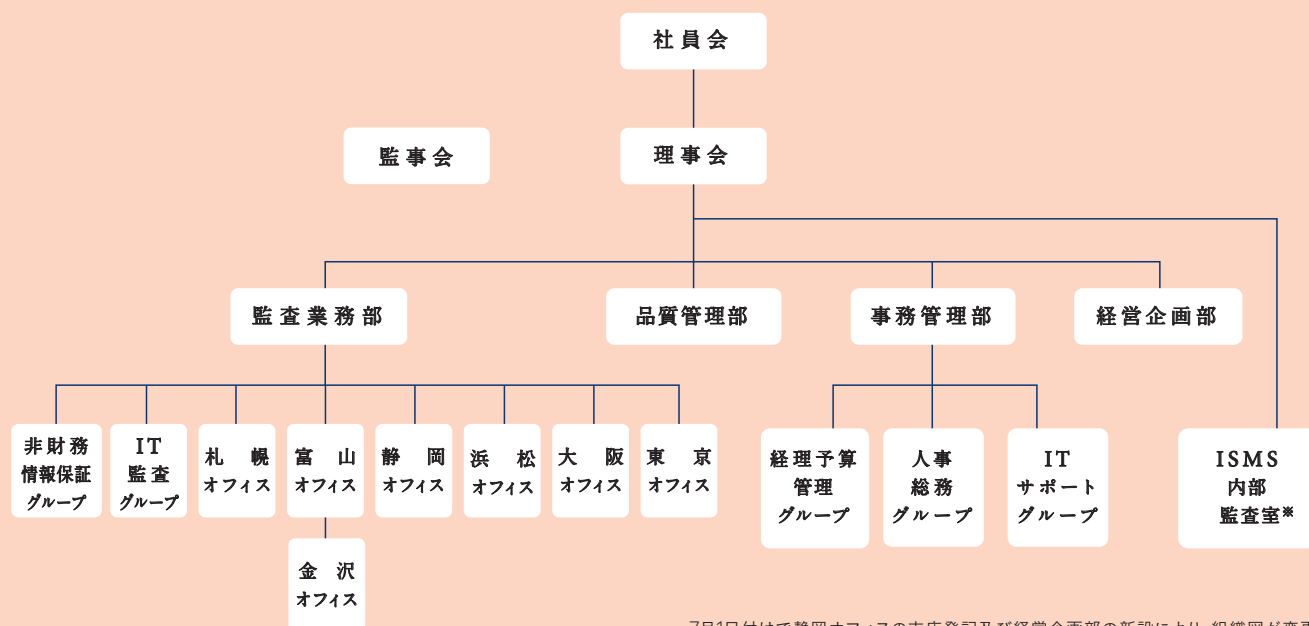
また、当社の経営管理において不適切な行動が見受けられ、また法令遵守の監視制度が適切に行われていないと認められた場合には、顧問弁護士に通報が可能な制度を設けております。

当社の組織図

2025年6月30日現在



2025年7月1日現在



7月1日付けで静岡オフィスの支店登記及び経営企画部の新設により、組織図が変更になっております。

※自社の情報セキュリティ対策を客観的に評価するISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証のための監査室であり、通常の内部監査室ではありません。



社員会

当社の社員会は、出資者である社員により構成されており、当社にとって重要事項を決定する機関となっております。社員会は株式会社における株主総会に相当するものであります。

株主総会と大きく相違する点は、社員は出資者であると同時に、監査業務執行者であるという点です。

社員会規程により社員会で決定する重要事項が定められておりますが、社員会は理事会の運営を監視する組織としても位置付けられています。

そのため、理事会は社員に対して監査法人運営の業務執行状況を伝達する必要があることから、決議する議案がない場合であっても、社員会は年6回を偶数月に開催しており、6月は次年度の予算承認、8月は決算確定の議案が通常の議案以外に追加されています。社員会では、理事からの一方的な発言の会議体にならないように、各社員からの発言を積極的に受け付けています。

また、重要な監査上の論点等については、理事会で品質管理担当理事から報告を受け、理事会で検討した結果等を議事録として全ての社員に公開することにより、社員の共通認識として浸透させております。

理事会（経営執行機関）

当社の運営を行っている組織が、一般事業会社で言う取締役会に相当する理事会になります。理事会の上位に位置するのが社員会であり、監事会とともに理事会及び理事長の行動規範を監視するガバナンス体制をとっております。

理事長及び品質管理担当理事は経営・管理機能を十分に発揮できるように、監査の業務執行社員を担っておりません。

当社の理事会は原則として毎月第2月曜日に開催されておりますが、月次決算報告作業の関係から7営業日以降

の任意の日に開催する場合があります。当社の業務運営に関しては、理事長が全責任を負っております。

現状では、理事会は2026年6月期より10名で構成されております。理事のうち9名は、3年毎に実施される社員による選挙によって選任され、監査法人運営に携わっております。さらに1名は理事長の推薦により1年の任期で選任され、理事長が必要と認める業務を遂行しております。このように、その時々で弾力的な運営ができるような制度となっております。

理事会は、理事長が議長を務めております。また、組織図にある監査業務部・品質管理部・事務管理部の部長は各理事が務めております。さらに、組織図とは別に、組織運営委員会・監査ツール委員会・サステナビリティ委員会・IFRS委員会・研修委員会・採用委員会・業務開発委員会・受嘱審議委員会・福利厚生委員会・衛生委員会・懲罰委員会(非常設)・クレストン2025特別委員会という12の委員会があり、それぞれ理事が分担して委員会運営を担当しております。

理事会においては、これらの委員会活動状況について各理事から報告を受けるとともに、経営執行に係る重要な事項について協議の上決定し、担当理事から全社的に決定事項を発信して経営の業務執行を行っております。

また、重要な監査上の問題点等については、品質管理担当理事から報告を受け、理事会で検討した結果等を全ての社員に議事録として開示し、共通認識として浸透させております。

理事会では、理事長の方針に従い、監査品質の持続的な向上のために全ての理事がそれぞれの管掌において実行できるように伝達されています。

ステークホルダーの方々との コミュニケーション

a. 社外のステークホルダーの方々とのコミュニケーション

当社の主たる業務である監査業務が社会の期待に応え得るようにするためには、当社の業務運営上の考え方だけでなく、様々な資本市場のステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて、社会からの期待についての理解をアップデートし、当社の業務運営方針に反映させることが必要であると考えております。

そのために、能動的な取組として、業務開発委員会が中心となって外部の証券会社等の市場参加者からの意見聴取を行い、理事会は、その結果の報告を受けて経営上の判断材料としております。なお、この意見聴取においては、当社のホームページで公開している監査法人のガバナンス・コードの適用状況についても、意見を伺っております。

また、監査品質向上のための取組として、日本公認会計士協会のホームページの「上場会社の監査を担う中小監査事務所のトップメッセージサイト」において動画や法人情報を公開するとともに、当社のホームページにおいても動画を公開しております。

このような動画の公開により、様々な資本市場のステークホルダーの皆様からのお問い合わせや積極的なご意見を通じて、コミュニケーションを図ることとしております。

ホームページ等を通じて得られた意見については、理事会で協議し、改善が必要と認められる事項については改善計画を立案し、当社の取組状況を変更することとしています。

さらに、当社は、重要な財産である人材に積極的に投資する経営方針であり、人材の育成・確保を強化しております。また、クライアントとの間においても、監査チームによる経営者ヒアリングやミーティングにおいて、業務品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行っております。

b. 社内の構成員とのコミュニケーション

社内の構成員も重要なステークホルダーと考えております。そのため、理事長からの新年における挨拶等を通じて、共通の価値観と行動指針が全構成員に伝わるようにアナウンスしているとともに、全構成員が遵守すべき「スタッフマニュアル」においてもこれらが明確に示されております。

当社では、人事考課における自己申告書を通じて要望を聞くだけでなく、人事考課結果のフィードバックにおいては、理事長自らが直接面談をすることにより、構成員の意見を聞き、組織運営委員会からの答申という形式で全員にその顛末を伝えております。

これらのコミュニケーションでは、理事長より、監査品質の持続的な向上が重要であるという経営方針とともに、職業的懐疑心を十分に発揮するように、各人に伝達されます。その結果を受けて、全構成員がそれぞれの役割を主体的に果たしております。

地方オフィスの構成員については、人事考課時点ではTeamsによる面談となり、対面での面談にはならないことから、理事長や組織運営委員会担当理事は、定期的に全ての地方オフィスに赴き、全員と直接面談することによりコミュニケーションを図っております。



ボードメンバーの略歴とメッセージ

当社の経営基盤として重要な理事会を構成するボードメンバー（2025年9月1日現在）の略歴とメッセージを示しますと、以下のとおりであります。



理事長

（衛生委員会管掌）

二階堂 博文

私たちアーク有限責任監査法人は、監査品質を重視した監査を継続的に実践する姿勢の維持、社会環境変化に対応した監査の実施、クライアントの経営環境の理解と経営者との対話を重視した監査の実施を経営の基本方針としております。

近年、地政学リスクの増大、生成AIをはじめとしたテクノロジーの急速な進化、気候変動問題等々、国際経済・社会の不確実性・複雑性が大きく高まっております。

私たちは、このような急激な社会の変化に柔軟に対応しつつ、当社の経営基本方針に基づき、ステークホルダーとの丁寧かつ継続的な対話を通じて、高品質な監査・保証業務を提供し企業の財務情報の信頼性を高め、社会経済のさらなる発展に寄与する監査法人であり続けます。

Profile

1986年 3月 慶応義塾大学商学部卒業
1988年 10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
1992年 8月 公認会計士登録
1996年 3月 明治監査法人（現 アーク有限責任監査法人）入社
2004年 7月 明治監査法人（現 アーク有限責任監査法人）代表社員就任



専務理事

（監査業務部統括、監査ツール委員会管掌）

米倉 礼二

当社では、AIを含めたデジタル技術の積極的な導入により、監査業務の標準化と自動化を進め、作業の効率化を図っています。これにより創出された時間を活用し、より深度ある監査を実現しています。今後は、AIの活用範囲をさらに拡大することで、監査業務の効率化と監査品質の飛躍的な向上を目指してまいります。

Profile

1994年 3月 早稲田大学商学部卒業
1995年 3月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入社
1998年 4月 公認会計士登録
2009年 9月 アーク監査法人（現 アーク有限責任監査法人）入社
2016年 1月 明治アーク監査法人（現 アーク有限責任監査法人）代表社員就任



常務理事
(品質管理担当、研修委員会管掌)

秋山俊夫

監査業務への社会からの期待に応えるべく、品質管理部による各種施策を実施するとともに、各監査業務の検証等を行うことにより、監査品質の維持・向上に取り組んでおります。また、高品質な監査を提供するために、研修カリキュラムを充実し人材育成に取り組んでおります。

Profile

1992年 3月 慶応義塾大学経済学部卒業
1992年 10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ監査法人)入社
1996年 4月 公認会計士登録
2017年 7月 金融庁(公認会計士・監査審査会)入庁
2020年 7月 アーク有限責任監査法人入社 社員就任
2022年 7月 代表社員就任



理事
(サステナビリティ委員会管掌)

三島徳朗

2027年3月期よりサステナビリティ開示が一部企業で開始されることに伴い、当社も開示の保証業務提供に向けてさらなる人材開発を進め、万全な体制を準備しております。また、2025年に当社が加盟している国際ネットワークのクレストン・グローバルの世界大会が東京で開催されます。ホスト事務所として大会を通して各国会計事務所との連携を深め、海外展開するクライアントの監査品質向上を目指してまいります。

Profile

1996年 3月 法政大学経営学部卒業
1998年 11月 朝日アーサーアンダーセン株式会社(現 PwCコンサルティング合同会社)入社
1999年 9月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)へ転籍
2004年 4月 公認会計士登録
2009年 10月 アーク監査法人(現 アーク有限責任監査法人)入社
2019年 7月 アーク有限責任監査法人代表社員就任



理事
(経営企画部統括・組織運営委員会管掌)

藤本幸宏

組織の力は何よりも人財にありますので、当社では多様な人財が一人一人プロフェッショナルとしての能力を十分に発揮できるような、明るく風通しの良い組織を目指しています。また、監査を取り巻く環境も日々激しく変化しておりますので、このような環境変化も前向きに捉え、柔軟で機動的な組織運営に努めております。

Profile

1993年 3月 慶応義塾大学商学部卒業
1995年 10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社
1998年 8月 公認会計士登録
2010年 10月 アーク監査法人(現 アーク有限責任監査法人)入社
2022年 7月 アーク有限責任監査法人代表社員就任



理事

(東京オフィス長・福利厚生委員会管掌)

二口嘉保

監査業務は極めて労働集約的な業務の一つと考えています。従いまして、品質の高い監査業務を効率的に遂行していくためには、監査法人としての人的基盤の強化が不可欠となります。福利厚生委員会は、様々な施策の立案及び実行により職員全員の一体感や職場満足度を向上させることにより、離職率の低下、維持等の実現により人的基盤の強化を図っております。

Profile

1994年 3月 法政大学経営学部卒業
2000年 10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入社
2005年 7月 公認会計士登録
2014年 9月 アーク監査法人(現 アーク有限責任監査法人)入社
2022年 7月 アーク有限責任監査法人代表社員就任



理事

(採用委員会管掌・日本公認会計士協会全般窓口)

木村ゆりか

監査法人の重要な経営資源の一つは、人財であります。当社では、監査の品質を維持しつつ、ワークライフバランスの充実を図れる環境を作ることで、長く安心して働ける法人を目指し、優秀な人財の確保に努めてまいりたいと考えております。また、業界を取り巻く環境の変化に適時適切に対応できるよう日本公認会計士協会との連携も強化しております。

Profile

1993年 3月 立教大学文学部フランス文学科卒業
1994年 4月 東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)入社
2003年 12月 明治監査法人(現 アーク有限責任監査法人)入社
2007年 7月 公認会計士登録
2008年 7月 明治監査法人(現 アーク有限責任監査法人)社員就任
2024年 6月 アーク有限責任監査法人代表社員就任



理事

(業務開発委員会管掌)

松本 勇人

監査法人の重要な責務である会計監査で培った経験・ノウハウや全構成員の多様なスキルを活かし、デューデリジェンス業務やIPO関連の非監査業務の割合向上に加え、IFRS業務やサステナビリティ情報の保証業務にも対応してまいります。幅広いサービスを高品質かつ適正なコストで提供いたします。

Profile

2001年 3月 専修大学経営学部卒業
2002年 10月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社
2006年 4月 公認会計士登録
2011年 2月 聖橋監査法人(現 アーク有限責任監査法人)入社
2018年 5月 明治アーク監査法人(現 アーク有限責任監査法人)社員就任
2025年 9月 アーク有限責任監査法人代表社員就任

**理事**

(事務管理部統括・受嘱審議委員会管掌)

三浦毅郎

監査品質の持続的な向上を図るべく、事務管理部統括として当社の就労環境が構成員全員にとって“ちょうど良い塩梅”を目指して継続して改善し、監査業務や関連する業務に集中して取り組める環境を整えております。また、受嘱審議委員会管掌として、新規受嘱予定会社の特質に応じて適切に評価をすることで、クライアントにとっても当社の構成員にとっても、ひいてはステークホルダーにとっても有益な結果がもたらされるように努めております。

Profile

2009年 3月 立教大学経済学部卒業
2009年 4月 埼玉りそな銀行入行
2015年 12月 アーク監査法人(現 アーク有限責任監査法人)入社
2017年 6月 公認会計士登録
2023年 7月 社員就任
2025年 9月 アーク有限責任監査法人代表社員就任

**理事**

(IFRS委員会管掌)

桑田高志

国際的なビジネス環境が急速に進化する中で、財務報告のグローバルな信頼性と比較可能性がこれまで以上に重要視されています。当社のIFRSに精通したメンバーで、クライアントの皆様がグローバルな市場で信頼を築き、持続可能な成長を実現できるようにご支援いたします。また、制度や基準の変化が加速する中でも、実務に根差した対応と対話を大切にし、クライアントの皆様にとって頼れる存在であるように努めてまいります。

Profile

1998年 3月 兵庫県立姫路工業大学(現 兵庫県立大学)卒業
2000年 10月 監査法人太田昭和センチュリー(現 EY新日本有限責任監査法人)入社
2003年 4月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入社
2004年 6月 公認会計士登録
2023年 7月 アーク有限責任監査法人入社
2024年 6月 社員就任
2025年 9月 代表社員就任



監事会

a. 監事会の概要と実施状況

監事会は3名で構成されております。2名は社外(明治大学専門職大学院教授 秋坂朝則氏及び公益社団法人日本証券アナリスト協会理事 梅本慶治氏)の有識者であり、他の1名は当社の元社員の三浦昭彦(2025年8月までは社員の上田正樹氏)であります。監事会では、事業年度開始後に年間の監査計画を作成し監事監査を実施しております。

監事は、理事会に出席し、理事による業務運営が適切であるかどうかを監視し、運営状況についての客観的な意見を述べています。理事会での審議内容を事前に十分に検討できるように、理事会開催の一定期間前(1週間前)までに理事会での協議資料を各監事に提供しております。

なお、理事会の開催回数及び各監事の理事会への出席状況並びに監事会の開催状況は、以下のとおりであります。従来は監事会の開催が不定期でしたが、2023年6月期からは3か月に1度の定期開催に変更したため、同期より監事会開催回数は減少しております。

	2023年 6月期	2024年 6月期	2025年 6月期
理事会開催回数	14回 (うち、2回は臨時理事会)	17回 (うち、4回は臨時理事会)	13回 (うち、1回は臨時理事会)
社内監事参加回数	13回	13回	13回
社外監事参加回数	13回	13回	12回
監事会開催回数	4回	4回	4回

監事会は以下の役割を担っており、理事長は、年に1回、監事会より日常業務のヒアリングを受けております。

- 理事会運営の実効性に関する評価
- 理事長による社員の評価及び報酬の決定過程
- 組織の規模に見合った理事会の構成人員と独立した第三者としての監事の選退任プロセスに対する意見
- 人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針等に関する意見
- 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況、通報された情報の調査及び是正状況の評価
- クライアント、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換方法に対する意見

b. 独立性を有する監事の取り組み及び提言

監査法人が実効的な経営機能を発揮することによって、会計監査の品質を確保し、その持続的向上を図り、公益的な役割を果たすことができるように、独立性を有する監事はその知見に基づいて当社の経営機能の実効性を監督・評価し、その組織的な運営及び経営執行体制、監督機能の充実に関する助言・提言を行っております。また、監査法人として適切な業務管理システムが整備運用されているかについて、独立した視点から助言・提言を行っております。

C. 独立性を有する監事の紹介



監事
秋坂朝則

秋坂朝則氏は、公認会計士でありかつ大学において会社法を専門とした研究に携わっており、会計・会社法務に関する専門的知見を有しております。同氏からはその知見や経験を基に客観的な立場より、主に監査法人に求められるガバナンス機能の強化及び充実に係る提言を受けております。

Profile

1987年 3月 日本大学大学院法学研究科博士前期課程修了
1987年 8月 公認会計士登録
1990年 3月 日本大学大学院法学研究科博士後期課程
2000年 4月 日本大学商学部助教授
2009年 4月 明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授
2019年 7月 アーク有限責任監査法人監事(非常勤)就任



監事
梅本慶治

梅本慶治氏は、金融庁 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室長を経験されており、監査法人の業務の運営に関する課題等を熟知されております。その知見や経験を基に客観的な立場より、公認会計士監査に求められる社会的役割及び信頼性の確保の観点から必要な提言を受けております。また、財務情報等の利用者の視点から監査法人に期待される役割について助言を得ております。

Profile

1982年 3月 日本大学法学部法律学科卒業
1982年 4月 大蔵省主計局入省
1999年 7月 大蔵省関東財務局理財部 上席証券監査官
2015年 7月 金融庁 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室長
2023年 8月 公益社団法人日本証券アナリスト協会 理事(2025年8月退任)
2024年 4月 アーク有限責任監査法人監事(非常勤)就任

d. その他の監事の紹介(2025年9月1日以降)



監事
三浦昭彦

2025年8月31日まで社外監事との連携や監事会の取り纏めを行っていた当社の社員である上田正樹氏に代わり、2025年9月1日から新たに監事に就任いたしました。当社の監査法人運営責任者であったことから、その知見と経験を活かして監査法人のガバナンス及び監査品質の向上のための施策状況を、社外監事と連携をとりつつ、経営の監視と助言を行います。

Profile

1979年 3月 横浜国立大学経営学部管理科学科卒業
1979年 4月 監査法人朝日会計社(現 有限責任 あずさ監査法人)入社
1982年 3月 公認会計士登録
2004年 3月 アーク監査法人(現 アーク有限責任監査法人)設立 代表社員就任
2025年 8月 アーク有限責任監査法人代表社員退任
2025年 9月 アーク有限責任監査法人監事就任



e. 独立性を有する監事が重要と考える当社の課題

●健全なガバナンス体制と監査品質の向上

グループ監査の基準改正やサステナビリティ情報開示への対応など、監査法人を取り巻く環境が大きく変化していく中、当社にとって、監査品質の枠組みを遵守しその向上に持続的に取り組むことが社会的要請に応える上で重要な課題であると認識しております。

当社は中小監査法人であるため、監査品質の確保及び持続的向上を図り、監査の実施に当たって重大な問題を生じさせないことが、法人としての持続可能性を確保するために極めて重要であると考えております。また、監査品質を持続的に向上させるためには健全なガバナンス体制の下で全構成員が共通のビジョン目標に向けて業務を行うことが必要と考えております。

●人材の育成・確保と健全な組織運営

監査品質を持続的に向上させていくためには監査業務に直接、間接に携わる人材の育成・確保が不可欠であり、また、人材の育成・確保に当たっては、健全で、かつ法人の将来を見据えた組織運営が必要となります。人材面については、監査業務に従事する上で要求される社会的役割及び責任について各専門要員が常に自覚しながら専門的業務に必要な能力を維持・向上させることが重要と考えております。組織の運営及びその風土は、人材育成に関わる重要な要素であることから、風通しが良い組織であるとともに、その一方で健全な緊張感を持つ組織体制であることが必要であると考えております。

●サステナビリティ情報への対応

近年、投資家の投資意思決定に影響を与える情報としてサステナビリティ情報が注目され、その重要性は一層高まってきています。投資意思決定に利用されるためには、サステナビリティ情報が高品質かつ信頼性のあるものであることが必要であり、信頼性を確保するためには、第三者によるサステナビリティ情報に対する保証が必要となります。わが国でもサステナビリティ情報に対する保証適用の義務化が数年後に迫っており、当社としては、サステナビリティ情報に対する保証業務の実施体制の構築を含め、早急な対応が求められていると考えております。

●デジタル技術の活用

生成AIの進化にみられるように、デジタル技術の高度化のスピードは目を見張るものがあり、その利用の場面は急速に広がっています。デジタル技術の進化は監査業界においても重要な影響を与える要素となってきております。ITを有効活用することにより監査の品質自体を向上させることが可能になり、かつ、監査業務の高度化・効率化に繋げることでより深度のある監査業務を実施することができると考えております。当社においても積極的にITを導入し、これを利用することが必要と考えております。

f. 2025年6月期の重要課題への対応評価

●監査品質を支える組織体制及び人材育成

当社では、監査品質管理に係る品質管理部の構成員は品質管理の専任者であり、監査業務部と兼任しておらず監査業務部からの独立性は確保されています。また品質管理部に所属する者は事務作業を行う職員を除き、CPA AOB (Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board : 金融庁 公認会計士・監査審査会) の元検査官で構成するなど、監査品質を重視した体制としており、これにより専門要員に対して品質管理の重要性を認識する動機付けになると考えております。今後もそのような体制を維持するとともに、実効性ある品質管理体制の整備を継続していく方針であります。

人材育成については、階層別に研修を行い、CPD (Continuing Professional Development: 継続的専門能力開発) の取得についても単年度での40単位以上の取得を義務付けるなど、研修の重要性を意識し実践していることを確認しております。

人的基盤の充実の観点から離職率の推移に注目しておりますが、この1年では離職率が低下しており各施策の効果が表れたものと考えております。

●サステナビリティ情報への対応

2024年6月に一般社団法人サステナビリティ情報審査協会(以下「J-SUS」といいます。)に入会し、保証業務の準備を進めており、また、当社所属の公認会計士が、日本公認会計士協会のサステナビリティ保証業務実務指針起草委員会の委員として、2024年10月から起草委員活動を開始しており、積極的にこの分野に対して取り組んでおります。サステナビリティ情報に対する保証業務については、サステナビリティ委員会が中心となり、情報提供や関連する研修の実施を通じて各専門要員がその実務担当能力を備えていくための準備をしております。

●デジタル技術の活用

電子監査調書システムを中心として、不正リスク検知プログラム、データ分析ソフトウェア、サンプリングソフトウェア等の利用により監査業務において継続的にデジタル技術を活用しております。また、新たな電子調書システムを自社開発し2025年6月にリリースしております。当初計画されたスケジュール通りにカットオーバーしており、自社開発することにより監査業務の現場の意見がより具体的な形で取り入れられたシステムになっております。この新システムの円滑な運用により、監査品質の水準の向上が図られるとともに監査業務が高度化・効率化していくものと考えております。



業務の品質管理に係る専任部署

a. 専任の部門の設置又は専任者の選任の状況

当社は、監査業務の品質管理を行う専任の部署として品質管理部を設置しております。品質管理部は、「p.13 当社の組織図」に示されているように監査業務部とは独立した組織であります。

b. 専任の部門又は専任者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

当社の品質管理部は全員が専任者であり、上場会社等の財務書類に係る監査を実施している監査業務部との兼任は一切行わないという方針の下に、独立性の確保を行っております。

現状では、専任者である代表社員公認会計士が1名、社員公認会計士が2名、公認会計士2名（シニアマネージャー1名、シニア1名）、及びアシスタント1名の6名で構成されています。

品質管理部に所属する社員はCPAAOBの元検査官、シニアマネージャーはJICPAの品質管理レビューアー経験者で構成しています。

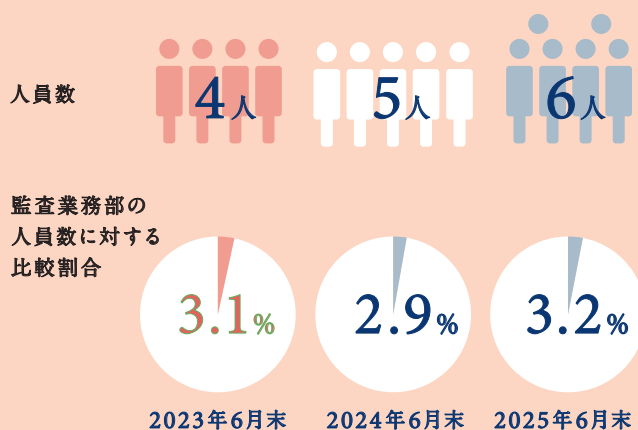
品質管理に関する責任

当社は、業務の社会的影響に鑑みて監査業務の品質を重視しております。品質管理に関する方針及び手続に関しては、理事長が当社の品質管理システムに関する最終的な責任を負っております。

また、品質管理システムに関する整備及び運用に関する責任は、品質管理部長（品質管理担当理事）が負っております。品質管理部メンバーは全員が専任者であり、メンバーは監査業務を行っておりません。

当社は、監査契約の新規の締結及び更新から監査計画の策定、監査の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理の方針及び手続を諸規程として整備し、運用しております。

当社の品質管理部（2024年6月期までは、監査サポート部品質管理グループ）の人員数の状況は以下のとおりです。



サステナビリティ情報開示に対する取組と 当社の温室効果ガス削減への取組

昨今は、投資家にとってサステナビリティ情報の関心が非常に高まっています。当社としては、サステナビリティ情報の保証業務に重大な関心をもっており、11名で構成されるサステナビリティ委員会を設置しております。また、サステナビリティ情報に関する保証業務が可能な体制を整備しております。

この様な体制構築過程において、当社は2024年6月6日に一般社団法人サステナビリティ情報審査協会の会員になり、当社からは7人がサステナビリティ情報審査人(J-SUS審査人)として登録いたしました。今後、全てのシニアマネージャー及びマネージャーに対しては、J-SUS審査人の登録を目指してもらう方針であります。

さらに、当社の公認会計士1名が日本公認会計士協会のサステナビリティ保証業務実務指針起草委員会の委員として、2024年10月から起草委員活動を行っております。

当社では、監査業務従事者は非財務情報・サステナビリティ情報に関する社内研修を必須受講科目としており、継続的にこの分野の研修時間を増加させ、サステナビリティ情報の保証業務への体制準備を万全にしております。

一方、当社としての実行可能な気候変動対応は、当社の業態に鑑みて、節電による温室効果ガス排出量の削減努力であると考えております。このため、継続して夜間の勤務を22時までとしているほか、社内での執務場所も集中して不要な照明は消灯するように、全構成員に指示しております。そのほかの取組としては、監査メンバーの移動を極力少なくして、移動に伴う温室効果ガス排出を伴わない行動をとるために、各オフィスに近い監査現場への往査に際しては、監査チーム間のコミュニケーションを充実させた上で、オフィス間を跨いだ監査チーム構成を開始しております。

各組織の役割

a. 監査業務部

監査業務部は、当社の業務を実施する部署であり、監査業務を実施する拠点を基準にオフィスの名称で区分しており、それぞれのオフィス長が業務の統括を担っております。監査業務部長はこれらのオフィス全体を統括しております。

b. 事務管理部

事務管理部は、採用活動・人事管理・出張手配などの業務のほか、ハラスメント相談窓口等を担っている人事総務グループ、経理事務及び予算管理を行う経理予算管理グループ及び社内情報システムの管理を行うITサポートグループによって構成しております。

c. 品質管理部

品質管理部は、監査品質を高めるべく、品質管理システムの整備及び運用や利害関係調査、品質管理に係る規程類の整備及びモニタリングを行い、専門的な見解の問合せや外部専門家の業務利用に関する窓口を担う部署であります。

d. 経営企画部

2025年7月から設置した部署であり、監査トランスフォーメーションの方向性を検討して、理事会にその変革方向等を提言し、社会に対して監査法人としての広報活動を考察する等の業務を行っております。



委員会制度

当社では、2025年6月末時点で12の組織横断的な委員会活動があります。それぞれの委員会は理事が管轄し、その担当理事が委員長を社員の中から指名しています。これらの委員会は、組織運営環境変化に応じて設置する諮問機関になります。

したがって、その時々に応じて委員会が設置されたり解散したりする場合がありますので、全ての委員会が常設となっているものではありません。

委員会名	活動範囲
組織運営委員会	各委員会からの情報収集並びに法人の全体的な運営調整及び日程調整の実施
監査ツール委員会	監査に活用するツールの開発
サステナビリティ委員会	サステナビリティ情報開示に関する情報の収集及び研修の立案実施等の当社内へのサステナビリティ情報の実務の浸透に資する施策の実施
クレストン2025特別委員会	2025年11月に東京で開催されるクレストン・グローバルのアジアパシフィック大会及び全世界大会の準備及び参加
IFRS委員会	IFRSに関する研修の立案・実施及びIFRS適用における質問対応等の当社内へのIFRS実務の浸透に資する施策の実施
研修委員会	研修計画の立案及び実行、中途入社・新人・復帰その他の研修実行、ランク別研修資料等の作成
採用委員会	定期採用及び中途採用活動
業務開発委員会	当社の方針に沿った業務開発
受嘱審議委員会	保証業務受嘱に当たってのリスク管理
福利厚生委員会	福利厚生に対する職員等の満足度を向上させるために、社内コミュニケーションの活性化等に関する施策立案及び実行
衛生委員会	労働安全衛生法に基づき、衛生管理者及び産業医とともに構成員の労働環境管理並びにメンタル面でのサポートの実施
懲罰委員会	法令違反、社内規程違反、ハラスメント事案等に対する処罰決定の答申

法令遵守に関する措置

a. 法令遵守措置

社員及び職員の業務が法令及び定款に適合することを確保するため、各種規程を制定するとともに、研修を通じて周知しております。また、社員及び職員による法令等の違反行為又は違反するおそれのある行為に関して、内部通報制度や外部通報制度を整備しており、ホームページに記載の法律事務所に匿名で伝達ができるようになっております。

法律事務所では、通報者が不利な取扱いを受けないように保護されることとなっております。このようにして、法令順守の実効性を担保しております。

監査業務を行うに当たって、クライアントにおいて法令違反等事実を発見した場合、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なくクライアントに書面で通知することとし、通知日から一定期間経過後、なお是正が図られず財務書類の適正性確保に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その重大な影響を防止する必要がありますので、当該事項に関する意見を当局に申し出ることとしております。

また、法令違反等事実に対しては、品質管理担当理事により事前に検討し、社員会及び理事会に報告することとしています。

以下のような不服と疑義の申立てがあった場合には、理事長の指名により、顧問弁護士及び通報の対象となった保証業務等に従事していない社員（特定社員を除く。）の管理下において、書面により事実関係調査結果を残すものとしています。

- 業務実施者の不適切な行為、判断及び意見表明並びに関連する法令に対する違反など、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に違反している保証業務等に関する不服と疑義の申立て
- 当社が定めた監査の品質管理システムへの抵触等に関する疑義の申立て

b.公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

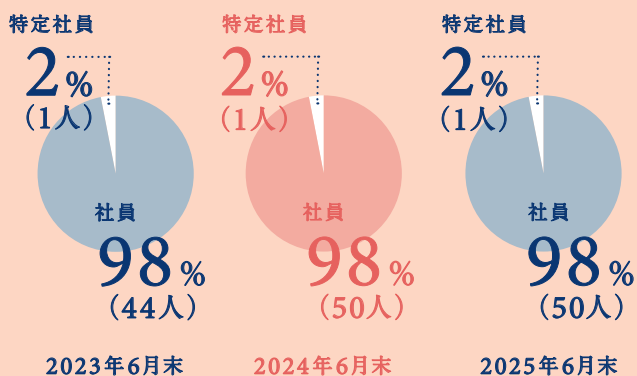
当社は特定社員制度を採用しておりますが、特定社員は監査証明業務を執行してはならないと規定しております。

また、社員会及び理事会のメンバーのうち、特定社員の占める割合を25%以下としております。今後は、監査の電子化とともに特定社員も増加する可能性があります。

監査業務の複雑化に対処するため、特定社員は補助者として特定の専門分野に携わる場合を除き、監査証明業務を執行してはならないと規定しております。

また、公認会計士である社員以外の者が社員会の議長及び理事長となることを禁止しております。

社員及び特定社員の状況は以下のとおりです。



3

品質管理の状況等

1.品質管理基盤と監査品質マネジメントの実施

品質管理目的

当社が実施する業務に関して、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しております。

a. 当社及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

b. 当社又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

この結果、当社の品質管理システムは社会環境に即して品質管理目的を達成できるものとなっております。

当社では、品質管理システムに関する評価を行う基準日は、毎年、当社の事業年度末である6月30日としております。

監査品質マネジメントシステムは、以下の9項目の構成要素から構成されています。

- リスク評価プロセス
- ガバナンス及びリーダーシップ
- 職業倫理及び独立性
- 監査契約の新規締結及び更新
- 業務の実施
- 業務運営に関する資源
- 情報と伝達
- モニタリング及び改善プロセス
- 監査事務所間の引継

当社のリスク評価プロセスと評価結果

当社は、品質管理基準報告書第1号に則して制定した「監査品質マネジメントマニュアル」に従って、監査の品質目標を設定するとともに品質目標の達成を阻害し得る品質リスクを特定して評価し、品質リスクに対処するための対応策を毎期検討することとしております。また、これを実施するためのリスク評価プロセスを構築しております。

当社は、品質管理システムの一環として、「監査品質マネジメントマニュアル」において定めたセルフアセスメントシートによって品質管理目的を阻害するリスクを検討し、その対応状況を確認しました。

当社のセルフアセスメントシートを使用したモニタリングは、監査業務部担当理事により適宜に行われ、理事長及び品質管理担当理事に報告され、必要な改善の実施がなされました。

リスク評価は、反復的なプロセスであり、新たなリスクが確認された場合、又は既存のリスクが関連性を失ったと判断された場合には、リスク評価は更新されることになります。

また、セルフアセスメントシートは、モニタリング活動一環として特定された事項に対応し、年に一度は見直すこととしています。

例えば、品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性のある、事象、状況、行動等の変化を特定し、品質目標に対するリスクへの影響を評価することになります。企業環境や、会計基準、ITシステム、生成AIの影響など日々変化しており、監査におけるリスクも常に変化します。リスクが変化すれば、それに応じてマネジメントの対応も変わります。また、担当者の異動、新しいスタッフの採用や生成AIによる監査手法の変更などの人的・組織的変化がある限り、継続的改善のプロセスによってPDCAサイクル(計画→実行→評価→改善)が継続されます。

このように品質管理マネジメントの改善は終わることがなく、継続的に繰り返されることになります。

品質管理システムの実施状況と評価結果

当社は、監査業務の社会的重要性に鑑みて監査業務の品質管理を重視しており、品質管理システムに関して、理事長が最終的な責任を負っております。

また、品質管理システムに関する整備及び運用に関する責任は品質管理担当理事が負っております。これに加え、各業務プロセスにおける品質管理に関する責任は管掌する理事が負っております。

監査業務部担当理事が、セルフアセスメントシートにより事業年度を通じてモニタリングを行うとともに、不備が識別された場合には、その重要性和広範性を勘案して、根本原因に応じて識別された不備に対処するための是正措置を講じています。

理事長は、これらのプロセスの結果を踏まえて、2025年6月30日を評価基準とする評価を実施した結果、当社の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当社に提供していると評価しております。

このセルフアセスメントシートによる確認点検作業は、事業年度を通じて実施されていますが、不備があった場合は、迅速に理事長及び品質管理担当理事に報告され、理事会を通じて改善されております。

なお、品質管理システムによって、監査品質リスクが許容可能な低いレベルまで低減されている場合には、合理的な保証が得られますが、品質管理システムでは固有の限界もあるため、合理的な保証は絶対的なものではありません。

これらにより、当社の第44期(2024年7月1日から2025年6月30日まで)の業務の品質管理の方針策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

今後も、この監査品質のセルフアセスメントを通じて、継続的に監査品質向上に努めてまいります。



ガバナンス及びリーダーシップ

リーダーシップの発揮とは、その行動や振る舞いを通して、常に監査品質に対するコミットメントを示すことであります。

a. 当社は、社内全体に監査品質を認識し強化するという社風を構築し、監査品質へのコミットメントを実行します。そのために、以下の項目について認識を保持させるために、理事長が継続的に社内アナウンスしています。

- 常に高いレベルの監査業務を遂行することにより、公益に資するという当社の社会的役割
- 経営理念、職業倫理、価値観、人間としての品格の重要性
- 品質管理システムの下での監査・保証業務に従事する全てのメンバーの品質に関する責任及び期待される行動
- 当社の財務及び業務の優先順位を含む、当社の戦略的な意思決定及び行動における品質の重要性

当社は、監査・保証業務において公益的な役割を担っていることを、入社時の研修プログラムにおいても明確に示しております。

監査・保証業務を提供するのはクライアントの経営者に対してだけではなく、株主や投資家も含まれることを「スタッフマニュアル」において周知し、それ以外の法的な注意義務を負っていない外部のステークホルダーの重要性についても、「スタッフマニュアル」において周知しております。

当社では、全ての構成員に対して、職業倫理に関する要求事項や、当社が期待する価値観や行動について、年1回の研修を実施しております。

品質管理部は、当社の主要業務である財務情報及び非財務情報の保証業務をサポートする組織であります。

品質管理部を管轄している理事は、保証業務の品質管理全般を担当する理事であり、品質管理部の業務は、監査契約書のレビュー・日常的監視・定期的な検証業務の統括・専門的な見解の問合せ対応・リスクの高い専門的な検討事項対応が中心であります。

監査・保証業務に従事する全ての構成員は、当社の品質管理システムに関する研修を受けています。また、品質管理部による定期的な検証等による内部モニタリングにおいて品質管理システムが要求している事項を実施していない場合には、品質管理の最終責任者である理事長の指揮の下、改善を実施しております。

また、当社では、品質管理に関するレポーティング・ラインを設置しています。このラインは人事評価につながる個人情報も多く含んでいるため、限られた3名のみが関係することができます。すなわち、品質に関する最終責任者である理事長及び品質管理システムの運用責任者である品質管理担当理事、並びに組織運営委員会常掌理事のみがアクセスできるようになっております。

当社の品質に関する最終責任者である理事長は、毎月、財務と経営の優先順位を検討しております。これらの決定が品質目標に及ぼす潜在的な影響は、品質の高い業務を提供するために必要である利用可能なリソース（人材、資金、IT関連ツール開発）の評価を通じて、この検討の中に組み込まれています。

当社は、監査品質の目標を守るために、財務上及び経営上の優先順位を決定し、以下のような対応を含む経営を行っております。

- 特定の分野進出のためのリソースの増強策
- リソースを増やすための方策検討
- リソースを確保するために日程のタイミングの調整指示
- リソースが確保できない場合の監査・保証業務契約の解除検討

業務に関する情報の収集及び伝達に関する品質目標としては、以下の事項が重要だと認識しております。

- 情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、補足し、処理し、維持すること。
- 当社の組織風土が、コミュニケーションの重要性を全専門要員に認識させ強化するものであること。
- 関連性のある信頼性の高い情報が、監査チームを含む当社全体で共有されていること。
- 関連性のある信頼できる必要な情報が、外部の関係者にも伝達されていること。

このような認識の下で、当社は品質管理システムを支える方針、手順、ガイダンス等に対して、業務に関連する専門要員全員がアクセス可能な環境を維持しております。

当社の全ての専門要員は、オープンで相談しやすい社風を醸成することが要請されております。業務報告を通じて会計事象に関する問題点の議論が自由に行える環境を整備するように、理事長から社員に指示がなされており、決して監査チームの上位者が判断を押し付けることがないように指導がなされております。

また、全ての専門要員は、他の監査チームのメンバーと品質管理システムの運用に関連する情報を交換することが求められております。

当社の品質管理システムの運用に関する情報は、品質管理部から適時に発信・伝達されております。なお、外部のサービス・プロバイダーを利用する場合は、品質管理システムの関連する要素を伝達し、その遵守を確認することとしております。

b. リーダーシップは、品質に対する責任と説明責任を負うために必要となります。

理事長は、品質管理担当理事から毎月1度報告を受けるとともに、監事会より監査の報告を受けております。また、品質管理担当理事は、少なくとも年1回、当社の品質管理システムの評価について、理事会に報告しなければなりません。

C. 品質管理システムの構築、実施及び運用を可能にするための組織構造及び役割、責任及び権限の割り当てが適切になるように経営を行っております。

そのための実施項目は以下のとおりです。

- 責任を果たすために適切な知識及び経験を有する個人を選任し監査チームを構成します。
- 品質に関する全体的な責任を負う品質管理担当理事により直接的監視が行われます。
- 監査チームでのそれぞれの役割を果たすために、各個人に適切な権限及び責任が与えられています。
- 品質目標に対するリスクへの対応において、協議が必要な事項が明確に規定されています。

d. リソースの必要性が計画され、品質に対する当社のコミットメントと整合する方法で、リソースの検討、割り当てが行われています。また、EP(エンゲージメント・パートナー)は、十分かつ適切な資源が担当する監査業務に割り当てられるようにする責任を持っております。

品質目標を達成するために、十分かつ適切なリソースが確保されるように、組織運営委員会が月次及び四半期毎に各業務へのリソースの割り当て及び実績をモニタリングしております。

当社は社員及び職員全員の労働時間をモニタリングしており、これにより追加リソース提供の可能性を検討するとともに、品質目標に対するリスクを認識することが可能となっております。

過剰な労働時間が専門的判断の行使や業務の適切な完了に悪影響を及ぼさないよう、ストレスチェックを行う等のセーフガード(保護措置)も導入しております。

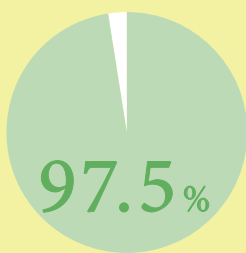


e. 当社では、品質を重視する組織風土を醸成するための方針及び手続を品質管理規程及びスタッフマニュアルにおいて定めております。

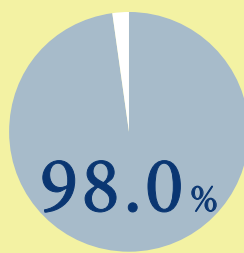
監査品質を重視する組織風土の醸成ができているかどうかは、年に1度の人事考課時点での理事長との面談において確認がなされ、また、全体にその考え方が浸透しているかどうかの確認手続として、非常勤者を含めた全構成員に監査品質を重視する風土の醸成についての意識調査が無記名で行われています。

その結果は、以下のとおりであります。

**監査チームは、監査の品質を重視して監査業務を行っている
と考える人の割合**

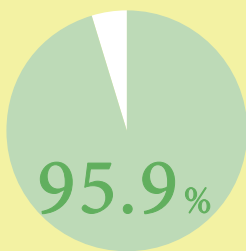


2024年6月期

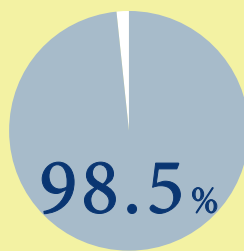


2025年6月期

トップマネジメントは監査の品質を重視していると考える人の割合



2024年6月期



2025年6月期

職業倫理及び独立性

a. 職業倫理について

当社は、監査法人の公益的役割を担うために、独立性を含めて関連する職業倫理の要求事項に従って行動しております。当社と当社の構成員に対しては、下記の事項を要求しております。

- 当社及び当社の業務に適用される職業倫理の要求事項を理解していること。
- 当社及び当社の業務が対象となる職業倫理の要求事項に関して責任を果たしていること。
- 全ての監査責任者は、監査業務の専門要員が当社の定める職業倫理に関する方針及び手続を遵守していない形跡に対して注意を払う必要があり、必要に応じ専門要員に対して職業倫理に関する質問等を日常的に実施すること。そのために、全ての当社の構成員は、入社時及びその後年1回、関連する職業倫理の要求事項に関する研修を受けること。
- また、社員を含む全構成員が、職業倫理の要求事項に関する責任を果たしていることを、品質管理担当理事が毎年確認すること。

ネットワーク、ネットワーク・ファーム、ネットワーク・ファーム内の個人、又はサービス・プロバイダーなど、当社及び当社の監査業務に適用される職業倫理の要求事項の対象となるその他の者に関して、下記の事項を要求することとしています。

- 適用される職業倫理の要求事項を理解していること。
- 適用される関連する職業倫理の要求事項に関する責任を果たしていること。

また、倫理規則は、探求心を持つことを要求しています。探求心を持つということは、次の事項を意味しています。

- 実施する専門業務の内容、範囲及び結果を考慮し、入手した情報の情報源、関連性及び十分性を検討すること。
- さらなる調査又はその他の行動の必要性に目を向け、注意すること。

品質管理部は、各監査業務の全ての局面を通じて、各監査チームのメンバーが当社の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するように注意を払っております。

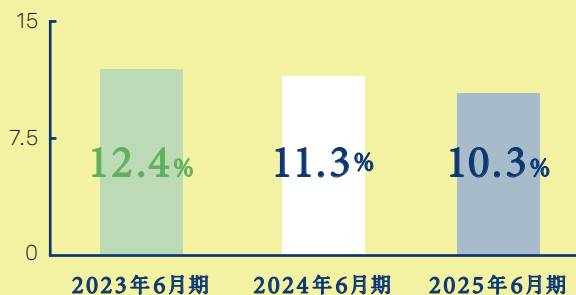
b. 独立性について

当社は、独立性に関しては毎年7月に社員及び職員全員（非常勤者を含む。）に対して利害関係調査を行っております。また、新たに入社する社員及び職員に対しては、入社時に利害関係調査を行っており、新規の監査クライアントが増加する都度、利害関係の有無の回答を全員に求めています。さらに、監査チームは、クライアントの監査対象期間を通じて監査チームを構成するメンバーの利害関係調査を行うこととなっております。

当社においては、監査業務の特定のクライアントに対する報酬依存度が一定割合を占めるかどうかについての具体的な判断基準は15%としております。2期連続して報酬依存度が15%を超える場合には、阻害要因の重要性の程度を評価し必要に応じて阻害要因を除去するか、又はその重要性を許容可能な水準にまで軽減するセーフガードを適用することとしておりますが、現状ではそのような措置は必要ない状態となっております。

なお、2年連続して報酬依存度が15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、2年目の監査意見を表明する前に、当社の構成員ではない公認会計士による監査業務に係る審査と同様のレビュー（監査意見表明前のレビュー）を受けるというセーフガードを適用することとしております。

特定のクライアントに対する報酬依存度



品質管理部が監査業務に関して独立性に違反する状況を識別した場合には、理事会を通じて、品質管理担当理事が当該監査業務の責任者及び独立性に違反している当該監査チームメンバーに伝達しなければなりません。

監査チームは、職業倫理に関する規定の遵守に関して識別された問題及びその問題の解決方法を監査調書に記載しなければなりません。

当社は、インサイダー取引のないことの確認の宣誓書を社員及び職員全員（非常勤者を含む。）から入手するとともに、クライアントの株式等及びクライアント関連以外の上場株式等の保有並びに取引を禁止しています。例外的にクライアント関連以外の有価証券の残高がある場合には、取引の内容及び残高の明細を添付の上、品質管理部に保有許可申請をすることとしております。

当社は、監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関しては、以下の方針及び手続を定めております。

- 監査業務を継続的に実施できる期間は、原則として指定有限責任社員のうち上位者は5会計期間とし、その後5会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができません。
また、指定有限責任社員が2名以上の場合における上位者以外の指定有限責任社員は、監査業務を継続して実施できる期間は7会計期間とし、その後2会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができないものとしております。
- 監査業務に関する審査員は、その審査業務が継続的に実施できる期間は5会計期間とし、その後5会計期間は、同監査業務の指定有限責任社員又は審査員になることができないこととしております。

独立性の遵守状況については、毎年、品質管理部が確認しております。その結果は以下のとおりであり、違反件数はありません。

独立性の遵守状況の確認

独立性に関する
年次確認手続の
回答率

100% 100% 100%

認識された
違反件数

0件

0件

0件

2023年6月期

2024年6月期

2025年6月期



社員及び補助者等のローテーション

同一の社員が監査業務を継続的に実施できる期間は、原則として指定有限責任社員のうち上位者(EP)は5会計期間とし、その後5会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができません。また、指定有限責任社員が2名以上の場合における上位者以外の指定有限責任社員(KAP)は、監査業務を継続して実施できる期間は7会計期間とし、その後の2会計期間は指定有限責任社員又は審査員になることができないものとしております。

監査業務に関する主要な担当者が同一の監査業務を継続的に実施できる期間は9会計期間として、その後は同監査業務の補助者となることはできないものとしています。なお、IT専門家についても同様に9会計期間としていますが、やむを得ない事情がある場合は、2年間の猶予期間を与えております。

監査業務に関する審査員は、その審査業務が継続的に実施できる期間は5会計期間とし、その後5会計期間は、同監査業務の指定有限責任社員又は審査員になることができないものとしております。

インサイダー取引の防止

当社では、NISA及びつみたてNISA並びにiDeCo以外の投資は、原則として認めておりません。入社前から保有しており、やむを得ない事情により入社までに処分できない場合には、例外的に入社後に処分することは認めますが、新たな投資は認めておりません。

このように投資を制限しておりますが、インサイダー取引を防止する目的で「インサイダー取引防止規程」を制定し、同規程に基づき「インサイダー取引防止に関する宣誓書」を全ての社員及び非常勤者を含む職員から毎年入手し、研修を実施しております。

また、例外的に容認されている投資を行っている社員及び非常勤者を含む職員に対しては、年間の取引状況及び残高について品質管理部がモニタリングを行っております。

情報セキュリティ

情報セキュリティの方針については、「情報システム管理規程」で規定するとともに、情報セキュリティに係る担当部署、責任者、インシデント発生時の対応手続など、情報セキュリティに係る個々の管理策を「情報システム管理マニュアル」で規定しております。また、年次で全ての社員及び非常勤者を含む全ての職員から情報セキュリティポリシー遵守に係る「宣誓書」を入手するとともに、貸与PCに対してITサポートグループがサンプリングによるセキュリティチェックを行い、情報セキュリティポリシーの遵守状況を確認しております。さらに、情報セキュリティ教育により意識を向上させております。

全ての構成員に対して標的型攻撃を想定したメールを送信し、開封してしまった者に対して追加の研修を行うことで、セキュリティ意識の向上を図る訓練を年2回の頻度で実施しております。

監査契約の新規の締結及び更新

当社は、業務に係る契約の締結に先立ち、利害関係の有無を調査するとともに、業務リスクを検討した後に、受嘱審議委員会が契約の締結を承認することとしております。また、契約の更新には審査員の承認を要することとしております。

当社が提供できる業務が専門性を満たし、法的及び規制上の要求事項等を満たすものであることを確認し、その結果、適切に業務の遂行が達成できる場合に、業務に係る契約の締結や更新を行うこととしております。

契約の新規の締結及び更新に関する品質目標は、当社にとって適切なクライアントのみと契約を受嘱することを実践するためのものです。これは、当社が、専門的、法的及び規制上の要求事項に従った業務を遂行することができ、かつ、当社の財務及び経営の優先順位が低い会社と契約を締結しないようにすることが重要だと考えているためです。

a. 新規契約及び継続契約を締結するかどうかの判断が、以下の点に基づいて適切でなければなりません。

- その判断を支えるのに十分な、業務の性質及び状況並びに依頼者（経営者及び適切な場合には監査役等を含む。）の誠実性及び倫理的価値観に関する情報
- 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って業務を遂行する能力

b. 当社の財務上及び経営上の優先事項が、契約の新規の締結又は更新についての不適切な判断につながることはないように品質管理システムを構築しております。

当社の契約リスク判定シートには、以下の情報収集が含まれております。

- 業務の性質と状況
- クライアント（経営者及び監査役等を含む。）の誠実性及び倫理的価値観
- 職業的専門家としての基準、適用される法令等に従って、業務を遂行するために必要な技術的な知識と経験
- 当社の財務及び経営上の優先事項に関連した、契約内容の許容性

新規受嘱の場合は受嘱審議委員会の決議を、更新の場合は審査員の判断を要することとしております。また、業務執行社員が何らかの理由により更新を考えない場合には、理事会の最終判断により契約解除の判断を行うこととしております。

当社は、以下の特徴を有する会社については、当社としては原則として対応ができないものと考えております。

- 銀行・証券会社・保険会社などの金融業グループ
- 収益認識が複雑なIT企業グループ
- 太陽光発電事業を行っている企業グループ
- 極端にグローバルな事業展開を行っている企業グループ
- 予想される監査報酬が3億円より大きいと考えられる企業グループ

- 予想される監査報酬が10百万円未満の企業グループ
- 前期以前の財務諸表に大きな訂正を行っている企業グループ
- 前任監査人の辞任した理由にリスクがある企業グループ

また、新規契約の審議中において、業務リスク（不正リスクを含む。）等の問題点が識別された場合は、受嘱審議委員会において評価・判断して決定しますが、原則として受嘱してはならないこととしております。

監査業務の契約条件の合意に当たっては、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」に準拠するものとしております。新規契約の前提としては、「保証業務契約の新規締結・更新・解除等に関する規程」及び「保証業務の新規受嘱、更新及び解除並びに監査人交代マニュアル」に従って、利害関係の有無の調査とともに経営者等の姿勢及び方針の理解、企業の業務内容、契約条件及び監査リスク（不正リスクを含む。）等を検討することを前提として、受嘱審議委員会の承認の下に行われます。特に、新規の監査業務に関しては、人的リソースの状況も十分に検討しつつ判断することが最も重要であると考えております。

監査する上で問題点が識別された場合は、原則として受嘱してはならないこととしております。



業務の実施

包括的な監査品質の目標は、当社が職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行することです。

a. 監査チームの編成並びに監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当社は、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を品質管理規程及び品質管理マニュアルにおいて定めております。

また、監査マニュアル及び監査実施上のガイダンス並びに諸監査ツールを開発・整備して専門要員に対して研修の上、使用させています。クライアントに対してはその社会経済や経営環境に関するヒアリングを行い、共通の認識の下にリスクを特定して、監査上のリスクを明確にする監査手法を採用しております。

これらのマニュアルには、監査の実施・査閲等の実施基準が定められております。そこでは、品質の高い業務の遂行に対応するために、以下の品質目標を設定しております。

- 業務執行社員は、監査業務の品質の管理と達成に対して、監査業務の全過程を通じて十分かつ適切に関与するという全体的な責任を含め、監査チームが自らの責任を理解して、これを果たすこと。
- 監査チームに対する指揮及び監督の内容、時期及び範囲、並びに作業の査閲が、業務の内容及び状況、監査チームに割り当てられたリソースに基づき適切であること。経験の浅い監査チームのメンバーが行う業務は、より経験のあるメンバーが指揮、監督及び作業の査閲を行うこと。
- 監査チームは、適切な職業的専門家としての判断を行い、職業的専門家として懐疑心を保持及び発揮すること。
- 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項等について専門的な見解の問合せを行い、合意された結論に従って対処すること。

- EP及びKAPの結論が専門的な見解の問合せの結論と異なる場合や監査意見に重大な影響を与える事象が生じた場合は、上級審査によって解決すること。
- 監査調書は、監査報告書日までに適時に作成され、当社の品質管理の方針を満たし、法令等、職業倫理に関する規定及び職業的専門家としての基準を遵守するために適切に維持及び保存されること。

これらの要件を満たすために、EP及びKAPは自身が担当する全ての監査業務について、当社の品質管理システムに関する方針及び手続を遵守する責任があります。これには、EP及びKAPが、当社が定めた監査手法の下で十分な監査に関与する時間を確保することも含まれます。また、当社はクライアントとのコミュニケーションを重視しており、CEO・CFO等の経営幹部及び監査役等との間での監査上のリスク等に関するコミュニケーションに重点を置き、適切な監査リスクを特定して、十分な意見交換をする方針であります。

チームミーティングにおいては、対話を通じて監査業務に対する士気の低下を防止する策を実施しております。また、常に職業的懐疑心や職業的専門家としての監査への取組を保持し発揮できるようにしております。

審査員によりそれぞれの監査業務の審査が実施され、当該業務におけるEP及びKAPの監査業務での指揮・監督の状況や結論に至る過程について討議されます。この審査では、監査チームが行った重要な判断の適切性と、必要な範囲での職業的専門家としての懐疑心の発揮状況も検討されます。

不正リスクに対応できるように、監査マニュアル及び監査ツールにおいて不正リスク対応手続を定めております。当社は、以下のような場合は、特別な検討を行います。

- 監査報告書の修正の可能性
- 契約書締結後に依頼された業務範囲の変更
- 業界では一般的ではない会計方針を適用していること

- 過年度訂正の可能性
- 新しい会計基準の適用により必要となる場合を除き、クライアントによる会計方針の変更

全ての社員及びマネージャーは、意見の相違が生じた場合、決められた当社の品質管理システムを通じて、適宜に協議を行い、解決を図ることが求められております。

b. 業務を担当する社員その他補助者の選任

当社では、個別の監査チーム編成では偏りがないようなチーム編成を求めている、人的評価を含む品質管理に関してレポーティング・ラインを設置しています。このレポーティング・ラインは、監査品質の最終責任を負うこととなる理事長と品質管理システムの運用責任者である品質管理担当理事及び組織運営委員会管掌理事のみがアクセスすることができます。

受嘱審議委員会で新規監査契約の受嘱が承認された場合には、組織運営委員会が監査チームの組成及び審査員を指名し、理事会に報告がなされます。組織運営委員会では、レポーティング・ラインによる人的評価に基づいて、クライアントの難易度評価に適合した監査チームの組成及び審査員の指名を行っております。ただし、理事長及び品質管理部のメンバーは、業務執行社員として監査チームに組成されることはありません。

なお、監査においては、ITの活用が不可欠であるという認識の下に、IT専門家も監査チームに組み込んでおり、チームミーティングにも参加しております。

c. 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当社は、監査上の諸問題の解決に必要であると判断された場合、専門的な見解の問合せを行うことを定めております。この場合、監査チームは審査員と協議の上、問合せを実施しますが、その方針及び手続については、「専門的な見解の問合せマニュアル」に定められております。

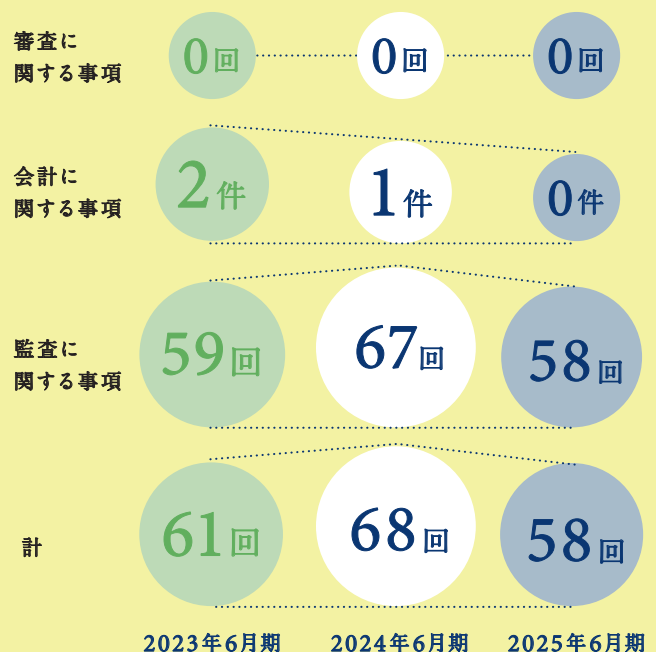
監査チームは、個別の監査業務に関する質問等については、

審査時点で監査意見が変更にならないように十分留意して、品質管理部に対して専門的な見解の問合せを実施して意見交換を行うこととしております。

当社は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合には、不正リスク対応基準に従って専門的な見解の問合せを活用した対応を行うこととしております。品質管理部では、以下の専門的な領域について、監査人の利用する専門家の候補者をリストアップしています。監査業務で必要な場合には、品質管理部が窓口となっております。

- 税務
- 法務(国内・国際)
- 企業結合(DD、VAL、PPAのレビュー)
- 金融商品評価
- 株式報酬評価
- 退職給付債務
- 不動産鑑定評価
- 米国会計基準・米国監査基準

専門的な見解の問い合わせの件数



※2024年6月期は、強調事項及び訂正対応による専門的な見解の問い合わせ件数が多かったことによります。



d. 審査の方針及び手続

当社の全ての監査業務は、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、原則として審査を受審しなければならず、監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないものとしております。

監査業務に係る審査に関する方針及び手続として、「審査規程」及び「審査マニュアル」において、審査担当者の適格性、審査時の実施事項及び審査に関する文書化を定めています。

また、当社は審査時間ガイドラインを定めており、監査計画時点から意見表明までの各段階に応じ、会社の規模や監査の種類その他の区分により目安としての審査時間を示すことにより、十分な審査時間を確保しています。

協議審査員の人員数（監査サポート部の人員数は含みません。）

28名

2023年6月期

※社員の増加に伴って協議審査員も増加しています。

36名

2024年6月期

38名

2025年6月期

なお、不正による重要な虚偽表示がある可能性を認識した場合、専門的な見解の問合せにより、品質管理担当理事が審査体制を強化し、品質管理部によるモニタリングを実施することとしております。

e. 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

EP及びKAPは、監査チーム内若しくは審査員との間の判断が相違する場合、又は専門的な見解の問合せの結論と業務執行社員の結論が異なる場合には、「審査規程」、「専門的な見解の問合せマニュアル」及び「上級審査マニュアル」に記載された方法及び手続に従わなければならない、上級審査を受審した場合は、業務執行社員は上級審査の決議に従って監査意見を表明しなければならないこととなっております。

f. 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続（監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止する体制整備）

当社では、2020年より全ての監査業務に電子監査調書システム「Caseware Working Papers」(Caseware International Inc.)を導入していましたが、2025年6月からは、社内で独自にシステム開発した電子監査調書システムADAMS(Audit Documentation Archive and Management System 登録商標第6953779号)を使用しております。これにより、より効率的に監査調書を管理することが可能となっております。

また、監査報告書日後に実施できる監査調書の修正は事務的な作業に限定しており、不適切な修正が行われていないかを品質管理部がモニタリングしております。

監査調書の最終的な整理期限は、監査報告書日から30日後として設定しております。ADAMSでは、一度アーカイブした監査ファイルは修正等の作業を一切できないシステムとなっております。アーカイブ後に修正の必要性が生じた場合には、品質管理部に修正理由と履歴を記載した書面を提出する必要があります。

監査ファイルはシステムの、物理的にアクセスが管理されており、10年間保存された後に品質管理部の監督下において廃棄されています。

また、紙面調書であってもPDF化した後に電子調書化するか、若しくはアーカイブ時に品質管理部の管理下で保管することになっております。

g. リスク情報の把握

品質管理部が期初の段階において契約リスク判定シートを監査チームから入手し、判定が適切に行われているかを確認しております。

その後、監査チームが、監査の過程で重要なリスク情報を識別した場合や、自社開発した不正リスクスコアリング

ツールを活用した不正リスク評価の結果、重要なリスク情報を識別した場合は、品質管理部に報告することにより、品質管理部でリスク情報を収集する体制となっております。

h. 品質管理システムの監視

当社は、品質管理システムの監視を行う者として、十分かつ適切な経験を有する者を選任しています。品質管理システムの監視は、品質管理システムの整備状況の適切性と運用状況の有効性の双方について実施されます。

また、品質管理システムの監視は、日常的監視と定期的な検証から構成されています。

定期的な検証のサイクルは、通常3年を超えない期間としております。この検証サイクルの中では、各社員の品質評価及び人事考課のために、全社員に対して少なくとも一つの監査業務等が検証の対象として選定されております。

i. タイムリーレビュー

タイムリーレビューとは、監査クライアントが置かれた環境によって監査上のリスクが変化することから、品質管理部が中心となり、監査の途中段階においてリスクの特定状況が適切であるかどうか、また、その対応策と監査手続が適切であるかどうかをタイムリーに確認するためのレビューであります。

このタイムリーレビューにより、意見表明審査や定期的な検証を待たずして、監査品質維持を図ることを目指しているものであります。

タイムリーレビューの実施状況

	2023年 6月期	2024年 6月期	2025年 6月期
実施件数	9件	8件	10件
担当者数	5人	6人	7人
時 間	177.5時間	211.0時間	271.5時間

※2025年6月期は監査上の論点のある会社が増えたことにより、件数を増加させたものであります。



当社の業務運営に関する資源（リソース）

包括的な品質目標の実現は、適切な人的、テクノロジー及び知的リソースを利用できること並びにこれらのリソースを適時に割り当てることに依存しております。そのため、全ての経営リソースの適正配分を考えながらマネジメントを行っております。

なお、サービス・プロバイダーは、品質管理システム又は監査業務の実施において利用する資源の提供又は支援を受けるために利用することができます。それぞれのリソースに関する品質目標は以下のとおりであります。

a. 人的リソース

- 人財は、採用後は継続的に教育・育成され、継続雇用され、以下のような能力を有するように指導されます。
 - ・ 当社が行う業務に関連する知識又は経験を有するなど、質の高い業務を一貫して行えること。
 - ・ 当社の品質管理システムの運用に関連する活動を行い、又は責任を果たすこと
- 専門要員は、その行動及び姿勢を通じて品質へのコミットメントを示し、その役割を果たすために適切な能力を開発及び維持し、毎年評価され、報酬又は給与が評価に基づき決定され、昇進がなされ、その他のインセンティブ等を通じて、責任を負い評価されること。
- EPを含む各監査チームのメンバーには、常に高品質の業務を実施するために十分な時間が与えられ、適性及び適切な能力を有する者が任命されること。
- 品質管理システムにおける活動を実施するために、十分な時間を含めて、適性及び能力を有する者が任命されること。

当社の人員構成は、一貫した品質の業務を遂行するために十分な人的リソースが確保されるように、常に見直しを行っております。

当社は、人財に関するニーズに対応するように、予算策定時に人事採用計画を立案して採用を行っておりますが、業務運営の状況変化がある場合には弾力的な運用を行っております。

新人職員及び中途入社職員等に対しては、当社の品質管理システムを理解し、実施できるように、体系的な研修及びレベルに応じた研修計画を策定しております。

また、監査従事者には、監査従事者として自らの研鑽と責任を持つことが奨励され、新たな業務に取り組むために必要な場合には、適切な知識の習得や指導を受けるよう要請しております。

品質管理システムの運用に関する活動や責任を負うことになる監査従事者は、その役割への適性を評価の上、アサインされます。

監査従事者は、定期的に評価を受けますが、この評価では、以下の点も考慮されます。

- 品質に対するコミットメントをどのように行動で示したか
- 能力をどのように維持し、発展させてきたか（研修受講・自己啓発状況）

EP及びKAPは、各業務に十分なリソースが確保されていることを確認する責任を負っています。必要な場合には、専門要員等の追加的なリソースを確保するために組織運営委員会に申し出なければならないものとしております。当社内部の人的リソースでは賄えない場合、登録された非常勤の公認会計士を業務に割り当てることがあります。

当社は、監査チームから要求された日程案に基づき、適切な監査を実施するために必要なレベルに応じた監査チームメンバーのアサインを行い、必要な時間が確保されるようにしております。なお、質の高い業務を行うために必要な時間は、業務の採算性とは関係なく検討されております。

b. テクノロジーリソース及び知的資源の取得又は開発、維持及び利用に関する方針又は手続

当社は、品質管理システムの運用及び監査業務の実施・遂行を可能なものとするために、適切なテクノロジー資源を取得又は開発し、利用しております。

また、知的資源についても同様であり、職業的専門家としての基準及び適用される法令等と整合していることを確認の上、当社の監査手法を定めているマニュアルや監査ツール及びその他のガイダンス等を社内で開発し、全ての専門要員が利用できるようになっております。

品質管理システムの運用及び業務の実施・遂行を可能にするために、適切なテクノロジーリソースを取得又は開発し、適用、維持及び利用していることが重要であると認識しております。そのため、当社では、品質管理システムの運用に必要なテクノロジーの各分野において必要なリソースを確保しております。

例えば、以下の分野があります。

- 電子調書システム
- 不正リスク検知プログラム
- データ分析ソフトウェア
- サンプリングソフトウェア
- 人的リソース配分のための日程管理システム
(WAKU+DORI 登録商標第6887071号)

c. 監査ツール開発

監査業務における作業の標準化や自動化を推進し、データの入手から加工、分析業務等の作業時間の効率化を図っております。

リスク評価手続では、自社開発した不正リスクスコアリングツールやモダンEXCELなど他社のツールを利用しており、リスク対応手続においては、自社開発したサンプリングツールやプロパティ情報一括取得ツールなどを活用しており、DXを利用した監査を行っております。

d. 知的リソース

品質管理システムの運用及びより質の高い監査の一貫した実施のために、適切な知的リソースを取得又は開発し、適用、維持及び利用していること、また、当該知的リソースが、職業的専門家としての基準及び適用される法令等と整合していることが必要となります。

当社の監査手法は、適切なマニュアルや社内で開発された監査ツール及びその他のガイダンス等によって定められており、全ての監査チームメンバーが利用できるようになっております。

監査チームが問題を解決するためにさらなる支援を必要とする場合には、品質管理部や監査ツール委員会等の当社内の専門家からガイダンスを得ることができるようになっております。

e. サービス・プロバイダーに関するリソース

サービス・プロバイダーの人的、テクノロジー及び知的リソースは、品質目標を考慮し、当社の品質管理システム及び業務の実施に利用されなければなりません。そのために、監査に必要なサービス・プロバイダーの情報を保持することとしております。



情報と伝達

IT技術の進歩は著しく、企業を取り巻く環境は日々刻々と変化しています。ブロックチェーン技術を基盤とした新しい経済概念であるWeb3.0の広がり、消費者や労働者がメタパース空間上のアバターとして活動を行う等の生活・労働スタイルの変化、さらにはこのような新しい経済活動や経済秩序の変化に対する規制強化が加速する動きも見られます。

将来において、専門的な見解の問合せや専門家の活用等の局面において、パソコン上でAIを活用した回答が行われるという時代が来るかもしれません。

このように、当社では会計監査においても社会環境の変化を敏感に感じ取り、その変化に適切に対応することが重要であると考えております。そして、このような姿勢こそが高い品質を保持した会計監査に繋がるものだと信じております。

情報管理の最終責任は、理事長が負っております。ただし、その実行・管理に当たっては、品質管理部及び事務管理部ITサポートグループを中心に実施しています。今後も、このITサポートグループのメンバーの人員は、当社の規模に応じて必要な増員を行う予定であります。さらに、社内外との情報伝達及びコミュニケーションは、品質管理システムの設計、実施及び運用にとって重要な要因であると認識しています。

情報及びコミュニケーションに関する品質目標としては、以下の事項が必要だと認識しております。

a. 情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、補足し、処理し、維持すること。

b. 当社の組織風土が、コミュニケーションの重要性を認識させ強化するものであること。

c. 関連性のある信頼性の高い情報が、当社全体及び監査チームとの間で、以下のように交換されていることが重要であること。

- 専門要員及び監査チームに情報が伝達され、その情報の内容、時期及び範囲が、品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関する責任を理解し遂行するために十分なものであること。
- 専門要員及び監査チームは、品質管理システムの活動又は監査業務を実施する際に、当社に必要な情報を伝達すること。

d. 関連性のある信頼できる情報が、以下のように、外部の関係者にも伝達されていることが重要であると認識しております。

- ネットワーク又はサービス・プロバイダーが、その提供するネットワークの要求事項又はネットワーク・サービス若しくはリソースに関する責任を果たすために、当社がネットワーク又はサービス・プロバイダーに情報を伝達していること。
- 法令等若しくは職業的専門家としての基準により要求される場合、又は品質管理システムに対する外部関係者の理解を支援するために、情報を外部に伝達すること。

このような認識の下で、当社は品質管理システムを支える方針、手順、ガイダンス等に対して、監査業務に関連する構成員全員がアクセス可能な環境を維持しています。当社の全ての監査従事者は、オープンで相談しやすい社風を醸成することが要請されています。監査業務に従事する全てのメンバーは、品質管理システムの運用に関連する情報を、他の監査チームのメンバーと交換することが求められています。

当社の品質管理システムの運用に関する情報は、品質管理部から適宜に発信・伝達されています。外部のサービス・プロバイダーを利用する場合、品質管理システムの関連する要素を伝達し、その遵守を確認することとしています。

品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

品質管理システムのモニタリング及びその改善プロセスは、品質管理システムの整備及び運用に関する適切で信頼できる情報を適時に提供し、その結果、特定された不備を改善するために、必要な場合には、適切な是正を講じることを目的としています。この是正措置には、品質管理システムの変更及び特定の業務における具体的な措置が含まれる場合があります。

日本公認会計士協会の品質管理レビューなど外部の検証は、当社自身のモニタリング活動に取って代わるものではありませんが、継続的改善のための気づきを得る機会になり、品質管理システムの改善につながる可能性があるものと認識しております。

a. モニタリング活動計画

モニタリング活動は、品質目標が達成されない原因となり得る不備を特定するためのものとして考えております。不備とは、以下のように考えております。

- 品質管理システムの目的を達成するために必要な品質目標が設定されていない。
- 品質リスク又は品質リスクの組合せが、識別されていないか又は適切に評価されていない。
- 対応又は対応の組合せが、適切に整備又は有効に運用されていないため、関連する品質リスクが発生する可能性が許容可能な水準まで低減されていない。

モニタリング活動を計画する場合には、以下の項目を考慮する必要があると認識しております。

- 品質リスクに対する評価の根拠
これにより、モニタリングの重点項目が示されます。
- 品質リスクを軽減させる対応のデザイン
設計されたデザインが実施された場合に監査品質の維持に有効となる可能性が高いかどうかを検討することとしております。

- 当社のリスク評価プロセス、並びにモニタリング及び改善プロセスのデザイン
リスク評価プロセスに社内の適切な人物が関与しているかどうか、モニタリングと改善プロセスが適切であり、十分なリソースを確保しているかどうかを検討することとしております。
- 品質管理システムの変更
品質管理システムの変更は、その変更が適切にデザイン又は実施されていない場合は、品質目標に対するリスクとなります。このため、品質管理システムの変更の影響をモニタリング活動の計画に反映しております。
- 過去のモニタリング活動の結果、過去のモニタリング活動が当社の品質管理システムの評価において依然として目的適格であるかどうか、及び過去に識別された不備に対する是正措置が有効であったかどうか
モニタリング活動は、当社が直面するリスク及び過去のモニタリング活動の結果に対応したものでなければなりません。過去に識別された不備に対処するための是正措置が効果的であったかどうかを検討することとしております。
- 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務が実施されたこと、又は当社の方針若しくは手続が遵守されなかったことに関する、不服と疑義の申立て、外部の検証からの情報及びサービス・プロバイダーからの情報を含む、その他の関連情報
外部の検証の結果又は社内外のその他の関連する情報は、過去に実施した当社のモニタリング活動が、品質管理システムの不備を識別できなかったことを示すことがあります。このため、モニタリング活動を計画する際には、様々な情報源を考慮することとしております。



b. 定期的な検証

当社では、監査業務終了後におおよそ半数の社員を対象になるように監査業務の定期的な検証を行っております。定期的な検証には、検証の客観性が損なわれることがないことを確認の上、効果的なレビューを行うための能力を持つ公認会計士・監査審査会の元検査官及び日本公認会計士協会の品質管理レビューアー経験者を中心に実施しており、極力多くの時間を費やして検証結果を

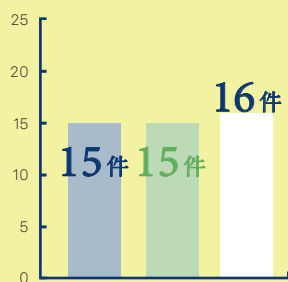
社員にフィードバックすることにより、社員の監査品質のレベルアップを図っております。

特に、この定期的な検証に多くの時間を費やして社員を指導することが、監査業務に従事するメンバーの監査品質の向上につながると確信しているため、対象会社は増やさずにレビューアーが一つの監査業務に多くの時間をかけるようにしております。

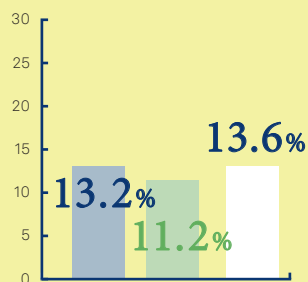
定期的な検証の実施状況

■ 2023年6月期 ■ 2024年6月期 ■ 2025年6月期

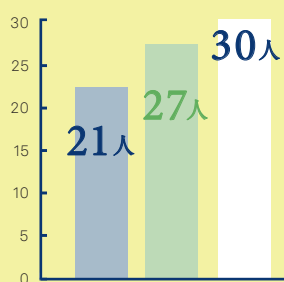
定期的な検証実施件数



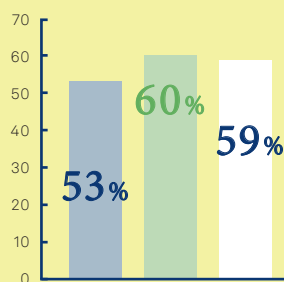
監査業務カバー率



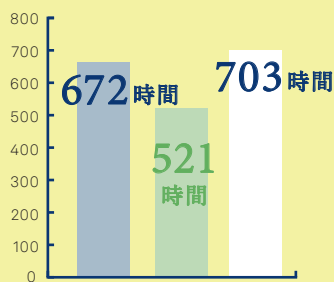
定期的な検証の対象とした社員数



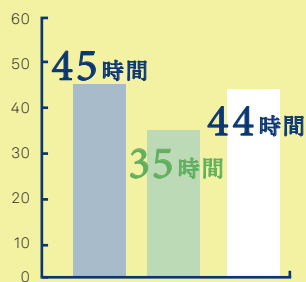
社員カバー率



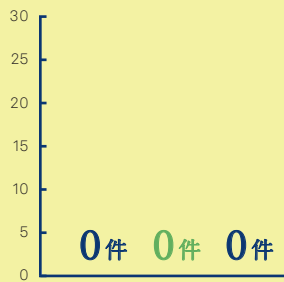
定期的な検証におけるレビューアーの従事時間



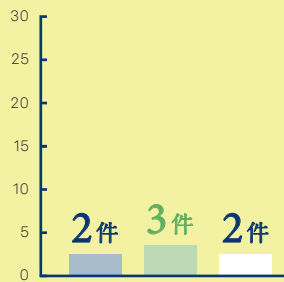
1社当たりのレビューアーの従事時間



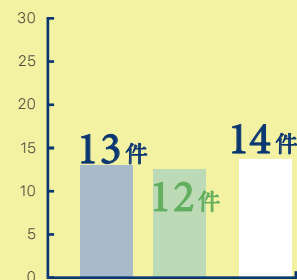
監査意見の修正を要する重大な不備



重要な指摘事項があった件数



重要な指摘事項がなかった件数



※2022年6月期からは、上記の趣旨に基づき定期的な検証の時間を増加させています。なお、2024年6月期では選定業務として、上場会社以外を増やしたため、検証の時間は減少しました。また、2025年6月期における定期的な検証でのレビューアーの従事時間が大きく増加したのは、前期と比較して上場会社を多く選定したため、検証すべき点が多かったことによるものであります。

c. 定期的な検証による発見事項の評価と不備の識別

定期的な検証の結果による指摘事項に対しては、その根本原因分析を行い、監査品質における重大性及び広範性の影響を検討します。その結果、特定された不備原因を踏まえ、改善策を検討して実施することとしております。実施される改善措置の例としては、以下のような事項があります。

- 特定の研修の実施
- 監査手続の変更
- 監査従事者が行う業務範囲の見直し
- 審査における確認事項の追加
- 監査ツールの追加・修正
- 監査チームをサポートできる専門家の特定
- 監査チームメンバーのリソース割り当ての見直し
- テクノロジーリソースの追加

d. 社外からの検証

社外の関係者からの検証は、当社のモニタリング活動を代替するものではありませんが、現在では以下のような検証を受けております。

●Kreston Globalによる品質管理レビュー
当社は、Kreston Global（本部はイギリス ロンドン）のメンバーファームとなっておりますので、当社が適切な品質管理の下に監査が実施されているかどうかという点で、2024年9月にKreston Globalの品質管理担当パートナーが来日して、品質管理レビューが行われました。この品質管理レビューでは、個別監査業務を対象としたものだけでなく、ネットワークによるISQM1評価ツールに基づく検証などもその範囲となっております。

●日本公認会計士協会による品質管理レビュー
日本公認会計士協会(The Japanese Institute of Certified Public Accountants=JICPA)による品質管理レビューは、3年に1度のサイクルで実施されております。過去のJICPAによる品質管理レビュー実施状況及び結論は以下のとおりであります。

2017年11月	定期的レビュー	限定事項がない結論
2018年12月	フォローアップレビュー	改善の不十分な事項のない確認結果
2020年12月	通常レビュー及び特別レビュー	重要な不備事項のない実施結果
2023年12月	通常レビュー	重要な不備事項のない実施結果



●公認会計士・監査審査会による検査

CPAAOB(Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board:公認会計士・監査審査会)は、公認会計士法に基づき、JICPAによる品質管理レビューに対する審査及び検査を実施している、金融庁に設置されている独立の行政機関です。

CPAAOBは、JICPAから品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査するだけでなく、当社のように会計監査を実施している監査事務所に対して立入検査を実施します。

立入検査の結果、品質管理システムや個別の監査業務において不備があると認められた場合には、検査結果通知書により改善が促されることとなります。CPAAOBの立入検査は、JICPAの品質管理レビューの実効性を担保し、公共的立場から適切な監査の実施を促すものであります。立入検査の結果、監査の品質管理が著しく不十分であった場合や監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合等においては、業務の適正な運営を確保するための必要な行政措置を促すように金融庁長官に勧告することになります。

金融庁はその勧告により、戒告・業務改善命令・業務の全部又は一部の停止・解散命令・課徴金納付命令等の行政処分を行うこととなりますが、当社は行政処分を受けたことはありません。

監査事務所間の引継

監査人の交代に関して、当社が前任監査人又は後任監査人となる場合の双方のケースにおいて、いずれの場合でも当社の「保証業務の新規受嘱、更新及び解除並びに監査人交代マニュアル」に従って監査の適切な引継を行っております。

当社が後任監査人の場合、会社から監査人予定者の指定に関する通知書を入手した後に、前任監査人に監査業務の引継を要請し前任監査人への質問及び前任監査人の監査調書の閲覧による引継を実施することとしております。

実施した監査業務の引継の内容については、記録を作成して前任監査人との相互確認を行った後に、受嘱審議委員会が引継の内容に基づき受嘱を承認するとともに、品質管理部が引継に関する記録を保管することとしています。

当社が前任監査人として会社から監査人予定者の指定に関する通知書を受け取った場合、又は当社が監査契約の締結の辞退若しくは監査契約の解除を行う場合は、監査人予定者が監査契約の締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を誠実かつ明確に監査人予定者に適時に提供することとしております。また、監査人予定者が監査契約の締結の可否を判断する前に知っておく必要があると当社が判断した違法行為又はその疑いに関する全ての事実と情報を監査人予定者に提供することとしております。さらに、当社が監査の過程で識別した重要な事項を、監査人予定者に伝達することとしております。

品質管理担当理事は、上記の書類の査閲によって、監査業務の引継が適切に行われたことを確かめております。



2. 人的基盤

人的基盤の充実に関する基本的な考え方

当社は会計監査を主たる目的としているため、当社に所属する専門要員は公認会計士及び公認会計士試験合格者が中心となっております。公認会計士という資格自体が自ら独立開業が可能であり、また、リスク目的でコンサルティング会社等へ転職することもあるため、監査法人の特性として、一般企業と比較して離職率の高い業種であると考えられます。

このため、監査法人として監査業務のサステナビリティを確保する観点からは、人的基盤の確保は重要な課題となっています。また、一般企業と同じではありませんが、各ランクのバランスが取れた組織構成が必要であり、偏ったランク別人員構成は解消すべきものです。

金融庁のCPA AOBのモニタリングレポートによれば、2025年3月末時点での公認会計士登録人数は36,669名であり、そのうち監査法人に所属して監査業務に従事している公認会計士は14,625名と、その割合は前年よりも下がって39.9%と、かなり低い数値となっています。

このような環境にあって、監査を中心的業務としている当社は、監査業務を通じて日本経済に貢献することの矜持や充足感を全構成員に伝えるだけでなく、年々増加している監査時間に対応しつつ、IT活用による監査の効率化を図ることなどにより、全構成員のワークライフバランスの保持が可能な方策を立案し実践しております。

当社では、経験値の高い人財から低い人財までをバランスよく監査チーム編成することを心がけており、OJTを通じた監査に必要な懐疑心の発揮ができるような人財育成を行っております。

当社ではAUP業務や海外の提携先からの委託業務などの通常の監査業務とは異なった業務を極力経験させるように心がけておりますが、監査に関連する団体以外の事業会社への出向は考えておりません。

構成員の過去の経験等は、組織運営委員会によって本人の希望も考慮しながら、計画的に活用することとしております。

また、テレワークやスライドワークの活用、さらにはMicrosoft365により円滑な連絡及び情報伝達やWeb会議を通じて効率的に業務を実施することにより、監査に限らない自己能力開発に取り組むことができる環境作りを行っているだけでなく、外部の研修機関と契約し、あらゆる分野の研修を受講できるようになっております。

採用計画は中期計画の初年度の人員計画に則って、不足している職位（公認会計士に限らず監査業務部に所属するIT専門家や監査アシスタント等も含む。）の中途採用と、公認会計士試験合格者の定期採用を行っております。なお、求める人材像としては、不正や誤謬を見逃さない正義感を持つ人、環境の変化に対応し新たな価値を見出す人、クライアントや監査チームと円滑なコミュニケーションを図れる人としております。

職員の採用及び評価

当社では、専門職員採用マニュアルと事務管理部職員採用マニュアルを定めており、具体的な採用基準に沿った人員採用を行っております。また、毎年の採用人員の決定は、事業計画によって策定された人員計画に従って行っております。

職員の人事考課は、毎年、人事考課方法に関して全ての従業員を対象に説明を行い、人財の士気を高めるような監査品質に対する評価に重点を置いた人事評価制度を整備・運用しております。評価に当たっては、評価に偏りがないように複数人による評価を行っております。

職位別入社人数

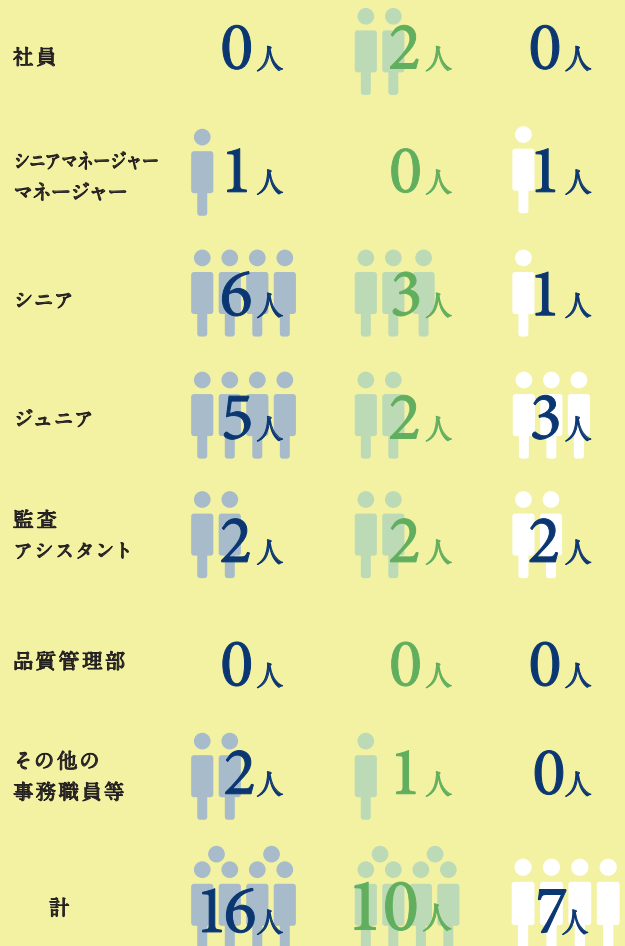


※2024年度に、従来の監査サポート部の一部を、監査業務部内のIT監査グループとして再編成したため、前年度以前は現在の組織図に合わせて比較可能なように組み替えています。

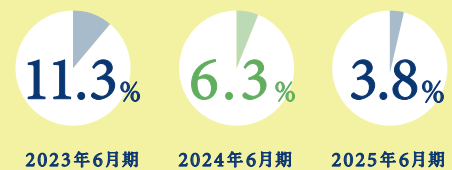
監査業界の特色として、全体的に離職率が高い傾向にありますが、当社の退職率は、以前は全産業の離職率である10%と大きな乖離はありませんでした。しかしながら、離職率の低減を図ることが重要であるという認識の下に、2024年6月期から福利厚生委員会を中心に離職率を低減させるための様々な施策を講じたこともあり、退職率はかなり低下しております。このように、人材の定着のための施策はある程度成功してきたと考えております。

なお、右記の表の社員の退社は、主に定年によるものであります。

職位別退社人数



退職率



※2024年度に、従来の監査サポート部の一部を、監査業務部内のIT監査グループとして再編成したため、前年度以前は現在の組織図に合わせて比較可能なように組み替えています。

監査従事者に対する研修状況と人事考課

当社では、専門要員の能力を維持・向上するために、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行っております。研修委員会が立案した教育・訓練に関する研修計画は、研修担当理事が理事会に上程し、審議を経てこれを承認しております。

研修方針策定に際して重視したものの一つは、「監査品



質の向上を図る研修の充実」です。JICPAの品質管理レビューでの不備の指摘を受け、監査品質の維持・向上が当社にとって課題であると再認識したため、監査基準報告書の理解を深める研修をはじめとした監査品質に直結する研修を充実させることとしております。

また、今年度よりサステナビリティ情報に対する研修プログラムを充実させ、監査従事者全員を対象とする全体研修を実施しました。さらに、IFRS適用会社に対する保証業務に関する社内の資格制度を設け、十分な研修を受けた者でなければ当該業務には従事できない仕組みを採用しております。

なお、監査品質の維持・向上のためには、現行の監査の基準が求める水準を理解することが必要であるため、常に1名はJICPAの品質管理レビューアーとして出向させる方針であります。これによりレビューアーの視点を会得することができるため、復職した時点ではその経験を監査実務で発揮できるように、監査業務部に戻る人事を行っております。

JICPAへの出向状況



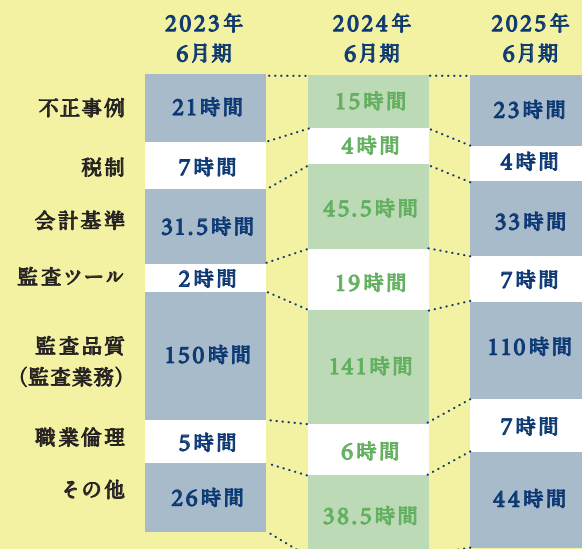
また、重視したもう一つとしては、「ランク別研修の充実」です。年間を通じた社内研修により、職位に応じた専門要員の監査実務の実践能力を可能な限り高めることにより、各監査チームの現場力を高い水準に維持・向上することを研修の方針としております。

公認会計士に対しては、JICPAの実施するCPDの履修状況を管理しており、必須科目単位の取得状況も含めて年間40単位を満たしていない者は、監査に従事できないこととしております。

専門要員を対象とした監査研修の回数



テーマ別研修状況



当社は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に備えて、監査チームが監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を発揮できるように独自の社内研修プログラムにより不正に関する教育・研修の適切な機会を提供しております。

今後は、生成AIの活用を自在に活用できるように、自社開発したARK Chatだけでなく、種々の生成AIを用いた監査手法の開発を行い、全ての監査従事者に対する教育研修を追加的に行う予定であります。

当社の研修は社内で開催している全体研修等のほか、外部業者による研修やJICPA等が主催する研修会に参加しています。下記は、研修委員会が企画して実施した研修の時間数で、新人職員から社員までのそれぞれの職位向けに主催した研修時間と研修委員会が推奨した研修の時間であり、CPDに対応したものだけではありません。なお、社内研修には、監査アシスタントを対象とした研修も含まれています。

社内外研修区分	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
社内研修	210時間	216時間	169時間
外部研修	6時間	12時間	12時間
JICPA等主催の研修	46時間	67時間	81時間

また、当社では研修後にアンケートをとっており、アンケート結果を基に研修の理解度を確認し理解を高める工夫等を図ることにより、次回の研修に生かしております。

項目(平均点)		2023年 6月期	2024年 6月期	2025年 6月期
理解度(受講前)	0-3で3が最高	1.5	1.5	1.5
理解度(受講後)	0-3で3が最高	2.7	2.7	2.7
業務に活用できるか	0-4で4が最高	3.6	3.6	3.6
講義が工夫されているか	0-4で4が最高	3.5	3.5	3.6

専門要員の研修は、単にCPD単位を獲得するだけでなく、ITを利用した監査ツールを含み、継続的な能力の維持・向上のために実施しております。

1人当たり研修時間



当社は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めております。

また、社員登用に関しては、社員登用規程に従って、最低2名以上の社員とオフィス長の推薦状を必要としております。推薦状では、公認会計士としての経験年数及び推薦理由等が記載され、理事会の決議及び社員会の承認を経て登用されます。

また、社外研修として、バランスの取れた人材育成の一環として一般社団法人総合研究フォーラムが主催する教育研修セミナー(フォーラム'80)に毎年1名の研修生を派遣しています。フォーラム'80は、青壮年層が国際的視野に立った幅広い知識を身につけ、併せて、研修生相互の終生にわたる交友の基礎を固めることを目的としており、当社の前身の一つであるアーク監査法人設立後から累計で14名を派遣しており、現在は第94期生として派遣しております。



社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬決定は、人事考課に基づいて行われております。毎年、「社員人事考課システムについて」という標題の通知書を理事長が全社員に示した上で、当社の社員評価方法によって社員の人事考課を行っております。

社員の人事考課は、各社員の監査品質の程度やリーダーシップその他の人事考課要素により行われ、その結果をもって社員報酬が決定されています。なお、人事考課においては、監査品質の程度が適切であることを重視しております。

この社員評価方法が適切かどうかについては、独立した第三者の監事から意見をいただいております。

多様な働き方とワークライフバランスの実践

昨今の社会情勢では、副業や兼業を認めている企業も増加しています。従来、当社では副業及び兼業を認めない方針でした。一方、厚生労働省が公表している「副業・兼業の促進に関するガイドライン」では、人生100年時代を迎え、若いうちから、自らの希望する働き方を選べる環境を作っていくことが必要であるとして、副業・兼業は、オープンイノベーションや起業の手段としても有効であり、都市部の人材を地方でも活かすという観点から地方創生にも資する面もあると記載されています。このため、副業・兼業を希望する社員及び職員に対しては、その希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境を整備することが重要であると考え、いろいろな働き方の選択範囲を拡大することが重要であるとして方針を転換して、副業・兼業を認めているところであります。

ただし、当社としては、副業・兼業が監査業務に影響を及ぼさないことなどの諸条件を満たすことを前提として、利益相反や独立性に抵触しないことを品質管理部が確認した後に理事長宛に申請があった場合には、個別に検討した結果として、副業・兼業を容認することもあります。

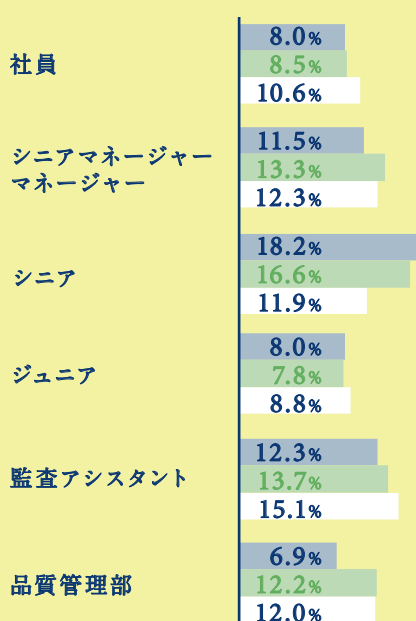
また、当社が目指す働き方の多様性として、時間や場所に

囚われない働き方を考え、テレワークを継続的に実施しております。ただし、情報セキュリティの観点から不適切な場所でのテレワークは認めておりません。

なお、職位別のテレワーク実施状況は以下のとおりであります。

テレワーク実施状況(%)

■ 2023年6月期 ■ 2024年6月期 ■ 2025年6月期



※2024年度に、従来の監査サポート部の一部を、監査業務部内のIT監査グループとして再編成したため、前年度以前は現在の組織図に合わせて比較可能なように組み替えています。

さらに、時差出勤等も可能なものとして、当社はスライドワーク制度も採用しております。2025年6月期では、職員のうち1.2%の方がスライドワークを実施していますが、子供の送り迎えに必要な方だけが利用している状況であります。

スライドワーク実施状況(%)

スライドワーク比率



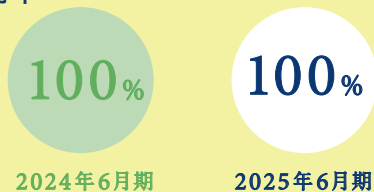
このように、当社はクライアントとのコミュニケーションや監査の品質に影響しない範囲で、働き方の多様性を継続的に実施しております。

また、テレワークやスライドワークの活用、さらにはMicrosoft Teams等により円滑な連絡及び情報伝達やWeb会議を通じて効率的に業務を実施することにより、監査に限らない自己能力開発に取り組むことができる環境作りを行っているだけでなく、外部の研修機関と契約し、あらゆる分野の研修を受講できるようになっております。当社では女性の場合、育児休業取得後は100%復帰しており、男性の場合でも育児休業の取得率は100%となっています。

育児休業後の復職率



男性の育児休業取得率



先にも述べたように、当社では無駄な作業は極力行わないこととし、生活設計の多様性を追求できるようにワークライフバランスを重視しております。この結果、当社の監査従事者の職位別年間平均執務時間は、下表のとおり結果となっております。CPA AOBのモニタリングレポートによれば、前年の大手監査法人の年間執務時間が2,038時間、準大手監査法人が1,682時間であることから、当社の年間平均執務時間は準大手に近い状況であると言えます。2025年6月期では監査上の論点の検討に時間を要する監査業務が複数あったことが増加要因の一部になっていると思われますが、これは

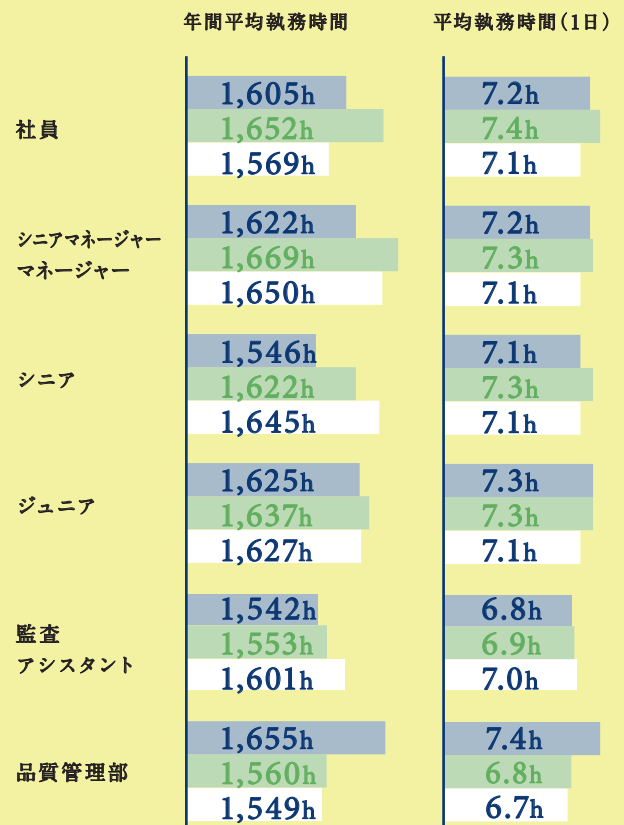
一時的なものであります。当社は、各方面から外部機関によるモニタリングを受けておりますが、その結果は重要な指摘事項はなく、当社のIT活用や監査ツール開発による監査業務の効率化がその結果を生んだものと考えております。

このことにより、残業の多い監査業界にあって、多大な残業をせずに、その結果、精神的圧迫を受けることなく心身ともに健康的な人生を過ごすことができる職場環境の整備をさらに進める方針であります。

当社の監査従事者の職位別年間平均執務時間

(残業時間を含む)

単位:h ■ 2023年6月期 ■ 2024年6月期 ■ 2025年6月期



※1.執務時間には、管理業務・研修時間を含み、具体的な業務の割り当てのない時間及び休憩時間は含みません。

2.監査アシスタントは、監査業務部に所属し、一定の研修の下に当社の監査業務のサポートを行うことで、判断を伴わない業務を行うことにより、専門家による判断業務への集中化と効率化に貢献しています。また、経験値が高い方はインチャージ業務にも従事しています。

3.従来の監査サポート部の一部が監査業務部の中にIT監査グループとして再編成されたため、現在の組織図に合わせて比較可能なように組み替えております。



さらに人生を充実したものにするためには、有給休暇の使用が重要であると考えています。なかなか自ら有給休暇を申請しない職員もいるため、有給休暇取得推奨を行っております。その結果、当社では80％程度の取得率を実現しております。

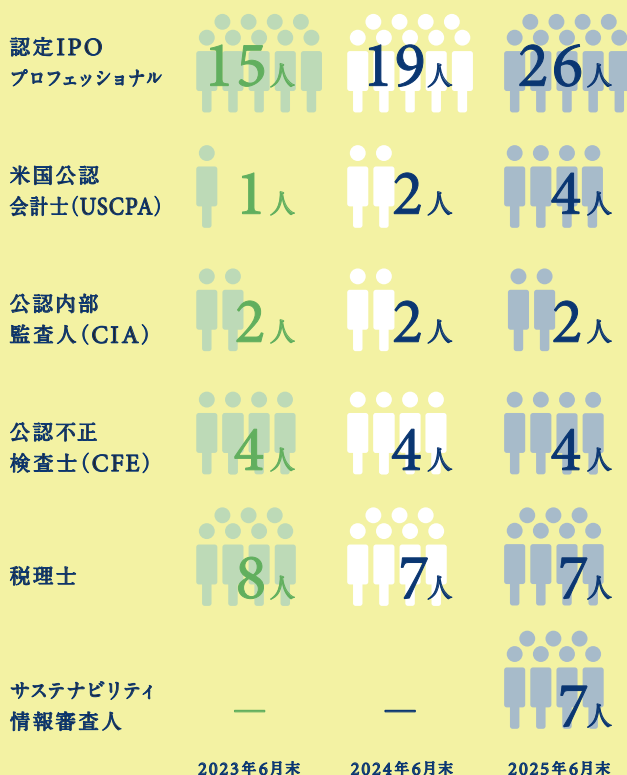
1人当たり有給休暇取得日数及び取得率

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
取得日数(日)	17	18	17
取得率(%)	79.0	77.8	76.6

監査法人として、さらに社会環境の変化に対処するためには、有資格者の種類も多様性が必要であると考えております。資格としての多様性の観点から、当社での日本の公認会計士以外の資格保有者の人数は以下のようになり、多面的な意見交換及び当社の委員会活動を通じて、監査業務に貢献しております。

また、特に近年のIPO関連監査需要の増大等に対応できるように、認定IPOプロフェッショナルの検定試験受験を推奨しており、資格取得者が増えております。当社では、IPOプロフェッショナル検定合格をIPO業務に関与する条件にしております。

日本の公認会計士以外の資格保有者の人数



当社では、構成員との対話を重視しており、理事長をはじめとする理事からは、当社の監査に従事する構成員に対して、定期的に又は必要と認めた都度、監査品質の重要性についてメッセージを発信しております。

また、公認会計士の監査業界からの流出を防止する観点から、監査チーム内のコミュニケーションを重視しております。一日中パソコンを前に無言で作業しては、監査の面白さに気が付くことはないと思われるため、チーム内での深いコミュニケーションを実践し、監査業務の難しさや考えるべき事象等を議論しながら業務を遂行することにより、公認会計士しかできない監査のやりがいに気が付いてもらいたいと考えております。

そのためにも、監査チーム内でのコミュニケーションでは、決して業務執行社員が監査判断を押し付けず、監査チームメンバー全員の合意が得られるまで活発な議論を交わす風土が人材育成に重要だと認識しており、

社員会においても理事長から繰り返し伝えております。監査チームも人の集合になりますから、人の相性もあり、コミュニケーションによる人材育成という企業文化の定着が図られない場合もあります。

このため、人の相性については組織運営委員会で、全体を見渡しながら監査チームの組成に工夫を凝らすことや、採用委員会のメンバーによるジュニアに対するメンター制度で「As is-To be ギャップ(現状と理想のギャップ)」を解消するように、個別にメンタリングを行うことにより働きやすい環境の整備に努めております。

また、健康を維持することが重要であることから、当社と提携している医療機関において毎年1回は定期健康診断を受診することとしております。

近年は社会全体においてメンタル面で体調を崩している方が多いことから、特に注意を払っており、毎年8月から9月にかけてストレスチェックを実施しております。

その結果、希望する者には産業医と面談の機会を設け、構成員の健康面に十分に配慮することとしております。

健康診断実施状況

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
対象者	83人	91人	111人
実施者	78人	88人	107人
実施比率	94.0%	96.7%	96.4%

非常勤者に対する考え方

監査業界では、上場会社の59%が3月決算に集中しており、常勤者だけで監査業務を行い得るような人的基盤を充実させることが難しいため、非常勤者の活用も行われています。しかしながら、当社では監査チームにおける非常勤者への依存度は全体では年々減少して10%前後となっております。

当社の非常勤者に対する基本的な考え方は、

a. インチャージのような監査現場を統括するような作業は行わせない。

b. 会計上の見積りなどの監査の重要なテーマとなるような項目の業務は行わせない。

c. 予定時間内に完結できる程度の業務に限るものとする。

d. 監査チーム毎の総時間に占める割合を30%以下とする。

といった基本思考の下に、監査品質を維持するものであります。

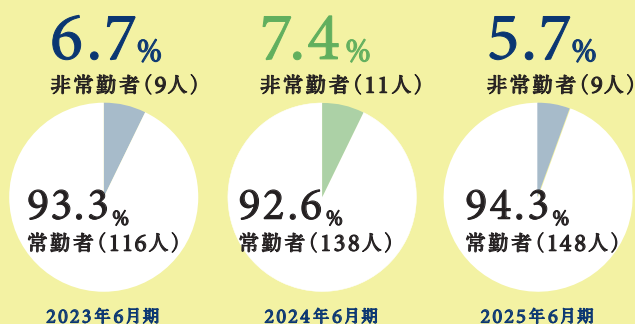
しかしながら、東京以外での非常勤者の割合は非常に高い結果となっております。これは、地方在住の公認会計士の数が少ない実態に起因しています。CPAAOBのモニタリングレポートによれば、2025年3月末時点で全体の公認会計士36,669人のうち21,700人が東京に集中しており、近畿、東海及び神奈川を除く地方では6,710人しかおりません。

このため、東京以外での業務は地方オフィスだけで完結することが理想像ではありますが、それまでの相当の期間は、地方においては非常勤者のウエイトがやむを得ず高くなる傾向が続くものと考えております。

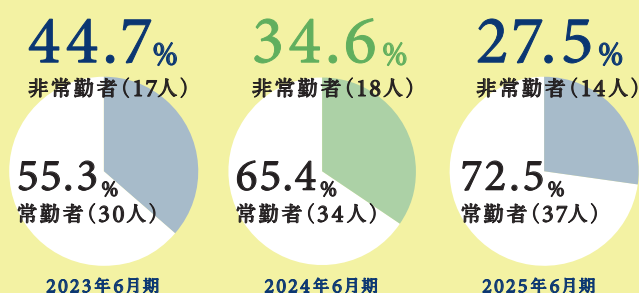


非常勤者割合(%)

東京



東京以外



非常勤者は、当社固有の研修テーマ(定期的な検証の結果等)については当社主催の研修受講を必須としています。情報セキュリティの観点から使用するパソコンは当社で非常勤者用に設定したパソコンを貸与し使用しておりますので、情報セキュリティは常勤者と同様となっております。非常勤者に対する人事考課基準を設定しており、アサインされた監査チームの業務執行社員によって人事考課が実施され、当社の事業年度開始日における契約更改時点で報酬に反映されるシステムになっております。当社としては、東京、大阪及び札幌以外では監査業務従事者が不足気味であることから非常勤者の採用もありますが、東京においては公認会計士という同業者の多様な働き方に対して応援可能な範囲で採用するという考えであります。

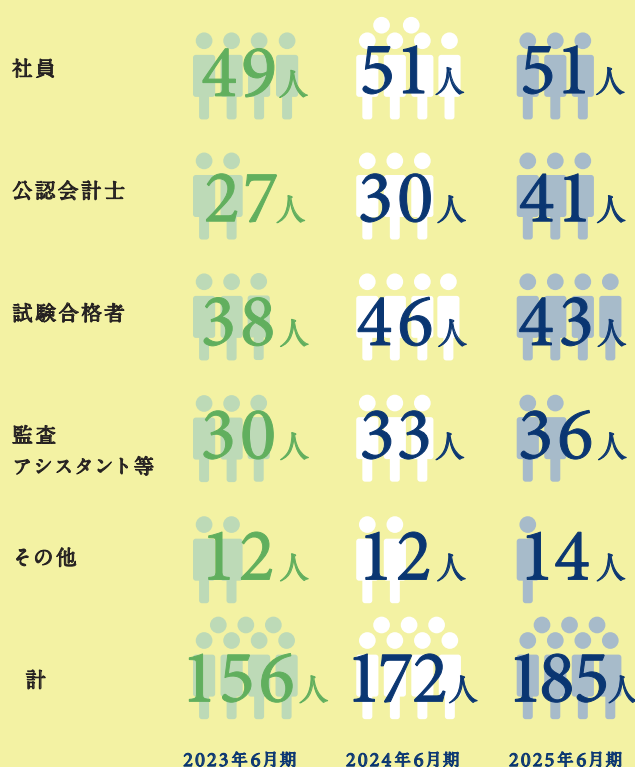
監査業務に対するクライアントの規模や特性を踏まえた人財投入

当社では毎月の人員数と当社の業務遂行上必要な時間とを対比しており、人財不足となり監査業務に支障が出たり、ワークライフバランスが崩れたりしないように注視しております。

当社は、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。この結果、アサインメントの一元管理を行い、全体の業務の平準化を目指した取組を行っています。

適切な監査を実施するに当たり、必要な専門要員の配置は必要不可欠であります。この必要な専門要員の中にはITの専門家も含まれております。人財の採用活動を継続的に行っており、当社の規模に応じた人材を確保しております。

専門要員の推移



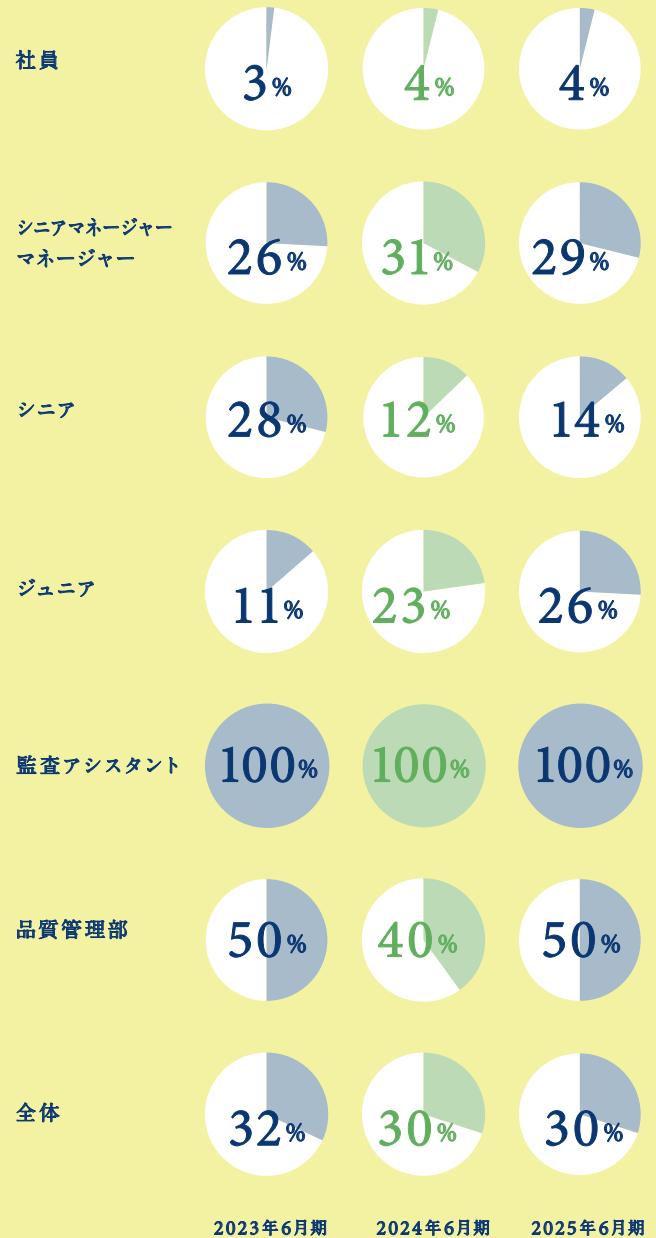
ダイバーシティ

女性の活躍推進が当社の持続的成長のために必要不可欠であります。内閣府から「女性活躍とSDGs～サステナビリティの実現に向けて」というリーフレットが公表されていますが、当社の経営でも多様性を意識しております。当社に入社した方には、極力、業務執行社員であるEP又はKAPとして活躍してほしいという方針であることや、時間短縮勤務の制度、さらには産休や育休を取りやすい環境を整備していること等から、他の一般事業会社と比較しますと、より女性が活躍しやすい職場であると考えております。

公認会計士登録者全体に占める女性の割合は毎年増加しており、2024年12月末では15.7%であります。当社の社員からシニアまでの女性公認会計士の占める割合は16.9%であり、日本全体の水準を幾らか上回った比率となっています。

男女共同参画は重要であると認識しており、今後も継続的に女性の社員比率向上に努めていきます。当社では女性の社員も増加し、また理事も誕生しておりますが、以前のジュニアクラス的女性採用が少なかったため、シニアクラスでの女性比率が低くなっております。

各職位における女性比率



(注) 1. 2024年度に、従来の監査サポート部の一部を、監査業務部内のIT監査グループとして再編成したため、前年度以前は現在の組織図に合わせて比較可能なように組み替えています。

2. ジュニアの女性比率が2023年まで低下していたのは、女性採用者が意図せずに少なかったことによるものであります。



3.IT基盤

IT基盤の整備状況

IT基盤の整備及び運用については「情報システム管理規程」及び「情報システム管理マニュアル」に基づいて事務管理部ITサポートグループが所管しております。

当社では、2020年より全ての監査業務に電子監査調書システム「Case-ware Working Papers」(Caseware International Inc.)を導入し、全ての監査調書を電子化しておりますが、2025年6月より自社開発した電子監査調書システムADAMS(Audit Documentation Archive and Management System 登録商標第6953779号)を本稼働し、2025年4月1日以後開始する事業年度の全ての監査業務について、ADAMSの利用を開始しております。

全職員(非常勤者を含む。)に貸与している物理PC(ノートPC)の紛失による情報漏洩への対策及びリモートワーク環境整備として、現在クラウド環境で仮想PCを利用しておりますが、電子監査調書システムADAMS導入に伴う業務効率化のため、仮想PCから物理PCへの切り替えを行っております。仮想PCと同等の情報セキュリティ確保の観点から、外部アプリケーションを利用した物理PCのハードディスク断片化(暗号化)技術による情報漏洩対策、及びマルウェアやサイバー攻撃に対応するため物理PCで起こる不審な動きをリアルタイムで監視・検知する防御対策、並びにセキュリティ機能を備えたVPNソフトウェアの導入を行っております。

また、クラウド環境でファイルサーバ、監査調書データサーバ、ディレクトリサーバ等を運用し、日次で国内サイトへのバックアップを実施することで、ハードウェア等の故障、自然災害等による監査調書データ及び管理データの消去並びにサービス停止のリスクを低減するとともに、業務を継続する体制を整備しております。

あわせて2020年3月より、コミュニケーションツール(グループウェア、オンライン会議、チャット、データ共有サイト)も積極的に活用する等、当社では社会環境や働き方の変化への柔軟な対応、効率的な業務時間の使い方を追求しており、そのためのIT関連投資金額を年々増加させております。

IT関連投資金額

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
IT関連投資金額	44,063千円	52,384千円	70,488千円

また、監査実務で時間のかかる残高確認については、電子データ活用による効果が高いことから、会計監査確認センターを活用することにより、監査時間の短縮を試みております。特に2025年6月期においては、監査業務の時間短縮を図る目的により、銀行残高確認を中心に会計監査確認センターの活用を増加するようにいたしました。

会計監査確認センター(Balance Gateway)※利用数

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
会社数	1社	5社	46社
確認件数	12件	81件	204件

※2018年に4大監査法人の共同出資により設立した
会計監査確認センター合同会社が提供する残高確認オンラインサービスです。

DX(デジタルトランスフォーメーション)を利用した会計監査の利点は、効率性の向上、正確性の向上、リアルタイムのデータ利用、リスクの早期検出等が考えられます。ただし、デジタルテクノロジーを活用する際には、セキュリティやプライバシーのリスクに対処する必要がありますので、将来の課題としております。

このような昨今の時代の流れに対応するため、IT基盤充実のための人材確保は重要であります。当社の専門要員は、IT監査グループメンバーを中心に下記のような資格を保有しております。

IT関連資格保有状況

公認情報システム監査人(CISA)



公認情報セキュリティマネージャー(CISM)



情報セキュリティ監査人補(CAIS-Assistant)



情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)審査員補



ISMS クラウドセキュリティ(ISMS-CLS)審査員



国際認定CAATs技術者(ICCP)



社会環境の変化へのデジタル対応

当社では、社会環境の変化に対応できる会計監査を提供し、高い品質と効率性を実現するための取組を行っております。そのための検討は監査ツール委員会が中心となり、とりわけデータ解析による監査実務のデジタル対応を推進しております。

近年の監査手法は、従来のサンプリングによる会計取引母集団の仮説検証手法から、データ解析による検証手法に

移行しております。これを契機に、監査実務のデジタル化を進めております。そのための検討は、監査ツール委員会が中心となり行っております。

監査ツール委員にほぼ専任する公認会計士が中心となり、データ解析によるデジタル対応監査業務を行うべく検討を継続しております。

具体的には、データ入手と高度な統計的分析の自動化と異常点の絞り込みをシステム化することで、作業時間の効率化を図っております。

社会環境変化に対応するための検討会開催状況

監査ツール委員会
の人数



検討時間



この結果、当社ではデータ分析手法を利用した会計監査を上場会社等に適用することとし、現在では全ての上場会社で実施しております。

データ分析手法を利用するためには、実際に監査現場で働く公認会計士等が実施できなければならないという考えの下、監査従事者に対してデータ分析手法の研修を行っております。この結果、データ分析手法研修の時間は従前より増加しておりましたが、2024年6月期以降の研修時間が減少しているのは、実務でかなり浸透してきたこともあり、データ分析手法研修受講が必要なメンバーが少なくなってきたことによるものであります。なお、2025年6月期においては、ほぼ全ての専門要員が、モダンエクセル等のアプリケーションを十分に使いこなせるレベルに達したと言えます。



データ分析技術研修時間

モダンエクセル研修ほか



IT関連の監査業務は、IT監査グループに所属する者だけが実施するものではないため、監査業務部の専門要員についてもIT関連の知識の習得が重要であると認識しています。そのため、公認会計士等の専門要員に対してもIT関連の研修を実施してDX対応を図っております。

IT関連研修時間

IT関連の研修状況



業務の標準化と自動化による効率化

監査業務における作業の標準化や自動化を推進し、データの入手から加工、分析業務等の作業時間の効率化を図っております。当社では、スピーダ(株式会社ユーザベース)を利用し、有価証券報告書等で公開された各上場企業の財務数値等を用いたデータ分析を標準化しており、データの取得から分析結果を各監査チームへ提供するまでの一連の業務を監査アシスタント業務として一元化することで、全ての上場会社監査業務に対し効率的にアウトプットを提供し、作業時間を短縮しております。また、監査チームからの要望を受け、統計等の外部データを検索・収集する業務も行っております。

DXを利用した会計監査

DXを利用した会計監査は、デジタル技術とデータ分析を活用して、会計情報を効率的かつ正確に評価し、企業の財務報告や会計プロセスの信頼性を確保するプロセスです。

当社では、データ解析を含むデジタル技術の進化を監査業務に活用し、効率的で深度ある監査手続を実施するための体制を整えております。

監査手続において利用しているデジタルツール

リスク評価手続	・不正リスクスコアリングツール ・スピーダ ・データ分析ツール (PowerBI、モダンExcel)
リスク対応手続	・CAATsツール (ACL) ・サンプリングツール ・プロパティ情報一括取得ツール ・監査調書作成アシストツール
その他	・チャットボット

a. 不正リスクスコアリングツール (自社開発)

AI技術を利用した取組みとして、不正リスクスコアリングツールを開発いたしました。

過去10年以上の全上場会社の有価証券報告書及び不正事例を学習し、不正事例との財務数値等の類似性に依拠して企業が不正を行う可能性をモデル化することで、不正リスクを数値化し、監査契約の新規受嘱におけるリスク評価等に活用しています。現在、スコアを高めている要因を各勘定科目レベルにまで落とし込むことが可能となるよう改良を進めており、今後、監査の現場における不正リスク評価をより有効かつ効率的に実施されることが期待できます。

b. BIツール等の分析ツール

データをビジュアル化するBIツールとして、Power BI (Microsoft Corporation)を利用しています。財務数値を自動で取り込みビジュアル化することで、クライ

アントの状況を適時かつ効率的に把握しております。

また、モダンExcel (Power Query、Power Pivot)の活用事例も作成し、より深度あるデータ分析の実施を図っております。

c. CAATsツール (コンピュータ利用監査技法)

不正の可能性のある仕訳入力を検出するためのツールとして、ACL Analytics (Diligent Corporation)を導入しております。CAATsツールではスクリプトによってデータ加工や抽出作業を自動化できるため、クライアントの膨大な仕訳データから効率的に異常項目を抽出することが可能です。

d. サンプリングツール (自社開発)

自社開発した監査サンプリングツールを利用しております。独自考案した金額単位サンプリングの手法を取り入れたことで、膨大な取引データでもリスク評価の結果や対象データの金額規模に応じた必要件数を瞬時に抽出することが可能です。また、シード値による再現性も確保することで恣意的な抽出を防止しております。

e. プロパティ情報一括取得ツール (自社開発)

複数のPDFファイルのプロパティ情報を一括で抽出するツールを開発いたしました。通常の業務フローでは想定されないプロパティ情報を持つファイルを特定するなど、証憑の改竄リスクへの対応を含め、監査証拠の信頼性を検証する目的に利用しております。

f. 監査調書作成アシストツール (自社開発)

監査手続として実施した証憑突合の証跡や、数値間のリファレンスなど、監査調書には多くの記録を正確に残すことが必要です。当社ではこれを支援するためのExcelアドインを自社開発し、監査調書を効率的に作成しております。



g. 生成AIチャットボット(自社開発)

監査・会計分野に特化した生成AIチャットボット「ARK Chat」を開発いたしました。ARK Chatは、最先端の大規模言語モデル(LLM)を基盤とし、専門性と信頼性を高めるRAG(Retrieval-Augmented Generation、検索拡張生成)技術、リアルタイム情報へのアクセスを可能にするWeb検索機能、複雑な計算を瞬時に行う数式・方程式計算機能、そして自律的なタスク遂行を実現するエージェント技術を統合した、業務支援ツールです。

情報セキュリティ

昨今の多様化・高度化するサイバー攻撃の脅威、監査業務に対する社会的信頼性の維持、個人情報保護やサイバーセキュリティに係る法令及び規制対応の重要性から、当社では情報セキュリティの確保が必須であると考えております。当社では、以下のとおり情報セキュリティ対応を行っております。

a. 情報セキュリティ方針と体制

情報セキュリティ方針(ポリシー)については、当社ホームページで公開するとともに、「情報システム管理規程」で規定しております。情報セキュリティに係る担当部署、責任者、インシデント発生時の対応手続など、情報セキュリティに係る個々の管理策について「情報システム管理マニュアル」及び「情報セキュリティ管理マニュアル」で規定し、昨今の情報セキュリティ環境の変化を踏まえ、定期的に更新しております。

上記の情報セキュリティポリシー及び個々の管理策の遵守状況について、年次で全社員及び職員(非常勤者を含む。)から情報セキュリティポリシー遵守チェックリストを入手し、その遵守状況を確認するとともに、サンプリングによる目視でのセキュリティチェックを行っております。情報セキュリティ教育について、年次で全社員及び職員(非常勤者を含む。)に対して、近年発生しているサイバー攻撃への注意喚起を含む情報セキュリティ教育を実施することで、全社的に情報セキュリティ意識を向上させております。さらに、全社員及び職員(非常勤者を含む。)に対して、標的型攻撃を想定したメールを送信し、開封した対象者への個別研修を行うセキュリティ訓練を年2回の頻度で実施しております。

サイバー攻撃への具体的対応として、国立研究開発法人情報通信研究機構主催の「実践的サイバー防御演習(CYDER)」に毎年ITサポートグループメンバーが参加し、

サイバー攻撃を受けた際の一連の対応(インシデント対応)について演習形式でのトレーニングを受けております。なお、2021年10月には金融庁主催の「令和3年度金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VI)」に参加しております。

b. 外部及び内部からの不正アクセスへの対策

(デジタル技術を活用したサイバーセキュリティ対策)

外部ネットワークとの社内及びクラウド環境接続部に、統合脅威管理装置(UTM)を設置するとともに、地方オフィスを含めクラウド環境(仮想PCを含む。)への接続は東京本社を経由した専用回線により通信を暗号化して行っております。同様に、物理PCから通信端末経由でのクラウド環境への接続についても、専用ソフトウェアにより通信を暗号化しております。また、各オフィスにおける無線LANの利用時にもパスワード及び物理PCのネットワークアドレス(MACアドレス)で利用者を制限し通信を暗号化しております。これらの対策により、外部からの不正アクセスに対し社内ネットワークを効果的かつ包括的に保護しております。

グループウェアなどの社内アプリケーションの利用時にはクラウドサービスのシングルサインオンアプリケーションを利用し、推測可能なログインパスワードの使いまわしを防止するとともに、アプリケーション経由でのシステムログインを強制することでログインパスワードの外部への漏洩リスクを低減しております。

標的型メール攻撃、マルウェア感染等による情報漏洩防止のため、物理PC及び仮想PC並びに各サーバに対し、マルウェア対策ソフトウェア及び資産管理及びログ収集ソフトウェアをインストールし、外部からの不正アクセスを検知及びマルウェアの隔離を行うとともに、操作履歴のモニタリングを行っております。また、物理PC及び仮想PCのオペレーティングシステム並びに利用しているソフトウェアの自動更新を有効にすることで常に

最新のバージョンに保ち、マルウェア感染のリスクを低減しております。各ネットワーク機器のファームウェアについても適時にアップデートする体制を整備し実施しております。通話及び通信端末として利用している貸与スマートフォンについて、カメラ機能利用制限等のデータ保存防止による情報漏洩対策、紛失時の遠隔データ削除対応を行っております。

電子メールサービスにおいても、スパムメール、迷惑メールフィルタリングだけでなく、ビジネス詐欺メール及びランサムウェア等の未知の不正プログラムの検知、隔離、排除まで行う仕組みを導入し、かつ電子メールの送受信についてフィルタリングを行い、不審なプログラムの授受がないか常時監視しております。

あわせて、クライアント等とデータ授受について、クラウド環境のデータ共有サイトを積極的に活用することで監査データの漏洩及び外部からのデータ搾取のリスクを低減しております。電子メールでデータ授受を行う場合、誤送信及び情報漏洩の対策として、メール送信時の添付ファイルのURLダウンロード及び復号パスワードの後送を実施するとともに、メール誤送信対応アプリケーションによりメール送信先の強制再確認を行っております。

内部からの情報の不正取得、改竄、なりすまし防止のため、社員及び職員(非常勤者を含む。)の入退社時にチェックリストを作成し、ログインアカウント等の登録、削除を漏れなく実施する体制を整備し、かつ物理PC起動時に生体認証(顔・指紋)又は複雑性を担保したパスワード及びスクリーンセイバーロックを設定しております。また、全社員及び職員(非常勤者を含む。)に対して、担当クライアントのデータのみを閲覧可能とするために、定期的にアクセス権の見直しを行っております。



c. ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証の取得

当社では、情報セキュリティ強化の一環として、2023年12月29日付けにて、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の国際規格(ISO/IEC 27001:2022)の認証を取得しました(認証番号:GIJP-1194-IC)。ISMSでは、毎年運用計画を策定し、情報セキュリティ方針・情報資産の見直し、リスク評価を行い、リスク評価の結果に基づいてリスク対応策を実施しております。リスク対応策の運用状況は、内部監査担当者(3名)による内部監査を実施し、理事長へその結果を報告しております。また、独立したISMS認証機関による審査を毎年受審しております。

このようなリスク評価及びリスク対応を通じ、クライアントの監査データを含む社内情報資産を保護するとともに法令遵守状況を確認し、情報セキュリティ体制の維持及び強化を行っております。

d. 情報セキュリティ保証業務への取組

昨今の増加するサイバー攻撃及びランサムウェアの脅威、個人情報保護に対する法規制の強化、サプライチェーン全体でのリスク管理が求められる中、2024年度より、クラウド環境も含めた情報セキュリティ監査サービスの提供を開始しております。

当社は、経済産業省の情報セキュリティサービス基準に基づき、一定の技術要件及び品質管理要件を満たした情報セキュリティサービスを登録・公開する制度である「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」における「情報セキュリティサービス台帳」に登録されております(サービス登録番号:020-0030-10)。

当社の情報セキュリティ監査サービスは、情報セキュリティ管理基準(経済産業省)、クラウド情報セキュリティ管理基準(日本セキュリティ監査協会)及びJIS Q 27001(ISO/IEC 27001)等の外部基準や、社内の

セキュリティ規程・ポリシー等の内部基準を利用して適合性や遵守状況を評価します。システム環境(クラウド環境、オンプレミス環境等)、種別(企業、公的機関等)及び組織規模は問わず、外部目的の保証型監査や内部目的の助言型監査、組織全体の監査や特定部門・拠点の監査など多様な監査ニーズに対応しております。

同時に情報セキュリティ監査サービスだけでなく、ITの受託業務に係る内部統制保証報告サービスも提供しております。近年のクラウド形態でのサービス提供の広まりにより、サービス提供会社に対する受託業務に係る内部統制保証報告書発行のニーズが高まっており、当社でも、保証業務実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」(日本公認会計士協会)に基づく保証報告書の発行が可能な体制を整備しております。

上記保証業務へ対応するための人材育成にも注力しており、社外サイバーセキュリティリスクに係る研修への参加、特定非営利法人日本セキュリティ監査協会(JASA)の情報セキュリティ監査人資格等の取得を積極的に支援しております。

今後の取組

当社ではAI技術を活用した売上データの異常検知ツールや証憑書類改竄検知ツールなど、次世代技術の調査にも積極的に取り組んでおり、2025年6月期に生成AIチャットボットを導入いたしました。今後は、生成AIの活用範囲をさらに広げ、監査業務プロセスへ一層深く浸透させることで、監査品質の向上と監査手続の効率化を目指して参ります。また、当社では監査業務全体の高度化を目指し、DXによる効率化を積極的に推進しております。監査手続に加え、関連業務の効率化も重要な課題と捉え、その第一歩として、2025年6月期には電子監査調書システムの開発と導入を実施いたしました。次なるステップとして、クライアントとのコミュニケーション基盤をデジタル化し、監査資料の授受等を、より迅速かつ安全に行えるツールの開発に着手する予定です。これにより、監査プロセスの透明性と迅速性を高め、双方にとって付加価値の高い監査業務の実現に貢献して参ります。

情報セキュリティへの対応として、リモートワークやクラウド活用が進んでいること、マルウェアやランサムウェアなどのサイバー攻撃の巧妙化に対応する必要性のため、従来のファイアウォールによる境界型防御から社内外の区別を行わないゼロトラストの概念に基づいたネットワーク構築を目指して参ります。

情報セキュリティ保証業務について、クラウド環境を含む情報セキュリティ監査、ITの受託業務に係る内部統制の保証報告書発行サービスについて引き続き注力するとともに、今後は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)の監査機関に登録し、クラウドサービス評価についてさらにサービスラインを拡大して参ります。



4.財務基盤

報酬依存度に関するサステナビリティ

独立性の問題により、特定のクライアントに対する依存度が高い場合は、将来において監査業務を自ら辞退しなければなりません。「p.32 倫理及び独立性」において記載しておりますが、当社は15%ルールには抵触しておらず、監査業務の報酬依存度に関するサステナビリティでの危惧はありません。

なお、進行年度の2026年6月期においては10%前後になる見込みであります。

有限責任監査法人と 無限責任監査法人の区分

当社では、会計監査に対する業務執行社員が責任をもって監査業務を行うことが重要であると考えております。監査品質を継続して向上させるためには、業務執行社員が緊張感をもって業務に当たり、適切な監査報告書の発行ができなかった場合には、自ら責任をとるという心構えが重要であると認識しております。

このため、緊張感をもって監査業務を執行させるために、当社は有限責任監査法人制度を採用しております。

公認会計士職業賠償責任保険加入の 状況

当社は、公認会計士職業賠償責任保険に保証限度額1請求当たり30億円、保険期間中の保証限度額40億円、サイバーリスク保険に賠償保証額1億円の保険に加入しております。

財務データ

当社の貸借対照表及び損益計算書は次のようになっております。注記等を含めた財務諸表は、監査報告書付きで「業務及び財産の状況に関する説明書類」（公認会計士法施行規則第93条に基づく開示書類）において開示しており、当社のホームページ及び日本公認会計士協会のホームページで閲覧することができます。

貸借対照表

(単位: 千円)

科目	金額		科目	金額	
	2024年6月期	2025年6月期		2024年6月期	2025年6月期
流動資産	558,769	609,464	流動負債	315,210	304,462
現金及び預金	462,284	508,768	一年以内返済予定借入金	35,692	21,660
業務未収入金及び契約資産	79,888	77,531	未払金	95,405	76,871
未成業務支出金	901	1,357	未払法人税等	35,737	37,611
その他流動資産	16,195	22,306	未払消費税等	54,899	50,383
貸倒引当金	△500	△500	契約負債	53,876	61,935
固定資産	209,167	244,276	預り金	28,849	43,999
有形固定資産	52,069	65,409	賞与引当金	10,750	12,000
建物附属設備	39,322	54,510	固定負債	226,132	241,676
器具及び備品	12,747	10,899	長期借入金	54,900	33,240
無形固定資産	11,486	22,849	退職関係引当金	152,972	190,176
ソフトウェア	1,847	22,607	その他の固定負債	18,260	18,260
その他	9,638	241	負債合計	541,342	546,138
投資その他の資産	145,611	156,017	資本金	80,000	80,000
長期預け金	100,000	110,000	資本剰余金	53,883	53,883
繰延税金資産	16,974	21,578	利益剰余金	92,710	173,718
その他	28,636	24,438	純資産合計	226,594	307,602
資産合計	767,936	853,740	負債及び純資産合計	767,936	853,740

損益計算書

(単位: 千円)

科目	金額				
	2021年6月期	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
業務収入	1,666,837	1,892,824	2,068,361	2,345,020	2,573,422
業務費用					
人件費	1,368,298	1,591,570	1,659,284	1,877,113	2,011,508
賃貸施設関連費用	78,857	81,091	116,663	117,519	122,566
研修関連費用	12,699	11,499	9,915	13,633	12,563
IT及び通信費	62,320	72,433	91,674	98,045	121,173
その他業務費用	104,107	132,420	160,087	166,953	165,258
業務費用合計	1,626,283	1,889,015	2,037,626	2,273,265	2,433,070
期首未成業務支出金	64,383	—	4,810	1,933	901
期末未成業務支出金	△55,546	△4,810	△1,933	△901	△1,357
業務費用計	1,635,119	1,884,205	2,040,503	2,274,298	2,432,614
営業利益	31,717	8,618	27,858	70,722	140,807
営業外収益	118	268	318	301	1,443
営業外費用	1,918	3,908	2,613	1,530	1,293
経常利益	29,918	4,978	25,564	69,493	140,958
特別損失	105	—	12,795	—	8,924
税引前当期純利益	29,813	4,978	12,769	69,493	132,033
法人税、住民税及び事業税	767	40,760	2,108	35,738	55,628
法人税等調整額	7,989	△22,926	3,462	△3,379	△4,603
当期純利益	21,056	△12,855	7,197	37,133	81,008

※2022年6月期と2023年6月期における営業外費用の多くは、ウクライナに所在するメンバーファームに対する寄付金であります。



5. 国際対応基盤

当社の国際的グループへの加盟状況

当社は2015年10月に、世界第14位(2024年11月時点)の国際的会計事務所ネットワークであるクレストン・グローバル(Kreston Global)にメンバーとして加盟しました。

Kreston Globalは、世界114か国に160のファーム、総勢27,000名を超えるプロフェッショナルスタッフを擁するグローバルネットワークであり、監査、税務、アドバイザリー(コーポレートファイナンス)、リスクコンサルティングサービス等を提供しています。

当社がKreston Global に加入した目的は、当社に見合った国際的会計監査環境の変化に対する情報収集であり、これにより当社の監査品質の継続的向上に資するものであります。このほか人材育成プログラムの提供や最新ニュース等の提供を受けており、監査に関連する問題点等に係る国際的な潮流情報を入手することを加盟の主たる目的としております。

一般的にグローバルネットワークへの加入は監査手法等の使用が強制されるというリスクや経営方針への介入などのリスクがありますが、Kreston Global にはそのような縛りはありません。当社の独自性に鑑みてKreston Globalの監査業務用のツールは使用しない方針であります。

その一方で、Kreston Global が適切な情報伝達ができているという保証はないというリスクは残ります。このため、当社としては日本公認会計士協会からの情報発信には十分に注意してそのリスクを軽減しております。

また、会計監査の品質の確保や持続的監査品質の向上に重要な影響を及ぼすようなKreston Global との契約はありません。

Kreston Globalは、中小規模の事業会社及びミッドマーケット市場における信頼できるアドバイザーであり、独立した会計プロフェッショナルの国際ネットワークを

通じて、ビジネス上の目標・要望を達成する支援を行っています。また、会計プロフェッショナルは信頼性、継続性、イノベーションに基づき、クライアントとの関係構築を行っています。当社は各国に所属する他のKreston Globalのメンバーファームと互いに連携することでクライアントの海外進出をはじめとする様々なニーズに対応でき、グローバルな視点を持った高品質な監査サービスの提供が可能となっております。

年に1回のワールドカンファレンスと当社が属するアジア・パシフィックカンファレンスがあります。当社はアジア・パシフィックカンファレンスに継続的に参加しております。また、2024年の11月にはベルリンにおいて開催されたワールドカンファレンスに出席しております。

また、Kreston Global は、年間を通じてメンバーファーム向けに、監査・品質管理に関する国際基準、IFRS基準の最新情報、倫理・タックス等の規定に関するガイダンスなど多くの研修コースやマニュアル及びツールを提供しています。また、事業開発や顧客管理のトレーニングも提供しており、2023年からコネクテッド・リーダーシップ・プログラムを開始しています。

グローバルネットワークに属することにより、主に情報収集を中心にKreston Globalを活用しておりますが、監査用マニュアル類や監査用ツールは強制ではなく、当社の独自性に鑑みて利用しておりません。このように、Kreston Globalとの契約は、当社に大きな制約があるものではありませんが、ワールドカンファレンスと当社が属するアジア・パシフィックカンファレンスのいずれかに出席する義務はあります。

ジャパンデスク

ジャパンデスクとしては、海外のKreston Globalのメンバーファームからの問合せを受け付けておりますが、海外からのリファード業務(Kreston Globalのメンバーファームからの依頼業務)には、さほど注力しておりません。

グループ監査への対応状況

監査基準においては、グループ監査への対応が要求されています。すなわち、インストラクション(監査指示書)の送付だけでなく、海外の監査人とのミーティングや監査調書のレビュー等が必要不可欠なものとなってきています。海外の監査人とのミーティングは、監査計画段階・監査の実施段階・監査結果のまとめ段階などそれぞれの時点で、往査やZoomなどによるビデオ会議又はEメール等で実施されます。監査基準報告書600「グループ監査における特別な留意事項」に対応する必要がありますが、クライアントとの早期の調整も必要であり、海外の構成単位の監査人とのコミュニケーションがポイントになります。

当社では、英語だけでなく中国語も対応可能な人員を擁しており、海外の監査人とのコミュニケーションも円滑に進められる体制が整っております。

また、過去複数期間の海外拠点の財務数値を基礎として、当社の監査ツール委員会が独自に開発した趨勢分析及び異常点解析ツールを使用し、不正リスクの評価に役立てております。これは、重要な拠点に限らず行うことを基本としています。

なお、海外の監査人は、必ずしもKreston Globalに加盟している監査人に限っているわけではなく、Big4のネットワークを利用している場合も多くあります。

当社内には海外勤務経験者は数名在籍しているものの、当社に転職する前の経験者であり、当社が所属するKreston Globalのメンバーファームに出向させた実績はありません。これは、今後の課題として受け止めております。

社員及びシニアマネージャー・マネージャーに占める海外赴任経験者数

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
人 数	4人	6人	6人

当社は海外のメンバーファームに出向させておりませんので、海外現地での日本語対応はできていない状況にあります。しかしながら、クライアントの海外の重要な拠点や現地の監査人との密接なコミュニケーションが必要であることから、外国語によるビジネス会話に対応可能な者を増やすようにしております。

この結果、外国語によるビジネス会話対応可能者人数は、以下のようになっております。

(単位:人)

言語	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
英語	31	37	41
中国語	2	7	7
韓国語	1	1	1

※英語は、Versantの結果、一定の会話レベルの者及びTOEICが800点以上の者を集計しています。Versantとは、高度な言語認識・自動採点システムを利用しスマホやパソコンがあれば、日時や場所を問わず受験ができます。国内外のグローバル企業での採用のほか、米国防総省などの政府機関でもそのシステムが導入されている信頼性の高いテストです。



クレストン・アジア・パシフィックカンファレンスやワールドカンファレンスへの参加

2024年7月にベトナムのハノイで開催されたアジア・パシフィックカンファレンスに2名の社員が出席しました。そこでは、最新の会計・監査・ESG等の情報交換が行われました。

2023年11月には、将来の国際的にコネクト可能なリーダー育成目的により、Kreston Globalのコネクテッド・リーダーシッププログラム2023に1名を派遣しましたが、その後は派遣しておりません。対象者は、新任のパートナーやディレクタークラスで、より大きな業務、クライアント又はチームのリーダーシップを担おうとしている者を対象にして、6～8か月にわたるプログラムであり、持続可能な思考を開発する必要性を理解し、ネットワーク全体で共有されているKreston Globalの目的を共有し、国際的な環境で活躍するリーダーを育成するのが目的であり、ロンドンで実施されました。

2024年11月においてはドイツのベルリンで開催されたワールドカンファレンスに2名の社員が出席し、当社理事会において世界的な動向を踏まえた内容報告がなされております。

また、2025年11月にはアジア・パシフィックカンファレンスとワールドカンファレンスが同時に東京で開催され、15名の社員等が出席する予定であります。

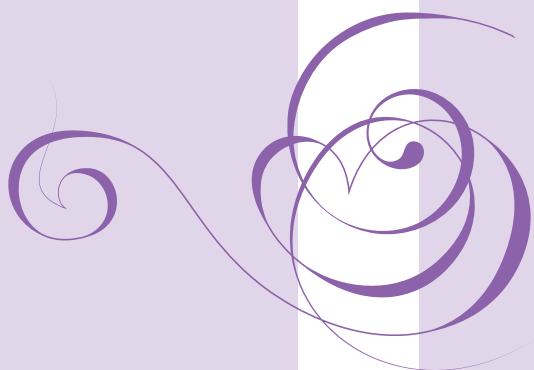
なお、ワールドカンファレンスでは、グループの意思決定が行われることはなく、決算及び予算等についての決議はネットを通じて行われています。





4

監査法人のガバナンス・コードの
適用状況



ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
原則1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	原則1 監査法人が果たすべき役割 当社の目的は、公正で厳格な監査を適正な費用で提供することにより、企業の財務情報への信頼性の付与と安心できる社会の実現に向け、企業の長期的な成長と発展をサポートすることにあります。 日本経済の活性化に監査を通じて貢献することが、当社の社会的役割であると考えております。 また、業務執行社員が補助者の意見を受け入れる風土を重視しており、業務執行社員が単独でクライアントとの打ち合わせを行い、会計処理等を決めてしまうことは禁止しております。 また、会計監査の品質を持続的に向上させるために、独自の研修プログラムを策定しております。	p.6 当社の特色 p.7 監査品質向上に向けた考え方 p.10 経営管理体制 p.12 経営の基本方針と果たすべき役割
1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	トップの姿勢 当社では、会計監査の品質の持続的な向上のために、理事長がその経営理念を社内の構成員に向けて伝達しており、その結果を受けて、社員及び職員がそれぞれの役割を主体的に果たしております。	p.6 当社の特色 p.7 監査品質向上に向けた考え方
1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	共通の価値観と行動指針 社内の構成員も重要なステークホルダーと考えているため、理事長からの新年における挨拶等を通じて、共通の価値観と行動指針が全構成員に伝わるようにアナウンスしているとともに、全構成員が遵守すべき「スタッフマニュアル」においてもこれらが明確に示されております。	p.10 経営管理体制 p.15 ステークホルダーの方々とコミュニケーション p.15 社内の構成員とのコミュニケーション
1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	専門要員への動機付け 当社では、人事考課における自己申告書を通じて要望を聞くだけでなく、人事考課結果のフィードバックにおいては、理事長自らが直接面談をすることにより、構成員の意見を聞き、組織運営委員会からの答申という形式で全員にその顛末を伝えております。これらのコミュニケーションでは、理事長	p.10 経営管理体制 p.15 ステークホルダーの方々とコミュニケーション p.15 社内の構成員とのコミュニケーション

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
	より、監査品質の持続的な向上が重要であるという経営方針とともに、職業的懐疑心を十分に発揮するように、各人に伝達されます。その結果を受けて、全構成員がそれぞれの役割を主体的に果たしております。 地方オフィスの構成員については、人事考課時点ではTeamsによる面談となり、対面での面談にはならないことから、理事長や組織運営委員会担当理事は、定期的に全ての地方オフィスに赴き、全員と直接面談することによりコミュニケーションを図っております。	
1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	開放的な組織文化・風土 当社は、監査業務に携わる監査チームのメンバーはその経験値に応じた業務を行っております。業務報告を通じて、会計・監査に関する問題点の議論が自由に行える環境を整備するように、理事長から社員に対して指示がなされており、監査チームの上位者が判断を押し付けるようなことは決していないように指導がなされています。	p.6 当社の特色 p.8 職位毎の人員構成及び全体に占める構成比率と開放的な組織文化・風土
1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置付けについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。 また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	非監査業務(グループ内含む。)の位置付け 当社の主な収益源は会計監査業務ですが、今後のいろいろな働き方を見据えた場合、公認会計士としての専門的能力を生かして別の分野で活躍することも重要であると考えており、実際にそのような業務を希望する者も増加しています。そのため、当社としては、そのような要望に応えるために、業務開発委員会を中心にデューデリジェンス業務やAUP(合意された手続業務)及びIPOを目指すクライアントに対する財務アドバイザリー契約等の非監査業務の受嘱にも注力する方針を継続しております。 また、当社としては、副業・兼業が監査業務に影響を及ぼさないことなどの諸条件を満たすことを前提として、利益相反や独立性に抵触しないことを品質管理部が確認した後に理事長宛に申請があった場合には、個別に検討した結果として、副業・兼業を容認することもあります。	p.8 非監査業務の位置付け p.28 品質管理の状況等 p.52 多様な働き方とワークライフバランスの実践

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
1-6. 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置付けについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	グローバルネットワークやグループ法人との関係性 当社がKreston Globalに加入した目的は、当社に見合った国際的会計監査環境の変化に対する情報収集であり、これにより当社の監査品質の継続的向上に資するものであります。このほか人材育成プログラムの提供や最新ニュース等の提供を受けており、監査に関連する問題点等に係る国際的な潮流情報を入手することを加盟の主たる目的としております。 一般的にグローバルネットワークへの加入は監査手法等の使用が強制されるというリスクや経営方針への介入などのリスクがありますが、Kreston Globalにはそのような縛りはありません。当社の独自性に鑑みてKreston Globalの監査業務用のツールは使用しない方針であります。 その一方で、Kreston Globalが適切な情報伝達ができているという保証はないというリスクは残ります。このため、当社としては日本公認会計士協会からの情報発信には十分に注意してそのリスクを軽減しております。 また、会計監査の品質の確保や持続的監査品質の向上に重要な影響を及ぼすようなKreston Globalとの契約はありません。	p.68 国際対応基盤 当社の国際的グループへの加盟状況
原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。	原則2 組織体制の強化 経営管理業務は理事会を中心に行っております。理事会の構成員がそれぞれの管掌を受け持ち、経営の重要事項に関しては理事会決議の下に意思決定を行っております。理事長が理事会の全体を掌握しており、当社の業務運営及び経営管理の全責任は理事長が負っております。 当社の最高意思決定機関は社員会であり、社員会で決定する重要事項が定められていますが、社員会は理事会の運営を監視する組織としても位置付けられております。	p.10 経営管理体制 p.12 経営管理組織 p.14 理事会

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
2-1. 監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当社の運営を行っている組織が、一般事業会社で言う取締役会に相当する理事会になります。理事会の上位に位置するのが社員会であり、監事会とともに理事会及び理事長の行動規範を監視するガバナンス体制をとっております。 理事長及び品質管理担当理事は経営・管理機能を十分に発揮できるように、監査の業務執行社員を担っておりません。 当社の理事会は原則として毎月第2月曜日に開催されておりますが、月次決算報告作業の関係から7営業日以降の任意の日で開催する場合があります。 当社の業務運営に関しては、理事長が全責任を負っております。	p.10 経営管理体制 p.14 理事会
2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ● 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	重要な業務運営における経営機関の役割 理事会は、理事長が議長を務めております。また、組織図にある監査業務部・品質管理部・事務管理部の部長は各理事が務めております。さらに、組織図とは別に、組織運営委員会・監査ツール委員会・サステナビリティ委員会・IFRS委員会・研修委員会・採用委員会・業務開発委員会・受嘱審議委員会・福利厚生委員会・衛生委員会・懲罰委員会(非常設)・クレストン2025特別委員会という12の委員会があり、それぞれ理事が分担して委員会運営を担当しております。 ● 当社の品質管理部は全員が専任者であり、上場会社等の財務書類に係る監査を実施している監査業務部との兼任は一切行わないという方針の下に、独立性の確保を行っております。品質管理部に所属する社員はCPA・AOBの元検査官、シニアマネージャーはJICPAの品質管理レビュー経験者で構成しております。	p.10 経営管理体制 p.14 理事会 p.10 経営管理体制 p.24 業務の品質管理に係る専任部署 p.24 専任の部門又は専任者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
● 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ● 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ● 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	● 当社は、監査業務の品質を合理的に確保するために、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を品質管理規程及び品質管理マニュアルにおいて定めております。また、監査マニュアル及び監査実施上のガイダンス並びに諸監査ツールを開発・整備して専門要員に対して研修の上、使用させています。クライアントに対してはその社会経済や経営環境に関するヒアリングを行い、共通の認識の下にリスクを特定して、監査上のリスクを明確にする監査手法を採用しております。 ● 人財は、採用後は継続的に教育・育成され、継続雇用され、以下のような能力を有するように指導されます。 ・当社が行う業務に関連する知識又は経験を有するなど、質の高い業務を一貫して行えること。 ・当社の品質管理システムの運用に関連する活動を行い、又は責任を果たすこと。専門要員は、その行動及び姿勢を通じて品質へのコミットメントを示し、その役割を果たすために適切な能力を開発及び維持し、毎年評価され、報酬又は給与が評価に基づき決定され、昇進がなされ、その他のインセンティブ等を通じて、責任を負い評価されます。 ● 当社は、品質管理システムの運用及び監査業務の実施・遂行を可能なものとするために、適切なテクノロジー資源を取得又は開発し、利用しております。 また、知的資源についても同様であり、職業的専門家としての基準及び適用される法令等と整合していることを確認の上、当社の監査手法を定めているマニュアルや監査ツール及びその他のガイダンス等を社内開発し、全ての専門要員が利用できるようになっております。 品質管理システムの運用及び業務の実施・遂行を可能にするために、適切なテクノロジーリソースを取得又は開発し、適用、維持及び利用していることが重要であると認識しております。	p.28 品質管理の状況等 品質管理基盤と監査 品質マネジメントの実施 p.36 業務の実施 p.28 品質管理基盤と監査 品質マネジメントの実施 p.40 当社の業務運営に関する資源(リソース) p.40 人的リソース p.41 テクノロジーリソース及び知的資源の取得又は開発、維持及び利用に関する方針又は手続

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
2-3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	経営機関の構成員の選任 理事長及び品質管理担当理事は経営・管理機能を十分に発揮できるように、監査の業務執行社員を担っておりません。 当社の業務運営に関しては、理事長が全責任を負っております。 現状では、理事会は10名で構成されております。理事のうち9名は、3年毎に実施される社員による選挙によって選任され、監査法人運営に携わっております。さらに1名は理事長の推薦により1年の任期で選任され、理事長が必要と認める業務を遂行しております。	p.10 経営管理体制 p.14 理事会
原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	原則3 経営機能の監督・評価 当社では3名で構成される監事会を設置しており、監事の過半数は監査及び証券市場に知見のある社外見識者によって構成されています。監事会は、事業年度開始後に年間の監査計画を作成して、監事による業務監査を実施しております。	p.10 経営管理体制 p.14 理事会 p.20 監事会
3-1. 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。 また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	監督・評価機関 監事は、理事会に出席し、理事等による業務運営が適切であるかどうかを監視し、監査法人の運営状況についての客観的な意見を述べています。	p.10 経営管理体制 p.14 理事会 p.20 監事会
3-2. 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。 併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	独立性を有する第三者 監事会は3名で構成されていますが、うち2名は独立した第三者に就任いただいています。 監査法人が実効的な経営機能を発揮することによって、会計監査の品質を確保し、その持続的向上を図り、公益的な役割を果たすことができるように、独立性を有する監事はその知見に基づいて当社の経営機能の実効性を監督・評価し、その組織的な運営及び経営執行体制、監督機	p.10 経営管理体制 p.12 経営管理組織 p.20 監事会

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
	能の充実に係る助言・提言を行っています。また、監査法人として適切な業務管理システムが整備運用されているかについて、独立した視点から助言・提言を行っています。	
3-3. 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ● 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ● 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	独立性を有する第三者の役割 監事会は以下の役割を担っており、理事長は、年に1回、監事会より日常業務のヒアリングを受けております。 ● 理事会運営の実効性に関する評価 ● 理事長による社員の評価及び報酬の決定過程 ● 組織の規模に見合った理事会の構成員と独立した第三者としての監事の選退任プロセスに対する意見 ● 人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針等に関する意見 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況、通報された情報の調査及び是正状況の評価 ● クライアント、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換方法に対する意見	p.10 経営管理体制 p.20 監事会
3-4. 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	監事会に対する情報提供 監事は、理事会に出席し、理事による業務運営が適切であるかどうかを監視し、運営状況についての客観的な意見を述べています。理事会での審議内容を事前に十分に検討できるように、理事会開催の一定期間前(1週間前)までに理事会での協議資料を各監事に提供しております。	p.10 経営管理体制 p.20 監事会
原則4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	原則4 業務体制の整備 理事会は社員に対して監査法人運営の業務執行状況を伝達する必要があることから、決議する議案がない場合であっても、社員会は年に6回を偶数月に開催しており、6月は次年度の予算承認、8月は決算確定の議案が通常の議案以外に追加されております。社員会では、理事からの一方的な発言の会議体にならないように、各社員からの発言を積極的に受け付けております。	p.10 経営管理体制 p.14 社員会 p.15 ステークホルダーの方々とコミュニケーション

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
	また、重要な監査上の論点等については、理事会で品質管理担当理事から報告を受け、理事会で検討した結果等を議事録として全ての社員に公開することにより、社員の共通認識として浸透させております。 さらに、当社は、重要な財産である人財には、積極的に投資する経営方針であり、人財の育成・確保を強化しております。また、クライアントとの間においても、監査チームによる経営者ヒアリングやミーティングにおいて、業務品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行っております。	
4-1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	会計監査の品質向上に向けた意見交換 当社では、重要な監査上の論点等については、理事会で品質管理担当理事から報告を受け、理事会で検討した結果等を議事録として全ての社員に公開することにより、社員の共通認識として浸透させております。監査チームは、個別の監査業務に関する質問等については、審査時点で監査意見が変更にならないように十分留意して、品質管理部に対して専門的な見解の問合せを実施して意見交換を行うこととしております。	p.10 経営管理体制 p.14 社員会 p.28 品質管理基盤と監査品質マネジメントの実施 p.37 専門的な見解の問い合わせの方針及び手続
4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針 当社では、個別の監査チーム編成では偏りがないようなチーム編成を求めている、人的評価を含む品質管理に関してレポーティング・ラインを設置しています。このレポーティング・ラインは、監査品質の最終責任を負うこととなる理事長と品質管理システムの運用責任者である品質管理担当理事及び組織運営委員会管掌理事のみがアクセスすることができます。 職員の人事考課は、毎年、人事考課方法に関して全ての従業員を対象に説明を行い、人財の士気を高めるような監査品質に対する評価に重点を置いた人事評価制度を整備・運用しております。評価に当たっては、偏りがないように複数人による評価を行っております。	p.28 品質管理基盤と監査品質マネジメントの実施 p.36 業務の実施 p.37 業務を担当する社員その他の補助者の選任 p.48 人的基盤 人的基盤の充実に関する基本的な考え方

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ● 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ● 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ● 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ● 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	人材育成の方針 当社では、経験値の高い人材から低い人材までをバランスよく監査チーム編成することを心がけており、OJTを通じた監査に必要な懐疑心の発揮ができるような人材育成を行っております。 当社ではAUP業務や海外の提携先からの委託業務などの通常の監査業務とは異なった業務を極力経験させるように心がけておりますが、監査に関連する団体以外の事業会社への出向は考えておりません。 構成員の過去の経験等は、組織運営委員会によって本人の希望も考慮しながら、計画的に活用することとしております。 また、テレワークやスライドワークの活用、さらにはMicrosoft365により円滑な連絡及び情報伝達やWeb会議を通じて効率的に業務を実施することにより、監査に限らない自己能力開発に取り組むことができる環境作りを行っているだけでなく、外部の研修機関と契約し、あらゆる分野の研修を受講できるようになっております。	p.48 人的基盤 人的基盤の充実に関する基本的な考え方
4-4. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	被監査会社との間での十分な意見交換や議論 当社はクライアントとのコミュニケーションを重視しており、CEO・CFO等の経営幹部及び監査役等との間での監査上のリスク等に関するコミュニケーションに重点を置き、適切な監査リスクを特定して、十分な意見交換をする方針であります。 チームミーティングにおいては、対話を通じて監査業務に対する士気の低下を防止する策を実施しております。また、常に職業的懐疑心や職業的専門家としての監査への取組を保持し発揮できるようにしております。	p.28 品質管理基盤と監査品質マネジメントの実施 p.36 業務の実施
4-5. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	内部及び外部からの通報 社員及び職員の業務が法令及び定款に適合することを確保するため、各種規程を制定するとともに、研修を通じて周知しております。	p.10 経営管理体制 p.26 法令遵守に関する措置

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
	また、社員及び職員による法令等の違反行為又は違反するおそれのある行為に関して、内部通報制度や外部通報制度を整備しており、ホームページに記載の法律事務所に匿名で伝達ができるようになっております。 法律事務所では、通報者が不利な取扱いを受けないように保護されることとなっております。このようにして、法令順守の実効性を担保しております。	
原則5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組に対する内外の評価を活用すべきである。	原則5 透明性の確保 当社の主たる業務である監査業務が社会の期待に応え得るようになるためには、当社の業務運営上の考え方だけでなく、様々な資本市場のステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて、社会からの期待についての理解をアップデートし、当社の業務運営方針に反映させることが必要であると考えております。 そのために、能動的な取組として、業務開発委員会が中心となって外部の証券会社等の市場参加者からの意見聴取を行い、理事会は、その結果の報告を受けて経営上の判断材料としております。なお、この意見聴取においては、当社のホームページで公開している監査法人のガバナンス・コードの適用状況についても、意見を伺っております。	p.10 経営管理体制 p.15 ステークホルダーの方々と のコミュニケーション
5-1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組について、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	会計監査の品質向上に向けた取組についての閲覧体制 監査品質向上のための取組として、日本公認会計士協会のホームページの「上場会社の監査を担う中小監査事務所のトップメッセージサイト」において動画や法人情報を公開するとともに、当社のホームページにおいても動画を公開しております。 このような動画の公開により、様々な資本市場のステークホルダーの皆様からのお問い合わせや積極的なご意見を通じて、コミュニケーションを図ることとしております。ホームページ等を通じて得られた意見については、理事会で協議し、改善が必要と	p.10 経営管理体制 p.15 ステークホルダーの方々と のコミュニケーション

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
	認められる事項については改善計画を立案し、当社の取組状況を変更することとしております。	
5-2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ●会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ●法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ●監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI : Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組に関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ●監査法人における品質管理システムの状況	運営方針 当社の規模及び特性等を踏まえた運営方針としては、以下のようなものがあります。 ●会計監査の品質の持続的な向上のために、理事長が経営理念を社内外に向けて公表しております。 ●経営理念を当社の構成員が共通の価値観として継続的に保持できるように、スタッフマニュアルにおいて示しております。 ●クライアントに適切な監査業務を提供するためには、バランスの取れた人員構成が必要であると認識しております。適切な監査を行っていくためには適切な人員構成を目指し、実現できたならばそれを維持しなければなりません。そのために、いくつかの指標について当社としての目標値を定めており、その目標値に近くなるように運営しております。この結果、ステークホルダーに当社の適切な監査実施体制の一要因が理解されるとともに、監査品質の向上にもつながると確信しております。当社は、この「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」においてKPIとして8項目のAQIを示しております。 ●品質管理システムに関して、理事長が最終的な責任を負っております。また、品質管理システムに関する整備及び運用に関する責任は品質管理担当理事が負っております。これに加え、各業務プロセスにおける品質管理に関する責任は管掌する理事が負っております。監査業務部担当理事が、セルフアセスメントシートにより事業年度を通じてモニタリングを行うとともに、不備が識別され	p.6 当社の特色 p.7 監査品質向上に向けた考え方 p.10 経営管理体制 p.12 経営の基本方針と果たすべき役割 p.8 職位毎の人員構成及び全体に占める構成比率と開放的な組織文化・風土 p.28 品質管理基盤と監査品質マネジメントの実施

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
●経営機関等の構成や役割 ●監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ●法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置付けについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	た場合には、その重要性和と広範性を勘案して、根本原因に応じて識別された不備に対処するための是正措置を講じております。 ●経営管理業務は理事会を中心に行っております。理事会の構成員がそれぞれの管掌を受け持ち、経営の重要事項に関しては理事会決議の下に意思決定を行っております。理事長が理事会の全体を掌握しており、当社の業務運営及び経営管理の全責任は理事長が負っております。 また、最高意思決定機関は社員会であり、社員会で決定する重要事項が定められていますが、社員会は理事会の運営を監視する組織としても位置付けられております。 さらに、当社では3名で構成される監事会を設置しており、監事の過半数は監査及び証券市場に知見のある社外見識者によって構成されています。監事会は、事業年度開始後に年間の監査計画を作成して、監事による業務監査を実施しております。 ●監査法人が実効的な経営機能を発揮することによって、会計監査の品質を確保し、その持続的向上を図り、公益的な役割を果たすことができるように、独立性を有する監事はその知見に基づいて当社の経営機能の実効性を監督・評価し、その組織的な運営及び経営執行体制、監督機能の充実に関する助言・提言を行っております。また、監査法人として適切な業務管理システムが整備運用されているかについて、独立した視点から助言・提言を行っております。 ●当社としては、業務開発委員会を中心にデューデリジェンス業務やAUP及びIPOを目指すクライアントに対する財務アドバイザー契約等の非監査業務の受嘱にも注力する方針を継続しております。 なお、いわゆるコンサルティング業務については、積極的には実施しない方針であります。	p.10 経営管理体制 p.12 経営管理組織 p.10 経営管理体制 p.20 監事会 p.6 当社の特色 p.8 非監査業務の位置付け

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
●監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	しかしながら、構成員のコンサルティング能力を高めたいという要望もあることから、構成員にとって有益であると考えられるコンサルティング業務の機会がある場合にはその業務内容から利害関係及び独立性を慎重に判断して、監査業務に支障が生じない範囲内において実施することとしております。 ●IT基盤の整備及び運用については「情報システム管理規程」及び「情報システム管理マニュアル」に基づいて事務管理部ITサポートグループが所管しております。当社では、2020年より全ての監査業務に電子監査調書システムを導入し、原則として全ての監査調書を電子化しております。全職員(非常勤者を含む。)に貸与している物理PC(ノートPC)の紛失による情報漏洩への対策及びリモートワーク環境整備として、外部アプリケーションを利用した物理PCのハードディスク断片化(暗号化)技術による情報漏洩対策、及びマルウェアやサイバー攻撃に対応するため物理PCで起こる不審な動きをリアルタイムで監視・検知する防御対策、並びにセキュリティ機能を備えたVPNソフトウェアの導入を行っております。 また、クラウド環境でファイルサーバ、監査調書データサーバ、ディレクトリサーバ等を運用し、日次で国内サイトへのバックアップを実施することで、ハードウェア等の故障、自然災害等による監査調書データ及び管理データの消去並びにサービス停止のリスクを低減するとともに、業務を継続する体制を整備しております。 あわせて、社会環境や働き方の変化への柔軟な対応、効率的な業務時間の使い方を追求しており、そのためのIT関連投資金額を年々増加させています。	p.58 IT基盤 IT基盤の整備状況

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
●規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材教育方針 ●特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	●当社は、パートナーと言われる社員の数が多いという特徴があります。監査チーム編成は各クライアントの状況に応じて組成されますので、監査チームの構成は一概には言えないものであります。 おおよそではありますが、職位としては業務を執行する社員、シニアマネージャーからシニアまで、並びにジュニアが同数程度、そこに約半分のアシスタントが在籍しており、1:1:1:0.5という構成で監査業務に従事するようなチーム構成になっております。 研修方針策定に際して重視したものの一つは、「監査品質の向上を図る研修の充実」でもう一つは「ランク別研修の充実」です。 なお、監査品質の維持・向上のためには、現行の監査の基準が求める水準を理解することが必要であるため、常に1名はJICPAの品質管理レビューアーとして出向させる方針であります。これによりレビューアーの視点を会得することができるため、復職した時点ではその経験を監査実務で発揮できるように、監査業務部に戻る人事を行っております。 ●独立性の問題により、特定のクライアントに対する依存度が高い場合は、将来において監査業務を自ら辞退しなければならなくなります。当社は15%ルールには抵触しておらず、監査業務の報酬依存度に関するサステナビリティでの危惧はありません。	p.6 当社の特色 p.8 職位毎の人員構成及び全体に占める構成比率と開放的な組織文化・風土 p.49 監査従事者に対する研修状況と人事考課 p.28 品質管理基盤と監査品質マネジメントの実施 p.32 職業倫理及び独立性 p.66 財務基盤 報酬依存度に関するサステナビリティ

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
●海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ●監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価	●海外の監査人とのミーティングや監査調書のレビュー等が必要不可欠なものとなってきております。 海外の監査人とのミーティングは、監査計画段階・監査の実施段階・監査結果のまとめ段階などそれぞれの時点で、往査やZoomなどによるビデオ会議又はEメール等で実施されます。監査基準報告書600「グループ監査における特別な留意事項」に対応する必要がありますが、クライアントとの早期の調整も必要であり、海外の構成単位の監査人とのコミュニケーションがポイントになります。 当社では、英語だけでなく中国語も対応可能な人員を擁しており、海外の監査人とのコミュニケーションも円滑に進められる体制が整っております。 ●監査業務部担当理事が、セルフアセスメントシートにより事業年度を通じてモニタリングを行うとともに、不備が識別された場合には、その重要性和広範性を勘案して、根本原因に応じて識別された不備に対処するための是正措置を講じております。 理事長は、これらのプロセスの結果を踏まえて、2025年6月30日を評価基準とする評価を実施した結果、当社の品質管理システムは、その目的が達成されているという合理的な保証を当社に提供していると評価しております。	p.68 国際対応基盤 p.69 グループ監査への対応 p.28 品質管理基盤と監査品質マネジメントの実施 p.29 品質管理システムの実施状況と評価結果
5-3. グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ●グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	グローバルネットワーク加盟とグループ経営 当社は2015年10月に、世界第14位(2024年11月時点)の国際的会計事務所ネットワークであるクレストン・グローバル(Kreston Global)にメンバーとして加盟しました。 ●Kreston Globalは、世界114か国に160のファーム、総勢27,000名を超えるプロフェッショナルスタッフを擁するグローバルネットワークであり、監査、税務、アドバイザリー(コーポレートファイナンス)、	p.68 国際対応基盤 当社の国際的グループへの加盟状況 p.68 国際対応基盤 当社の国際的グループへの加盟状況

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
●グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	リスクコンサルティングサービス等を提供しています。 Kreston Globalとの契約は、当社に大きな制約があるものではありませんが、ワールドカンファレンスと当社が属するアジア・パシフィックカンファレンスのいずれかに出席する義務はあります。 ●当社がKreston Global に加入した目的は、当社に見合った国際的会計監査環境の変化に対する情報収集であり、これにより当社の監査品質の継続的向上に資するものであります。このほか人材育成プログラムの提供や最新ニュース等の提供を受けており、監査に関連する問題点等に係る国際的な潮流情報を入手することを加盟の主たる目的としております。 ●Kreston Global が適切な情報伝達ができているという保証はないというリスクは残ります。このため、当社としては日本公認会計士協会からの情報発信には十分に注意してそのリスクを軽減しています。 ●会計監査の品質の確保やその他持続的監査品質の向上に重要な影響を及ぼすようなKreston Global との契約はありません。	p.68 国際対応基盤 当社の国際的グループへの加盟状況 p.68 国際対応基盤 当社の国際的グループへの加盟状況 p.68 国際対応基盤 当社の国際的グループへの加盟状況
5-4. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組などについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	積極的な意見交換 業務開発委員会が中心となって外部の証券会社等の市場参加者からの意見聴取を行い、理事会は、その結果の報告を受けて経営上の判断材料としております。なお、この意見聴取においては、当社のホームページで公開している監査法人のガバナンス・コードの適用状況についても、意見を伺っております。 また、監査品質向上のための取組として、日本公認会計士協会のホームページの「上場会社の監査を担う中小監査事務所のトップメッセージサイト」において動画や法人情報を公開するとともに、当社のホームページにおいても動画を公開しております。	p.10 経営管理体制 p.15 ステークホルダーの方々とコミュニケーション

ガバナンスコードの5原則24指針	当社の対応状況	当報告書での記載箇所
	このような動画の公開により、様々な資本市場のステークホルダーの皆様からのお問い合わせや積極的なご意見を通じて、コミュニケーションを図ることとしております。	
5-5. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組の実効性を定期的に評価すべきである。	監査品質の向上に向けた取組の実効性を確保 当社は、品質管理システムの一環として、「監査品質マネジメントマニュアル」において定めたセルフアセスメントシートによって品質管理目的を阻害するリスクを検討し、その対応状況を確認しました。 当社のセルフアセスメントシートを使用したモニタリングは、監査業務部担当理事により適宜に行われ、理事長及び品質管理担当理事に報告され、必要な改善実施がなされました。 リスク評価は、反復的なプロセスであり、新たなリスクが確認された場合、又は既存のリスクが関連性を失ったと判断された場合には、リスク評価は更新されることになります。	p.28 品質管理基盤と監査品質マネジメントの実施 p.29 当社のリスク評価プロセスと評価結果
5-6. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	組織的な運営改善 業務開発委員会が中心となって外部の証券会社等の市場参加者からの意見聴取を行い、理事会は、その結果の報告を受けて経営上の判断材料としております。なお、この意見聴取においては、当社のホームページで公開している監査法人のガバナンス・コードの適用状況についても、意見を伺っております。 また、監査品質向上のための取組として、日本公認会計士協会のホームページの「上場会社の監査を担う中小監査事務所のトップメッセージサイト」において動画や法人情報を公開するとともに、当社のホームページにおいても動画を公開しております。 このような動画の公開により、様々な資本市場のステークホルダーの皆様からのお問い合わせや積極的なご意見を通じて、コミュニケーションを図ることとしております。	p.10 経営管理体制 p.15 ステークホルダーの方々とのコミュニケーション

5

上場会社等主要な被監査会社名

2025年8月31日現在における当社の上場会社等主要な被監査会社は以下のとおりです。

金融商品取引法及び会社法監査

大日本印刷株式会社	東証プライム
タカラスタンダード株式会社	東証プライム
科研製薬株式会社	東証プライム
株式会社小糸製作所	東証プライム
リズム株式会社	東証プライム
株式会社ティラド	東証プライム
株式会社東光高岳	東証プライム
株式会社河合楽器製作所	東証プライム
岡部株式会社	東証プライム
ニチモウ株式会社	東証プライム
三光合成株式会社	東証プライム
株式会社エコス	東証プライム
株式会社パイロットコーポレーション	東証プライム
株式会社タカミヤ	東証プライム
株式会社北里コーポレーション	東証プライム
日産東京販売	
ホールディングス株式会社	東証スタンダード
サクサ株式会社	東証スタンダード
株式会社精工技研	東証スタンダード
ロンシール工業株式会社	東証スタンダード
東洋電機製造株式会社	東証スタンダード
株式会社ニッピ	東証スタンダード
株式会社ニレコ	東証スタンダード
丸善 CHI ホールディングス株式会社	東証スタンダード
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	東証スタンダード・札幌証券取引所
大木ヘルスケアホールディングス株式会社	東証スタンダード
ナラサキ産業株式会社	東証スタンダード・札幌証券取引所
株式会社大冷	東証スタンダード

タケダ機械株式会社	東証スタンダード	株式会社ジオコード	東証スタンダード
高砂鐵工株式会社	東証スタンダード	株式会社ジェーソン	東証スタンダード
イワブチ株式会社	東証スタンダード	アトムリビンテック株式会社	東証スタンダード
株式会社日本ピグメントホールディングス	東証スタンダード	SCAT株式会社	東証スタンダード・名古屋証券取引所
株式会社タカキタ	東証スタンダード・名古屋証券取引所	株式会社アルマード	東証スタンダード
株式会社ユニリタ	東証スタンダード	株式会社桜井製作所	東証スタンダード
株式会社マキヤ	東証スタンダード	株式会社光陽社	東証スタンダード・名古屋証券取引所
株式会社白鳩	東証スタンダード	楽待株式会社	東証スタンダード
トーソー株式会社	東証スタンダード	株式会社歯愛メディカル	東証スタンダード
株式会社ディーエムエス	東証スタンダード	ジーエルテクノホールディングス株式会社	東証スタンダード
滝沢ハム株式会社	東証スタンダード	株式会社ジェノバ	東証グロース
株式会社ティムコ	東証スタンダード	株式会社コラボス	東証グロース
株式会社ホクリヨウ	東証スタンダード	株式会社インターネットインフィニティー	東証グロース
フロイント産業株式会社	東証スタンダード	株式会社 pluszero	東証グロース
日本化学産業株式会社	東証スタンダード	株式会社ロジネットジャパン	札幌証券取引所
株式会社アビスト	東証スタンダード		
株式会社ヤマザキ	東証スタンダード・福岡証券取引所		
アゼアス株式会社	東証スタンダード		
株式会社宇野澤組鐵工所	東証スタンダード・名古屋証券取引所		
株式会社エスロー・エージェント・ジャパン	東証スタンダード		
株式会社重松製作所	東証スタンダード		
エンカレッジ・テクノロジー株式会社	東証スタンダード		
田中精密工業株式会社	東証スタンダード		
株式会社アルバイトタイムス	東証スタンダード		
株式会社パピレス	東証スタンダード		
日本プリメックス株式会社	東証スタンダード		
株式会社ヒップ	東証スタンダード		



会社法監査

中山鋼業株式会社
三信建設工業株式会社
日管株式会社
たまご&カンパニー株式会社
小糸九州株式会社
不二電子工業株式会社
株式会社ナカヨ
株式会社ホロン
三井精機工業株式会社
岩崎電気株式会社
株式会社DNPテクノパック
株式会社DNPファインケミカル
株式会社DNPロジスティクス
第一中央汽船株式会社
株式会社浜名湖国際頭脳センター
株式会社毎日新聞グループホールディングス
株式会社毎日新聞社
株式会社ゼノラボ
大日本商事株式会社
日本ライトン株式会社
株式会社丸善ジュンク堂書店
日産東京販売株式会社
株式会社ニッセンホールディングス
全管協れいわ損害保険株式会社
港南四丁目開発株式会社
ジャバントラスト債権回収株式会社
株式会社DNPプロアカウンティング
株式会社近畿しんきんカード
株式会社東和エンジニアリング

公益法人

一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団
公益財団法人三越厚生事業団
一般財団法人会計教育研修機構
一般財団法人生産技術研究奨励会
一般財団法人日本チタン協会
一般社団法人プレス浜松

学校法人

学校法人 C2C Global Education Japan
学校法人愛国学園
学校法人京都文教学園
学校法人光の子学園
学校法人信愛学園

国立大学法人・独立行政法人・ 地方独立行政法人

国立大学法人旭川医科大学
北海道公立大学法人札幌医科大学

